

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、高い実績値となった昨年度からは数字を下げたものの、年度目標をほぼ達成したことから、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	50.0%	0.98	50.0%
			57.5%	48.9%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					
27 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度 3% 程度向上させることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進（防災対策部）	新地震・津波対策行動計画の進捗率	—	—	20.0%	60.0%	1.00	100.0%
		—	—	25.9%	61.8%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数		6回	6回	7回	1.00	8回
		5回	7回	7回	8回		
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率		29.0%	36.0%	43.0%	0.72	50.0%
		23.1%	27.0%	27.0%	31.1%		
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数		40,000人	42,000人	46,000人	0.93	50,000人
		36,000人	38,500人	40,200人	42,900人		
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率		71.4%	68.6%	71.4%	1.00	82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%	71.4%		
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合		84.5%	86.4%	88.2%	0.98	90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%	86.5%		
11107 緊急輸送ルート [*] の整備（県土整備部）	緊急輸送道路 [*] に指定されている県管理道路の改良率		91.2%	91.2%	92.3%	1.00	94.5%
		91.2%	91.2%	92.3%	94.5%		
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率		83.3%	83.5%	83.7%	1.00	84.0%
		82.8%	82.9%	83.3%	83.8%		
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100.0%	100.0%	100.0%	0.99	100.0%
		99.6%	99.6%	99.7%	99.6%		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,376	5,913	3,721	3,494
概算人件費		848	956	897	
（配置人員）		（94人）	（104人）	（101人）	

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①「紀伊半島大水害」や「平成 26 年 8 月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正内容などをふまえるとともに、新たにタイムラインの導入方針を示した「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを実施。「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」について、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるための必要な修正を実施
- ②三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ. j p」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を実施。被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8 月 22 日）を実施
- ③「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、熊野市の二木島町と木本町の 2 地区で新たに取組を実施するとともに、紀宝町鶉殿地区でも取組を実施。また、南伊勢町、津市では昨年度に引き続き「My まっぷらん」*を活用した津波避難計画作成の取組を実施。「避難所運営マニュアル」については、平成 25 年度から継続して四日市市、伊賀市で取組が実施され、熊野市新鹿地区では、平成 26 年度から新たに取組を始めるとともに、いなべ市、名張市、南伊勢町でも取組を開始
- ④防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況を共有するとともに情報交換を実施
- ⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成 25 年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめ、防災対策会議幹事会（9 月 11 日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10 月 8 日）に報告。また、計画については、ホームページ（「防災みえ. j p」）で周知するとともに、冊子を印刷（5 月：1,200 部、7 月：800 部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼
- ⑥桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、平成 26 年 4 月に県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立。実務レベルの検討会議（6 月 3 日～10 月 15 日：7 回）で必要なハード・ソフト対策について検討を重ね、11 月 7 日の第 2 回協議会において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、国に政策提言を行うとともに、新たな財政支援制度を創設
- ⑦主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を推進。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6 月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催。さらに、鳥羽市では、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10 月～2 月：3 回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施。紀北町については、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8 月～3 月：3 回）を実施
- ⑧「三重県新風水害対策行動計画」の策定について、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議」を開催（7 月、12 月）して有識者等を交えた検討を進めるとともに、市町・消防本部担当者との意見交換（8～9 月、11 月）、パブリックコメント（12～1 月）などを実施し、本県における風水害対策にかかる重要課題をふまえた 40 の重点行動項目を含めた、151 の行動項目を取りまとめ、3 月 18 日に公表
- ⑨原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見を聞きながら検討を行い、取りまとめのうえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」に記載

- ⑩地域減災力強化推進補助金について、各市町のより実情に即した事業展開を支援するため、補助金の対象用途の拡充を図り、29市町に245,383千円（3月末実績）を交付
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、検討を実施。県境を越える広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、協議を実施
- ⑫東日本大震災への支援について、「三重県東日本大震災支援本部員会議」（4回開催）により全庁で情報を共有するとともに、被災地への支援や県内避難者への被災県情報誌等の情報提供（24件配布）を実施
【災害対応力の充実・強化】
- ①災害対応力の充実・強化に向け、県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を実施
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けた整備を推進
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、平成5年4月の運航開始から22年を経過し、平成26年度の活動件数は248件、飛行時間は208時間（26年度末までの活動件数5,924件、飛行時間6,260時間）
- ④平成26年9月8日に国民保護図上訓練を実施し、国民保護措置に関する一連の対応を確認
- ⑤大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。国・県・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備および道路構造の強化を推進
- ⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を推進
【「協創」による地域防災力の向上】
- ①企業防災力の向上に向け、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応。11月14日、15日に開催された「みえリーディング産業展2014」に出展し、県内企業に相談窓口の設置をPRするとともに、地域別企業防災研修を4地域で開催
- ②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座に48名が受講。女性に限定したみえ防災コーディネーター*の新規育成講座では、31名を認定するとともに、女性を中心とした専門職防災研修では37名が修了。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、23市町の職員が受講。このほか、「みえ防災人材バンク」の枠組を構築し、みえ防災コーディネーター等が、市町や地域の防災活動支援で活躍できるよう、バンクへの登録を促進（112名）
- ③啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった防災・減災に向けた取組を中心に紹介。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催。「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集を実施
- ④「自主防災組織活動実態調査」を実施。訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練など実践的な訓練は徐々に増えているものの、県内各地域における活動の活性化には至っていないことが判明
【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】
- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を推進するとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備に着手
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」を実施。また、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた概要構想を作成

- ③警察本部が保有するヘリコプターに搭載したヘリコプターテレビシステムにより、三重県総合防災訓練（図上訓練）に対応して映像配信するなど、災害発生時の情報収集・伝達訓練に努めたほか、老朽化により故障したヘリコプターテレビシステムの更新に向けた取組を推進

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化工事に対する補助を実施（3病院で工事实施、うち2病院に補助を実施）
②災害医療コーディネーターを対象とした研修会を開催するとともに、災害医療訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進
③医療従事者を対象とした研修を実施するとともに、DMAT*（災害派遣医療チーム）を対象とした訓練や研修へのDMAT隊員の参加を促進
④災害医療訓練等を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認
⑤地域の実情に即した災害医療体制の整備について、検討・協議・情報交換等を行う地域災害医療対策会議を開催

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅戸別訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施するとともに、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施
②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震対策を支援するため、耐震診断および耐震改修の補助を実施

【緊急輸送ルートの整備】

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を実施
②消防救急無線（共通波）のデジタル化の整備。平成27年4月の運用開始に向け、県内消防本部で構成する消防救急無線デジタル化推進協議会と連携し、維持管理を含めた運用方法を検討
③消防団の充実強化を図るため、三重県消防協会と連携し団員の入団促進等に取り組むとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを実施
④救急救命活動の向上を図るため、救急救命士の養成を支援し、資質の向上につながる講習等を実施

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果について、6月に開催された四日市コンビナート防災協議会を通じてコンビナート事業者への説明を実施。7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催。石油コンビナートの防災対策がより促進されるよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを実施
②高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①平成25年度に公表した「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」および「地震被害想定調査結果」を受けて「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に応えるとともに、必要なデータ提供を行いました。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しについては、「紀伊半島大水害」や「平成26年8月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正などをふまえ、「三重県版タイムライン（仮称）」を新たに策定することなどの新規対策を加えた見直しを行い、3月に公表しました。今後はこの

方針に基づき、着実に風水害対策を進める必要があります。「地域防災計画（地震・津波対策編）」についても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるために必要な修正を行い、3月に公表しました。市町の地域防災計画についても同様の見直しが進められているところであり、引き続き必要な支援を行う必要があります。

- ②三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を図りました。また、被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月22日）を実施しました。今後も引き続き、県民への周知を図るとともに、市町や防災関係機関、企業等が避難対策の検討やハザードマップの策定、BCP*の策定等、地震被害想定調査結果の防災・減災対策への具体的な活用を進める際の様々な支援要請に応じていく必要があります。
- ③「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組が行われたほか、鳥羽市、紀宝町でも取組が始まるなど、合わせて5市町16地区で取組が行われましたが、北中部への広がりが少ない状況にあります。「避難所運営マニュアル」についても同様に、取組に対する実地支援を行った結果、名張市内の4地区で作成に取り組みられたほか、いなべ市や熊野市でも取り組まれるなど、合わせて7市町17地区で取組が行われました。今後は、より一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備する必要があります。
- ④防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況の共有や情報交換を実施しました。今後も引き続き、地域や住民の自主的な取組が促進されるよう、本庁と地域機関との連携を強化していく必要があります。
- ⑤「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成25年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめました。結果については、防災対策会議幹事会（9月11日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月8日）に報告しました。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月：1,200部、7月：800部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼しました。今後も計画の着実な推進を図るとともに、さらなる広報に努める必要があります。
- ⑥桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手し、平成26年4月に、県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立しました。その後、実務レベルの検討会議（6月3日～10月15日：7回）において必要なハード・ソフト両面からの対策について検討を重ね、11月7日の「第2回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、秋の政策提言活動において国に政策提言を行いました。加えて、「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進補助金」を創設し、両市町の津波避難対策の取組を支援する仕組みを構築しました。今後は、関係市町とともに広域避難の具体的な方策を検討・構築し、国への政策提言活動も実施しながら地域の安心・安全の確保につなげていく必要があります。
- ⑦「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、平成26年度は鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を進めることとし、両市町との協議を進めました。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催しました。これを受けて鳥羽市では、10月に、観光関係者による、災害時の帰

宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施しました。また、紀北町において、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を行いました。今後も両市町と連携し、津波避難対策や帰宅困難者となった観光客への対策など、具体的な課題設定に基づく対策の検討と実践を進めていく必要があります。

- ⑧「三重県新風水害対策行動計画」の策定に取り組み、有識者等からなる「防災・減災対策検討会議（7月、12月開催）等の審議内容や議会やパブリックコメントなどの意見等をふまえながら関係部局、市町、関係機関等との調整を図り、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を始めとする40の重点行動項目を含めた151の総合的な風水害対策にかかる行動項目を取りまとめて平成27年3月に公表しました。今後は、計画に掲げた行動項目を着実に実践していく必要があります。
- ⑨原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら引き続き検討していく必要があります。
- ⑩地域減災力強化推進補助金について、津波避難施設や津波避難路整備、避難所の機能強化対策など、29市町の170事業に対して245,383千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う平成27年度に津波避難対策等を重視した現行制度の見直しについて検討を行っていく必要があります。
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、引き続き検討を進める必要があります。また、広域避難について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、県境をも越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。さらに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成していますが、台風接近時には必要に応じてすみやかに市町へ派遣を行う必要があります。
- ⑫東日本大震災への支援について、全庁的に取り組み、被災地への職員派遣を行うとともに、派遣職員等からの報告により、被災地の状況把握に努めました。また、派遣職員の活動記録集を作成・配布したほか、四周年追悼式を実施するなど、震災の記憶の風化防止等に努めました。被災地支援としては、県内学生等による被災地との交流事業等を実施、県内避難者には、被災地の情報紙を配布するなど支援情報を提供しました。引き続き職員派遣や交流・支援に取り組むとともに、県内避難者に必要な情報を届ける必要があります。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、平成24、25年度に整備した県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を行い、さらに災害対応力の強化を進めるとともに、実動訓練により救出・救助機関等との連携強化を図っていく必要があります。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けて整備を進める必要があります。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進める必要があります。
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、老朽化が懸念される機体更新を行い、平成29年度に運用できるよう整理しました。今後はヘリコプター本体の機体更新に向けた事務を円滑に進めていく必要があります。
- ④国民保護図上訓練の実施により明らかになった課題等を整理し、国民保護対策本部活動要領等の見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。
- ⑤道路啓開基地については、平成27年度までに14箇所を整備する計画のもと10箇所、道路構造の強化については、平成27年度までに21箇所を整備する計画のもと8箇所、それぞれ整備を進めました。

引き続き道路啓開基地の整備および道路構造の強化を進め、全ての計画箇所を完了させるほか、平成 24 年度に策定した道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を実施することで、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進する必要があります。

- ⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を図っていますが、大規模な地震に備えるためには施設そのものの整備を進める必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11月14日、15日の両日に開催された「みえリーディング産業展 2014」に出展し、県内企業への相談窓口の周知を図りました。また、地域別企業防災研修を4地域で開催するなど、企業のBCP作成と地域と企業の連携を促進する取組を行いました。引き続き、「みえ企業等防災ネットワーク」*において、相談窓口を積極的に活用するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。
- ②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座では、合わせて48名が受講しました。また、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成講座では、31名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では37名（うち女性34名）が修了しました。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、市町の職員等（延べ150名）が受講しました。このほか、新たに「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、バンクへの登録を促進しました（112名）。また、平成27年度は、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな枠組みを設けることとしており、これら事業を推進する必要があります。
- ③メディアを活用した啓発については、啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催しました。また、「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集に取り組みました。引き続き、県民の防災への関心を高め、危機意識の醸成を図るための啓発事業を実施し、県民の防災意識の向上に結び付けていく必要があります。
- ④「自主防災組織活動実態調査」の結果から、訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や向上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練などの実践的な訓練が徐々に増えているものの、県内各地域における活動の活性化には至っていないことが分かりました。今後は、防災訓練などの防災活動への、より多くの個人の参加を図るため、自主防災組織の組織力向上による活動の活性化を地域防災力の強化につなげるための新たな取組として進めていく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保するとともに、テレビ会議など新しい機能の利用方法等について周知していく必要があります。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めていく必要があります。
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」について、イベント等で内容の周知を図りました。災害発生時に迅速かつ的確な行動に活用していただけるよう、より積極的な活用・登録を図るとともに、情報伝達手段を多様化するため、アラートの運用に向けた取組を進める必要があります。また、気象情報、災害情報等が、より迅速・的確に収集・共有し、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの概要構想をもとに、システム構築に向けた準備を進めていく必要があります。

- ③警察本部が保有するヘリコプター「いせ」に搭載するヘリコプターテレビシステムは、アナログ方式で老朽化も著しく、現在はカメラ機能が故障しているため、代替機器によって情報収集・伝達体制の維持に努めています。大規模災害発生時には、早期の被害概要の把握が不可欠となりますので、同システムのデジタル化更新を早急に進めていく必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施していた3病院のうち1病院の工事が完了しました。今後、耐震化工事が未実施の病院に対して、耐震化を働きかける必要があります。
- ②災害医療コーディネーター研修については、国の災害医療コーディネーター研修会の内容を伝達する集合研修を1回実施し、コーディネーター39人中30人が参加しました。また、災害発生時の初動対応について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を4地域で開催しました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力の向上を図っていく必要があります。
- ③医療従事者の研修については、DMATを対象とした国の研修に延べ72人が参加するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修に延べ293人、医師を対象とした災害時検案研修に122人が参加しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内のDMATが参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。
- ④県総合防災訓練、保健医療部隊図上訓練等の災害医療訓練において、災害医療対応マニュアルに基づく職員の動き等を確認しました。今後も災害医療訓練を通じてマニュアルの実効性について確認していく必要があります。
- ⑤地域災害医療対策会議を9地域で開催し、地域の災害医療に関する体制整備に向けた協議や情報交換等を行うとともに、6地域で情報伝達等訓練を実施しました。今後も会議や訓練を通じて関係機関の連携強化を図り、地域の災害医療体制を整備していく必要があります。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発に取り組むとともに、無料耐震診断、設計や補強工事への補助を行いました。耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。耐震化促進のためには、診断を終えた方が補強工事を実施するよう促す直接的な取組等、さらなる普及啓発が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された建築物7棟が耐震診断に着手し、5棟の耐震診断が終了しました。避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）1棟が補助制度を活用した耐震改修に着手しました。さらなる耐震化を促進するためには、市町と連携して対象となる建築物の所有者に早期の耐震化を働きかけるとともに、耐震診断および耐震改修の支援を行う必要があります。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組む、平成26年4月30日に国道477号西浦バイパス工区を供用開始しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を行い検討を進めました。今後、各地域の協議の進展状況等に応じた効果的な支援を実施していく必要があります。
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化について、工程どおり整備を完了するとともに、消防救急無線デジタル化推進協議会と連携して、運用開始に向けた準備を進めました。平成27年4月から、三重県市

町総合事務組合が管理運営を行うことから、運用初年度においては、消防本部と連携して、円滑に運用できるよう必要な支援を行っていく必要があります。

- ③消防団について、市町や三重県消防協会と連携した啓発活動などにより団員の確保や団の活性化につなげるとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを行い、消防団の現場指揮者の教育訓練を充実しました。今後は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月施行）をふまえた消防団の更なる充実強化を図るとともに、自主防災組織との役割分担の明確化や連携により、地域防災の担い手としてその組織力を発揮できるよう新たな仕組みを構築していく必要があります。
- ④救急救命活動の向上について、救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習の実施などにより、救急救命士の新規養成と資質の向上につなげました。今後は、引き続き、救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練を行える人材の育成を図っていく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果や最近の重大事故等をふまえ、関係機関と意見調整を行い「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。今後、見直したコンビナート防災計画に基づき、コンビナート事業所の防災対策を促進する必要があります。
- ②平成 26 年度に、高圧ガス関係で 16 件、火薬関係で 1 件の事故が発生しており、引き続き保安検査や立入検査等を通じて、適正な保安管理等を徹底し、事故防止を図る必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【防災対策部 副部長 東畑誠一 電話：059-224-2181】

【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、平成 27 年度に抜本的な見直しを行うこととしており、地域減災力強化推進補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保などの避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策などを中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと改め、本県の防災・減災対策の進展を図っていきます。
- ②「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。
- ③県の地域防災計画（地震・津波対策編および風水害等対策編）の修正に基づき進められる各市町の関係計画の修正を引き続き支援します。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目が着実に実践され、本県の防災・減災対策が推進されるよう、各関係部局と連携して進捗を管理します。特に、新たな取組として「三重県復興指針(仮称)」、「三重県業務継続計画（BCP）」および「個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方指針(仮称)」を策定するとともに「三重県版タイムライン(仮称)」の策定に向けた検討に着手します。また、D O N E T（地震・津波監視観測システム）について、本県の地域特性に応じた災害対策への具体的な活用を図るため、関係機関との調整を進めます。
- ④主要観光地における観光客の防災・減災対策の推進について、引き続き、鳥羽市と紀北町と共同で取組を進めることとしており、鳥羽市では、テーマとしている帰宅困難者対策をさらに推し進めるため、これまでの取組を検証するための帰宅困難者対応訓練などの実施を検討します。紀北町においては、古里地区においてワークショップを開催するなど、観光客の津波避難対策の具体的な検討に入ることとしています。また、これらの地域に加え、新たな検討の場となる観光地や観光施設の開拓にも取り組みます。

- ⑤地域や住民の自主的な防災・減災の取組が促進されるよう、地域防災・危機管理会議を通じた本庁と地域機関との連携強化を進めます。
- ⑥原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県から避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら具体的に検討していきます。
- ⑦県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう、引き続き検討を進めます。特に広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」および「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めるとともに、引き続き、海拔ゼロメートル地帯対策について、国への政策提言活動を行っていきます。また、県と市町の災害時の人的広域支援体制として、台風接近時には必要に応じ、速やかに市町へ派遣チームの派遣を行います。
- ⑧東日本大震災への支援について、県内避難者に対する支援情報の提供のほか、支援・交流を通じた被災地の情報収集に努め、発災から5年の節目にあたり、「みえ防災・減災センター」の啓発事業と連携した情報発信を行います。

【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、「訓練でできないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、引き続き、積み重ねてきた改善を対策に反映させるとともに、昨年度、改定した「石油コンビナート等防災計画」、「国民保護計画」等をふまえた初動体制の検討など、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練については、平成27年度に本県で開催される「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」の機会を通じて関係機関との連携を中心とした、より実践的な防災訓練を実施します。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目処としている平成29年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら造成工事に着手します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進めます。
- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに、老朽化への対応や機能強化を図るため、機体更新に向け契約等を着実に進めます。
- ④国民保護計画等の必要な見直しや訓練を実施し、緊急処理事態における対応力の強化を図ります。
- ⑤道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備、充実に向けて、道路啓開基地6箇所、道路構造強化5箇所の整備を行い全ての計画箇所（道路啓開基地14箇所、道路構造強化21箇所）を完了させるとともに、道路啓開マップを活用した訓練を実施します。
- ⑥大規模な地震の発生に備え、交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、施設面の整備を計画的に進めます。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①地域の防災力を強化するためには、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の組織力向上と相互の連携強化が必要であることから、消防団員を対象に防災に関する知識の習得や災害時要援護者対策などの自主防災組織における重要な活動についての研修を実施し、自主防災組織のアドバイザーとしての役割を担う消防団員を養成します。また、自主防リーダー研修においてリーダーとして必要な知識、技能を習得させるなど、自主防災組織の活性化のために活躍できる人材を養成します。これらアドバイザーと自主防災組織リーダーがともに集う実務研修の後、モデル事業として1地域においてアドバイザーが中心となり、災害時に相互が補完し合いながら隙間ない対応ができる体制の構築を図っていきます。

「みえ防災人材バンク」登録者が地域での実践活動を行うための事前研修をはじめ、バンク登録者が一層地域で活躍できる仕掛けを設けながら、人材バンクの充実を図ります。企業防災力の向上については、相談窓口アドバイザーの充実を図り、企業における防災関係の取組を支援します。また、「みえ企業等防災ネットワーク」において、BCPの策定促進や地域防災への企業の参画促進を図るための取組を「み

え防災・減災センター」との連携のもと進めます。

- ②防災啓発について、メディアを活用した広報や市町や「みえ防災・減災センター」と連携したセミナー等による啓発を実施します。「防災・減災アーカイブ」の構築について、平成 27 年度は伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の風水害を中心に体験談や資料の収集を進めます。さらに、「防災・減災アーカイブ」を活用した防災の日常化の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、防災を題材にした郷土教育や地域での防災啓発活動のコンテンツ作成に活用可能な、世代を超えてつないでいくべき災害の記憶や記録の収集および活用方法について検討します。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行っていくとともに、十分に活用されるよう利用方法等について引き続き周知していきます。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を順次進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めていきます。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供していきます。「防災みえ.jpメール配信サービス」については、引き続き啓発イベント等でのチラシ配布を行うとともに、携帯電話販売店へチラシを配布し、登録者数の増加を図ります。Lアラートについては、運用を開始し、情報手段の多様化を図ります。また、平成 26 年度に作成した概要構想に基づき基本計画の策定を行い、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けたシステム整備のための準備を進めていきます。
- ③引き続き、警察本部が保有するヘリコプターによる映像情報の収集・伝達訓練を実施するとともに、「いせ」のヘリコプターテレビシステムの早期更新に向けた取組を進めます。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成 27 年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターの研修プログラムを、段階的に必要な知見を積み上げながら、より実践的な災害医療体制づくりに資するよう、関係部署が連携して作成します。さらに、研修内容を県が各地域で実施する訓練・研修会に反映させるとともに、災害医療コーディネーターの参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ③医療従事者の研修について、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を引き続き実施します。また、国がDMATを対象に実施する研修会や実動訓練への参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ④県総合防災訓練や防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑤県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開します。また、引き続き、耐震診断、設計や補強工事への補助を行います。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き、市町と連携して早期の耐震化を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断および避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修を支援します。また、平成 27 年度は三重県耐震改修促進計画*を改定し、さらなる住宅、建築物の耐震化に向けた取組を進めていきます。

【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路の整備については、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めます。

【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、消防の広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域および急ぎ消防体制の強化が必要な地域における協議への参画、情報提供など、効果的な支援を実施し、消防の広域化を進めます。また、平成27年度に本県で開催する「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」を通じて、大規模災害時に活動する緊急消防援助隊の技術および連携活動能力の向上、被災地消防本部における受援体制の確立を図ります。
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化について、円滑な管理運営を実施するために設置される三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして県としても参加するなど、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていきます。
- ③消防団の充実強化を図るため、市町や三重県消防協会と連携し、入団しやすい環境づくりや消防団を地域で応援する仕組づくりなど、消防団員の確保と地域防災を担う人材育成に向けた取組を進めるとともに、消防学校における教育訓練の充実を図っていきます。また、平成27年度から、新たに消防団と自主防災組織がその組織力を真に発揮するための人づくりの新たな仕組みを構築します。
- ④救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援や拡大する処置を行える救急救命士の養成講習を実施するとともに、平成27年度から、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を新たに実施するなどにより、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。コンビナート防災対策については、昨年度見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を強く推し進めていきます。その一環として、平成27年度は特に、保安対策セミナーを従来の講演会形式から、新たに数日間の講座形式に変更して開催するとともに、地域創生人材育成事業を活用して保安管理に関する現場力向上のための人材育成プログラムを開発します。
- ②コンビナート事業者や高圧ガス等を取り扱う事業者等の保安担当者等に対し、保安管理の向上に資する各種研修等や関係法令理解の徹底を目的としたコンプライアンス研修を引き続き実施し、コンプライアンスの徹底と事故の未然防止を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 26 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数	/	234,300 戸	235,000 戸	236,100 戸	1.00	237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸	236,700 戸		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数
27 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長	/	463.6km	463.9km	464.1km	1.00	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km	464.1km		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940戸	18,040戸	18,200戸	1.00	18,260戸
		17,843戸	17,964戸	18,100戸	18,241戸		
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	288.0km	1.00	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km	291.2km		
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集落数		1,521集落	1,537集落	1,554集落	1.00	1,571集落
		1,504集落	1,519集落	1,537集落	1,554集落		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	31,143	46,681	40,525	37,541	36,651
概算人件費		2,651	2,749	2,718	
(配置人員)		(294人)	(299人)	(306人)	

平成26年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害等により被災した公共土木施設について、早期復旧に努めるとともに再度災害を防止するための改良復旧を推進
- ②風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。河川堆積土砂の撤去については、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」を全建設事務所で展開し、撤去を推進
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を実施するとともに、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした沿岸部の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を推進
- ⑤市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦治山対策について、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の復旧（原形復旧）については、平成 26 年度末に全ての箇所が完成しました。改良復旧についても、概ね完成しましたが、全 12 箇所のうち井戸川河川災害復旧助成事業、井戸川砂防災害関連事業については、用地取得等に時間を要するため、事業を継続します。また、平成 25 年、26 年に被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ②風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めます。また、平成 26 年度にダム検証で「継続」が認められた川上ダムについては、伊賀地域の治水安全度を向上させるため、早期に完成させる必要があります。加茂川水系の治水安全度の早期向上を図るため、ダム検証で国から「継続」が認められた鳥羽河内ダム建設事業についても着実に推進する必要があります。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後 2 年間の実施候補箇所を、関係市町と共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業の推進が必要です。
- ③地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所のうち 63 箇所の補強対策を実施しました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所のうち 50 箇所で補強対策を進め、当初の計画を 1 年前倒して平成 26 年度中に対策を完了しました。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強・補修対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。また、海岸堤防については、地震・津波に対する対策の検討が必要です。
- ④河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を完了しました。河川の大型水門等については長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新に、継続的に取り組むことが必要です。また、ダム（3 施設）については、早期に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理、設備の更新を進める必要があります。
- ⑤市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。特に土砂災害については、平成 26 年 8 月豪雨による広島市での大規模な災害など激化する自然災害への対応として、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域の指定を進めました。全国の水準と比べて区域指定の進捗が遅れていることから、市町の警戒避難体制強化のため指定を推進するなど、土砂災害を防止・軽減するためのさらなる推進が必要です。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでいることから、機能診断・耐震診断調査を実施しており、この調査の結果、早急に整備の必要な施設があることが判明しています。引き続き、機能診断・耐震診断調査を進め、計画的に対策を講じる必要があります。また、平成 25 年の台風第 18 号により被災した施設については復旧工事が完了しました。今後、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦山地災害を防止するため、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しました。平成 25 年、26 年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。

- ①紀伊半島大水害の改良復旧事業については、引き続き早期復旧に向けて取り組みます。また、平成 25 年、26 年に被災した施設の早期復旧や、再度災害に備えた治水対策を進めます。さらに、被災箇所隣接する箇所など、脆弱な施設の補強対策を進めます。
- ②河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、川上ダムについて、早期完成を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムについては、工事着手に向け、必要な調査・設計を進めます。
- 河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進するとともに、砂利採取制度を活用した土砂撤去の促進を図ります。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行うとともに、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、引き続き、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。また、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。
- ④砂防設備等の長寿命化計画の策定に取り組むとともに、河川の大型水門等について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新に取り組めます。
- また、ダム（3施設）については、長寿命化計画を策定するとともに、計画的な維持管理、設備の更新を実施します。
- ⑤市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすい提供に努めます。特に土砂災害については、激化する自然災害への対応として、警戒区域の指定推進に向け、土砂災害危険箇所（16,208 箇所）における基礎調査の完了年度を従来の目標から 5 年間前倒しして平成 31 年度完了とするため、基礎調査を加速するなど、必要な対策を充実させます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、機能診断・耐震診断調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行います。また、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組めます。
- ⑦平成 25 年、26 年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、進んだと判断しました。
----------	------------	------	---------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
食品検査における適合率	/	100%	100%	100%	1.00	100%
	100%	100%	100%	100%		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合					
27 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度 100%達成を維持することを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP*手法)導入 取組施設数	/	157 施設	162 施設	167 施設	1.00	172 施設
		152 施設	159 施設	163 施設	168 施設		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率		100%	100%	100%	1.00	100%
		100%	100%	100%	100%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	498	304	222	238	208
概算人件費		1,479	1,425	1,350	
(配置人員)		(164人)	(155人)	(152人)	

平成26年度の取組概要

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導を実施(監視施設数14,374件)
- ②「三重県食品監視指導計画」に基づき、食中毒発生予防のために食品の収去検査を実施し、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数2,228件、不適合率3.19%)
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設5施設、取組施設数168施設)
- ④食品表示の適正化を図るため、「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施(1,867施設)
- ⑤「食品表示法」については、三重県食品衛生協会では自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員を対象とした表示講習会の実施(11回)
- ⑥と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則に基づき、48か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(1回)、食の安全・安心に関する情報を出前トークにより提供(9回)
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく生産者と小売業者を対象とした調査(112件)、及び米穀監視推進員を配置して県内の大手米穀取扱事業者と和菓子店等の加工業者を対象とした調査を実施(125件)、10月を食の安全・安心確保推進月間と定め、県内3か所にて米穀事業者を対象にコンプライアンス研修会を開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等を実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP*導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査を実施(364件)し、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会を開催

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として監視指導を実施しましたが、危害発生のリスクを低減させるため、引き続き重点的な監視指導を実施する必要があります。
- ②食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行い、衛生基準等に不適合があった場合は改善を指導することにより食品の安全確保を図りましたが、引き続きこれらの検査を実施し、県内流通食品の安全性を確保する必要があります。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の取組施設数は増加しましたが、事業者の自主衛生管理を向上させるため、さらに多くの事業者の取組を促進する必要があります。
- ④食品表示の適正化を図るため、監視指導を行うとともに、特に精肉事業者による不適正表示が発生したことから、三重県食品衛生協会と連携し、精肉事業者に対し自主点検を行う取組を促進しましたが、他の業種の事業者に対しても自主点検を促進する必要があります。
- ⑤平成 25 年 6 月に公布された「食品表示法」について、食品表示講習を受講した食品衛生指導員による施設指導時に、表示制度を周知しました。同法に規定されている表示項目の一部には適用まで猶予期間があることから、その期間中に適正表示が行われるよう事業者の取組を支援する必要があります。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施することで、安全な食肉（食鳥肉）を供給することができました。引き続き、と畜検査・食鳥検査を適正に実施する必要があります。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議の開催、「三重県食の安全・安心確保行動計画」の策定など、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進しました。近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、危機発生時には、迅速に対応する必要があります。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、年次報告書の策定に意見等を反映させました。引き続き検討会議を実施し、消費者等の意見を県の施策に反映させていく必要があります。
- ⑨平成 25 年度に県内で米穀の不適正流通事案が発生したことをふまえ、加工業者と大手米穀取扱事業者を対象に重点的に立入調査、米穀取扱事業者の法令遵守意識の向上を目的に聞き取り調査等を実施しました。また食の安全・安心確保推進月間の設定、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催や米の科学的分析検査の実施等、再発防止のための取組を強化しました。今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、再発防止策に取り組んでいく必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルを一部改正しました。今後も、防疫措置が円滑に機能するよう、関係機関や関係業者、生産者との連携を強化していく必要があります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防やまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、家畜伝染病予防法施行規則に基づく飼養衛生管理基準の遵守を周知しています。今後、早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図る必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、指導者育成や研修会の開催により、産地の G A P 導入に向けた取組を支援しています。食品関連事業者等から農産物の安全・安心確保に対するニーズが高まっていることから、引き続き、産地における G A P 導入を推進することが必要です。

- ⑬農薬、肥料の適正な流通・使用に向け、生産・販売業者等への立入検査による監査・指導を実施するとともに、研修会等により農薬の適正使用を図る啓発に取り組んでいます。引き続き、県産農産物の安全・安心の確保に向け、農薬、肥料の適正な流通・使用を図る必要があります。
- ⑭水産物の安全・安心の確保に向け、魚病診断や水産用医薬品の残留検査などを通じて、養殖業の衛生管理を推進するとともに、貝毒検査を実施し、安全を確認しました。水産物の安全性を確保するため、引き続き検査を実施する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、引き続き監視指導を実施します。
- ②収去計画に基づき、食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行うとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設数を増加させるため、事業者への制度の普及を図ります。
- ④表示の適正化に向けて、引き続き「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、精肉業者以外の事業者に対して計画的に自主点検を促進します。
- ⑤平成 27 年 4 月に施行された「食品表示法」について事業者からの相談等に対応するとともに、引き続き食品表示講習を実施します。また、食品衛生指導員が巡回指導をする際に食品表示について助言等を行うなど食品表示の適正化に向けた支援を行います。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施し、食肉（食鳥肉）の安全を確保します。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議を開催し、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、迅速かつ的確に対応します。
- ⑧「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑨米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国と関係部局の連携による監視指導と米の科学的な分析検査を実施します。さらに、事業者を対象としたコンプライアンス研修会の開催やコンプライアンスチェックリストの配布等を通じて法令遵守意識の向上に取り組めます。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的かつ円滑に防疫措置が機能するよう、防疫演習や研修会、講演会を開催し、生産者や関係機関との連携の強化を図ります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、飼養衛生管理基準の遵守と疾病発生時の早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図ります。
- ⑫県産農産物の安全・安心の確保のために、G A P に関する情報提供や普及啓発などを行い、産地への導入を推進します。
- ⑬農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬の適正使用について、研修会開催など啓発活動を進めます。
- ⑭安全で安心な水産物を消費者に供給するため、養殖衛生管理指導の推進、水産関係団体等と連携した検査を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 1 4

感染症の予防と体制の整備

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、病院内での結核集団感染がありました。適切に拡大防止対策を講じたことで小規模に収まりました。活動指標はいずれも目標を概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0 件	0 件	0 件	0.00	0 件
	0 件	1 件	1 件	1 件		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数					
27 年度目標値の考え方	一、二、三類の感染症の集団発生は 1 件もないようにすべきであり、0 件を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11401 感染症 予防普及啓発の 推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	100%	0.99	100%
		86.7%	95.4%	97.5%	99.0%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症情報化コ ーディネーター 数(累計)		130人	180人	230人	1.00	280人
		81人	128人	177人	241人		
11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部)	HIV抗体検査 件数		1,025件	1,050件	1,075件	1.00	1,100件
		796件	862件	1,073件	1,234件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,462	1,146	333	416	343
概算人件費		388	377	346	
(配置人員)		(43人)	(41人)	(39人)	

平成26年度の取組概要

- ①感染症情報システムについて、関係部署と連携し、保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下、学校等という）に働きかけて登録を促進（登録率99.0%）
- ②感染症情報化コーディネーターについて、研修会（年6回）を開催し、養成を推進（64名）
- ③新型インフルエンザ等対策について、市町行動計画策定のための支援（27市町が策定済）やワクチンの住民接種にかかる市町との情報交換会（1回）の実施、指定地方公共機関の指定（医療法人7か所）、帰国者・接触者外来の指定（23医療機関）及び情報交換会の開催（1回）、医療機関、市町等との訓練の実施（1回）
- ④社会的影響の大きい感染症の発生に備え、第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営費の補助（6施設）を実施するとともに、特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関への防護服等の防疫用品購入のための補助や関係機関との実地訓練（1回）、情報交換会を開催（3回）
- ⑤マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱等）の予防に対する啓発の実施（各市町等への啓発チラシの配布105か所、県広報への掲載）
- ⑥結核患者への医療費助成、結核患者への直接服薬指導、結核の正しい知識の啓発や定期結核健康診断の経費補助（補助施設数86施設）、結核病床確保のための調整会議の開催（1回）
- ⑦人権に配慮したエイズ検査や相談、啓発の実施（検査1,234件、相談263件）、B型・C型肝炎検査の実施（医療機関委託分B型453件、C型453件、保健所実施分B型1,056件、C型1,053件）
- ⑧三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数829人、相談件数667件）
- ⑨先天性風しん症候群の発生を防ぐために、「三重県風しん抗体検査事業」を実施（抗体検査者数975人）

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①感染症情報システムについては、県内全ての学校等が登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して取り組みましたが、全施設の参加登録には至っていないことから、引き続き取り組む必要があります。
- ②感染症情報化コーディネーターについては、引き続き、新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるようスキルアップにも取り組む必要があります。

- ③新型インフルエンザ等対策については、市町行動計画の策定や指定地方公共機関の指定がほぼ終了したことから、今後は、市町の住民接種体制の整備への支援、指定地方公共機関の業務計画策定への支援を行うことが必要です。また、帰国者・接触者外来の指定により医療体制がほぼ整備できたことから、今後は、これらの医療機関への施設・設備整備のための補助や県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、引き続き、訓練や研修会により連携体制を強化する必要があります。
- ④社会的影響の大きい感染症については、第一種、第二種感染症指定医療機関への運営費補助を行いました。特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関へ防護服を購入するための補助を行うとともに、訓練等により体制強化を図りました。今後も発生のあることから、引き続き、県の備蓄防疫用品の整備を行うとともに、訓練等により防疫体制の強化を図る必要があります。
- ⑤マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しています。また、重症熱性血小板減少症候群（以下、SFTS）は、県内発生はないものの、他県では発生が報告されていることから、マダニが媒介する感染症の予防について、引き続き、県民や医療機関等への啓発を行う必要があります。
- ⑥結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けることができるように、健康診断や治療費の助成を行いました。また、結核は集団発生すると社会的影響が大きいことから、引き続き、会議や研修会等において関係施設に感染防止を呼びかけるとともに、助成や結核病床の確保を行うなどの対策を推進する必要があります。
- ⑦早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズや肝炎については、保健所等において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しました。エイズは、全国的に患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。また、肝炎検査の陽性者が、確実に治療につながるような支援が必要です。
- ⑧三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談に対応するとともに、医療機関での誤接種がないよう、市町と連携し、予防接種の事故防止に取り組みました。引き続き、適切な予防接種が実施されるよう、医療機関や市町等を支援していく必要があります。
- ⑨先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査事業を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①県内全ての学校等が感染症情報システムに登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携し、未登録施設等を個別に訪問するなどの働きかけを行い、100%の登録をめざします。
- ②感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修を実施するとともに、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症情報を提供します。
- ③新型インフルエンザ等対策について、住民接種体制整備のための市町支援や指定地方公共機関の計画策定のための支援を行います。また、帰国者・接触者外来や入院施設を整備するための補助、県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、市町や指定地方公共機関、医療機関と連携した訓練を実施し、体制を強化します。
- ④社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関への運営費補助を行うとともに、感染症移送車等の整備を行います。特に、エボラ出血熱対策として、医療機関等との訓練や会議を開催し、防疫体制の強化を図ることで、万が一、発生した場合には、感染症法等に基づき、迅速に対応します。
- ⑤マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど、県民に正しい情報を提供していきます。
- ⑥結核対策については、関係施設と連携した会議や研修会を開催し、感染防止を呼びかけます。また、早期発見・早期治療に繋がるよう、健康診断を実施するとともに、患者が適切な治療を受けられるよう治療費の助成及び患者支援を行うとともに、結核病床の確保に努めます。

- ⑦エイズや肝炎については、引き続き、相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について、県民に啓発を行います。さらに、肝炎検査の陽性者等に対し、適切な受診や定期検診につながるようフォローアップ事業を実施するとともに、初回検査や定期検査の補助を行います。
- ⑧予防接種については、三重県予防接種センターが円滑に運営できるよう支援するとともに、予防接種事故が起こらないよう、市町と連携して取り組みます。万が一、事故があった場合は、市町や医療機関等に対して、事故をなくすための注意喚起を行い、適正化に努めます。
- ⑨風しん対策について、妊娠を希望する女性やその同居者等について、抗体検査の費用助成を行うとともに、抗体価が低い方には、ワクチンを接種していただくよう啓発します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の一部に未達成の項目があるものの、県民指標の目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	120.0 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (25 年度)	1.00	124.0 人 (26 年度)
		122.3 人 (23 年度)	127.6 人 (24 年度)	131.1 人 (25 年度)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数					
27 年度目標値の考え方	平成 22 年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数 312 人を最終的な目標とし、この 4 年間で 100 人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる 10 万人あたりの医師数に換算し、5.4 人増やすことを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	180 人	192 人	206 人	1.00	217 人
			181 人	196 人	206 人		
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	574 人	644 人	651 人	658 人	0.92	665 人
			566 人	641 人	606 人		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数		593 機関	618 機関	643 機関	0.99	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関	634 機関		
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数		761 件	767 件	778 件	1.00	778 件
		755 件	746 件	804 件	819 件		
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度		80.0%	80.0%	80.0%	0.94	80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%	75.0%		
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率		37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	65.5% (25年度)	0.47	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)	31.0% (25年度)		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,876	50,308	52,574
概算人件費		3,264	3,191	3,056	
(配置人員)		(362人)	(347人)	(344人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター*後期臨床研修プログラムの募集を開始
- ②各医療機関の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計を実施
- ③看護師確保対策として、修学資金の貸与(新規 41 名)、実習指導者養成講習会(69 名)、助産実習施設(6 施設)・小児母性実習施設(5 施設)への受入支援、養成所への運営支援(11 施設)を実施
- ④定着促進対策として、25 施設の病院内保育所に運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援(42 施設)、多施設合同研修事業(参加者延べ 1,389 名)、研修責任者研修(参加者 32 名)、教育担当者研修(66 名)、実地指導者研修(116 名)等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施(第 1 回 68 名、第 2 回 88 名、第 3 回 25 名、合計 181 名)、及び雇用の質向上研修(第 1 回 119 名、第 2 回 59 名、計 178 名)を実施
- ⑤医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し 36 件の相談対応を実施
- ⑥ナースバンク登録の呼びかけにより 1,095 人の登録者を確保し、潜在看護職員等 455 人の再就業を斡旋(平成 27 年 3 月末現在)
- ⑦三重県の医療分野における魅力向上につなげるため、大学を中心とした学術的な交流を図ることをめざし、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制(M—MUSCLE*)協議会を設置・開催
- ⑧公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき目標として第二期中期目標(平成 27 年度～32 年度)を示すとともに、自主的、自律的かつ効果的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営

費交付金として交付

- ⑨県内の救急医療体制を確保するため、救命救急センターおよび二次救急医療機関の運営、ドクターヘリの運航等について支援するとともに、県内2地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」を試行
- ⑩休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施
- ⑪安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営および設備整備等への支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を深夜帯（23時30分から翌朝8時00分）まで延長して実施
- ⑫二次保健医療圏単位で、市町の在宅医療・介護連携担当者との情報交換会（各地域2回）を行うとともに、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、三重県在宅医療推進フォーラムや、県内各地の取組を共有するための事例報告会等を開催
- ⑬多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う13市町へ支援を実施
- ⑭医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑮小児の在宅医療体制を強化するため、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し（全国9都県）、地域における医療支援ネットワークの構築等を支援
- ⑯地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、適切な病院運営が行われるよう政策医療の提供に必要な経費の交付等を実施
- ⑰三重県医療安全支援センターの相談窓口において、819件の相談に対応するとともに、医療従事者等を対象に「医療機関における医療事故の取組」をテーマとした医療安全研修会を開催
- ⑱三重県医療安全支援センターの運営方針や、国の動きをふまえた県の取組方針等を協議するため医療安全推進協議会を開催
- ⑲医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を8月に開催するとともに、県内8地域で、平成27年度からの地域医療構想策定のための協議の進め方等について、関係者との意見交換会を実施
- ⑳三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を実施するほか、社会保障改革プログラム法により国保の財政運営の都道府県化が決定され、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会での議論が再開されたことからその動向について注視
- ㉑県立こころの医療センターにおいて、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という今後の精神科医療の方向性の中で、病院機能の再編を推進することとして、外来診療機能の充実とともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援を充実
- ㉒県立一志病院において、幅広い臨床能力を有する家庭医を中心とした医療の提供とともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりのため、医師や看護師、ケアマネージャー、社会福祉協議会職員、保健師などの多職種が連携した取組の継続と、新たに、民生・児童委員などの地域住民の参画を得た取組を実施するなど、地域内の一層の環境づくりを推進
- ㉓県立志摩病院において、指定管理者による運営のもと、外来診療機能や救急患者受入態勢を拡充するとともに、一般病棟の稼働病床数を増加させる（132床→147床）など、志摩地域における中核病院として診療体制の段階的な回復を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①今後、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、後期臨床研修プログラムの募集を開始し、修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、10 名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、今後、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員確保対策の取組の方向性について検討を行いました。さらに具体的な取組について継続的に検討を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口 10 万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。
- ③医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し、各医療機関に対して相談支援を実施しましたが、さらなる周知を図り、勤務環境改善の仕組みの導入を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関認証制度」の運用を開始する必要があります。
- ④三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑤県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M—M U S C L E）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めていく必要があります。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、運営費交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。今後、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑦ドクターヘリの出勤回数は前年度と同程度ですが、救急現場出勤回数が増加しています（378 回、前年度比 26 回増、うち現場出勤回数 290 回、前年度比 53 回増）。一方、出勤の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、救急患者搬送情報共有システム「M I E — N E T」については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での本格的な運用に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑧新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が 32 機関増加しましたが、廃業により 8 機関減少しました。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑨安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち 3 病院の運営を支援するとともに、1 病院の設備整備を支援しました。また、新生児ドクターカー（すくすく号）を総合周産期母子医療センターに配備し運用しました。リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターの運営や設備整備を引き続き支援するとともに、重症の新生児の救急搬送に対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（8,802 件、前年度比 2,636 件増）。深夜帯の相談件数が全体の 25%程度あることから、今後も引き続き、深夜帯への対応を実施していく必要があります。
- ⑩各市町において、多職種による在宅医療・介護連携の取組が進んできていますが、その進捗状況にはばらつきがあることから、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を作成し、それに基づき支援を実施するとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑪小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、桑名市、鈴鹿市をモデル地区として地域の多職種による連携体制の構築に取り組みました。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。

- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置が導入されるなど、診療機能の充実が図られました。今後、県が設置した評価委員会による評価結果等をふまえ、法人への支援を行う必要があります。
- ⑬医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していく必要があります。また、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑭平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査センター）が収集・分析することで、再発防止につなげる「医療事故調査制度」がはじまることから、県内で円滑に運用できるよう対応を検討していく必要があります。
- ⑮地域医療構想等に関する関係者との意見交換会において、地域医療構想調整会議の設置については県内8地域できめ細かに議論を進めていくことで理解を得たことから、地域医療構想の策定を進めていく必要があります。また、地域における医療及び介護の総合的な確保に向け、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、必要な事業を実施していく必要があります。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町国保における保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組を支援しました。引き続き、市町国保における広域化に向けた事業を推進するとともに、平成30年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化が決定したことから、市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討する必要があります。
- ⑰県立県営の2病院については、各病院の役割やニーズに応じた医療の提供とともに、経営面においても一定の健全性を確保しました。引き続き適切な病院運営に努めていく必要があります。
- ⑱県立志摩病院については、指定管理者による運営のもと、診療体制の一層の回復を図っていく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①三重大学及び各関係医療機関と連携し、新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラム活用の働きかけを進め、若手医師のキャリア形成支援と一体的に、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、医療対策局に「看護師確保対策監」を設置し、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。また、助産師については、総数を確保しつつ、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの導入を進めるとともに、院内助産や助産師外来といった、助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、「女性が働きやすい医療機関認証制度」を実施します。
- ④看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を充分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成27年10月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑤県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M—MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めます。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。

- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざします。また、「M I E - N E T」について、試行の検証結果をふまえて必要な改善を行い、モデル地域において本格的な運用を行います。
- ⑧救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する県民の理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑨重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。
- ⑩在宅医療・介護連携の充実については、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を示し、必要な支援を実施するとともに、医師を対象とした、かかりつけ医の機能強化を図るための研修の実施など、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備に資する事業に取り組みます。
- ⑪小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき、適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑬医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。また、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑭「医療事故調査制度」について、平成 27 年 3 月に公表された国の「医療事故調査制度の施行に係る検討会」の取りまとめ結果等をふまえつつ、医療安全推進協議会等において、医療事故調査に必要な支援を行う県内の支援団体（県医師会、大学病院等）のあり方等を協議し、対応方針を検討していきます。
- ⑮平成 27 年 3 月に厚生労働省から示された地域医療構想策定ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、地域医療構想調整会議を策定段階から設置し、関係者の議論をふまえつつ、また、地域の医療提供体制において果たすべき県立病院の役割を明確にしつつ地域医療構想を策定します。併せて、医療・介護関係者から幅広く意見を求め、地域医療介護総合確保基金にかかる平成 27 年度県計画を策定し、必要な事業を実施していきます。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町の財政の安定化のため、引き続き収納率の向上や地域医療構想と整合した医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、平成 30 年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討を行います。
- ⑰県立こころの医療センターについては、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療、さらには、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援を進めるとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援をより一層充実させるべく取り組んでいきます。
- ⑱県立一志病院については、家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な多職種連携の取組において、地域住民の参画が得られるよう取り組んでいきます。
- ⑲県立志摩病院については、志摩地域の医療体制の充実に向け、指定管理者と連携しながら、引き続き診療体制の回復に取り組んでいきます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 2

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値に到達していないものの概ね減少傾向にあり、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数 (年齢調整後)	/	74.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)	69.8 人 (25 年)	0.93	66.0 人以下 (26 年)
	77.4 人 (22 年)	78.5 人 (23 年)	73.5 人 (24 年)	75.2 人 (25 年)		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
27 年度目標 値の考え方	三重県がん対策戦略プランにおいて、75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）は、国平均値よりも 1 割以上減少させることを目標としています。国のがん対策推進基本計画中間報告において、平成 27 年の死亡者数を 73.9 人以下としていることから、目標値をその 1 割以上低い 66.0 人として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12201 がん 予防・早期発 見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診 率 (乳がん、 子宮頸がん、 大腸がん)	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)
12202 がん 治療・予後対 策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)	557人	673人	783人	875人	0.69	1,050人

* 地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳（子宮頸がんは20歳から69歳）までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	155	184	90	215
概算人件費		36	37	36	
(配置人員)		(4人)	(4人)	(4人)	

平成26年度の取組概要

- ①がん検診の受診率向上の取組を促進するため、7市町に対し補助するとともに、市町の意識の向上を図るため、市町がん担当者会議において受診率向上に係る県内外の好事例を共有
- ②地域がん登録のデータ集積（登録届け出数15,323件、延べ登録届け出数74,736件：平成27年3月末現在）をするとともに、地域がん登録の精度向上をめざし、がん登録者向けの研修会を3回実施（受講者数46名）
- ③がん診療連携拠点病院等の協力を得て、緩和ケア研修を7回実施（受講者数92名）
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口にも、社会保険労務士による就労相談を9月末から実施（相談8件：平成27年3月末現在）
- ⑤がん教育のモデル事業として、ワーキンググループを立ち上げ教材等の検討を行い、津市内の小学校2校（103名）において出前授業を実施
- ⑥平成26年4月施行の「三重県がん対策推進条例」に基づき、県民運動として、がん診療連携拠点病院等の医療機関や、がん推進に係る協定締結企業等と連携して、がん征圧月間（9月）にあわせた啓発イベントを実施
- ⑦国から示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」をふまえ、県全体のがん医療提供体制の充実に向けた検討を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①がん検診の受診率向上が見られた市町では、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨の取組が有効であったと考えられます。今後さらに検証を進めるとともに、他市町のがん検診においても、これらの取組が展開されるよう働きかけていく必要があります。
- ②地域がん登録に集積されたデータは、精度基準を概ね満たしています。引き続きデータ収集、集計の取組を進めるとともに、がん登録実務研修を実施し、がん登録の精度の維持向上をさらに促進する必要があります。
- ③緩和ケア研修の受講について、新たにかん医療連携推進病院に指定された医療機関などへ働きかけましたが、受講者数は充分ではありません。各がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、未受講者へ働きかける必要があります。また、患者・家族が適切な時期に緩和ケアを受けることができるよう、緩和ケアに対する正しい知識の普及が必要です。
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談を実施し、がん患者の就労ニーズの把握に努めました。今後も、就労相談を実施するとともに、就労相談支援のあり方について検討する必要があります。また、就労支援を進めるためには、事業所側に対し、がん患者への理解を求める取組が必要です。
- ⑤児童を対象としたがん教育について、実施した小学校から、がんに対する理解が進んだとの評価を受けました。引き続きモデル事業に取り組み、がん教育教材がより汎用性の高いがん教育のツールとして活用できるよう教育委員会とともに検討する必要があります。
- ⑥県民運動を通じ、医療機関や企業のがん対策に対する活動を県民に発信できました。今後とも、医療機関、企業、関係機関・団体と連携して、がん対策に対する県民の理解を深めるための取組を充実させる必要があります。
- ⑦国のがん診療連携拠点病院の指定要件の見直しに合わせ、県のがん医療提供体制のあり方について整理を行いました。今後、県内のがん患者が、標準的・集学的治療をその居住する地域に関わらず受けられるよう、地域での医療連携体制や在宅医療のあり方について検討していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層拡大するよう、特定健診との同時実施など、県内外の好事例をとりまとめ、各市町のがん検診への導入を働きかけます。
- ②平成 28 年 1 月のがん登録の法施行をふまえ、大学と連携して引き続き精度の高いがんの罹患情報の収集・集計に取り組むとともに、報告書としてまとめたデータを市町、医療機関へ情報提供します。
- ③がんと診断された時からの緩和ケア体制の充実に向けて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア研修について、管理者及びがん診療に携わる医師の受講を、各医療機関に対して個別に働きかけていきます。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性について、健康教育等により県民への普及啓発を図ります。
- ④がん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の就労実態をもとに、医療機関や事業所等と連携した支援体制について検討します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、事業所関係者に向けてがんの正しい知識の普及に努めます。
- ⑤がん教育については、検証結果をふまえて学校教育現場での本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と検討を進める一方、モデル校を広げていきます。さらに、中学校における実施に向け教材作成に取り組めます。
- ⑥がん対策に対する県民の理解を深めるため、「三重県がん対策推進条例」に基づき、幅広く企業、関係機関・団体に呼びかけ、がん検診やがんの正しい知識の普及啓発を各種イベント等を通じて進めます。

○⑦がん診療連携拠点病院を中心とした新しいがん医療提供体制の整備を進め、がん医療の一層の充実に努めます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと看も、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標は、いずれも目標の 95%以上を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)	男 0.99 女 0.99	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)	男 77.4 歳 女 80.3 歳 (25 年)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
27 年度目標 値の考え方	本県における健康寿命の過去 10 年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった 5 年間（平成 17～21 年）の 1 年あたりの平均伸び率（男性 0.250 歳、女性 0.275 歳）を、計画期間内において実現することを目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部 医療対策局)	8020 運動推進員 数	/	249人	276人	305人
		222人	225人	279人	306人	/	
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部 医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	/	7地域	9地域	9地域	1.00	9地域
		6地域	9地域	9地域	9地域		/
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査受診率	/	43.2% (23年度)	47.1% (24年度)	49.8% (25年度)	0.95	55.0% (26年度)
		39.2% (22年度)	41.1% (23年度)	44.6% (24年度)	47.5% (25年度)		/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,735	2,760	2,710	3,531
概算人件費	/	370	487	453	/
(配置人員)	/	(41人)	(53人)	(51人)	/

平成26年度の取組概要

- ①ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくり推進のため、市町職員、健康づくりに関する関係職員等が参加する「地域の健康づくり研究会」を2回開催
- ②働く世代を対象とした、食塩の摂取過剰の改善や薄味の定着をめざし、「食塩エコ 社員食堂節塩モデル事業」を県内企業で実施(1企業、5日間)
- ③全国健康保険協会三重支部と、「三重県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を9月に締結するとともに、特定健診受診率向上のため、市町が実施するがん検診との同時実施について5市へ働きかけを実施
- ④歯科口腔保健対策は、歯科医師11人が小学校、児童相談所において要保護児童スクリーニング指標(MIES*)を活用するとともに、小学校2校においてフッ化物洗口の取組を開始
- ⑤自殺対策として、若年層を対象にした自殺予防教育(7回)や、中高年層を対象とした出前講座(10回)、メンタルパートナー指導者を対象にしたフォローアップ研修(2回)を実施するとともに、自殺未遂者の再企図を防ぐための取組を実施するため、関係者間での検討会を実施(2回)
- ⑥難病対策の新制度が1月から施行され、約14,000人(平成27年3月末現在)に医療受給者証を交付するとともに、難病の治療等を行う「指定医療機関」を約1,700機関、診断書を記載することができる「指定医」を約1,600名登録

平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「地域の健康づくり研究会」を開催して、ソーシャルキャピタルが健康に与える関係性について関係者の認識を深めました。今後は、県内外の先駆的な取組事例について情報収集を行い、関係者間で共有して健康づくり活動の実践につなげる必要があります。

- ②糖尿病など生活習慣病の増加に対応するため、企業などと連携して、健康に配慮した食生活の実践についての普及啓発に取り組みました。今後は、糖尿病の発症予防や重症化予防に取り組む必要があります。
- ③全国健康保険協会三重支部と締結した健康づくりの協定に基づき、特定健康診査、がん検診の受診率向上やたばこ対策に取り組むなど、関係団体等と連携した健康づくりの取組を進める必要があります。
- ④歯科口腔保健対策については、学校や歯科医師会など地域の関係者の協力を得て、小学校においてフッ化物洗口の取組を始め、関係者と課題の抽出、明確化を図りました。また、要保護児童スクリーニング指標（M I E S）については、歯科医師が学校医として活用し普及を図りました。今後は高齢化が進む中、在宅における歯科医療のニーズをふまえた対応が必要です。
- ⑤自殺対策では、全体としては自殺者数の減少傾向がみられるものの、増加傾向にある若年層や、自殺者数が多い中高年層に対するメンタルヘルス対策などの取組が必要です。また、自殺未遂者の再企図を確実に防ぐための効果的な取組をモデル的に実施し、関係者間で定期的な情報共有・支援の場の設定や、対応できる人材養成を進める必要があります。
- ⑥難病対策の新制度が施行されたことに伴い、難病患者が良質で適切な医療が受けられるよう、医療機関や関係機関・団体等と連携して医療提供体制の確保や療養生活環境の整備を図る必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い関係者の参加を呼びかけ、健康づくり活動の成功事例を検証して、その結果をふまえたモデル的な取組が展開されるよう支援していきます。
- ②県内企業の働く世代への取組の強化を図ることにより、糖尿病予備群の増加の防止や重症化予防への働きかけを積極的に行います。
- ③地域保健のスタッフを対象にした研修や、全国健康保険協会三重支部が企業を対象に実施するセミナー等において、健康づくりに関する知識や情報の普及を進めます。
- ④歯科口腔保健対策については、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、小学校等におけるフッ化物洗口、M I E S の定着や普及・拡大に向けて関係団体等と連携して組織的、計画的に取組を進めます。また、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、各地域で展開する地域包括ケアシステムの取組において、関係機関・団体、市町等と連携を図り取組を進めます。
- ⑤自殺対策については、メンタルパートナーを対象としたステップアップ研修を実施し、関係機関と連携して身近な人のこころの健康に気づき、支援できる人材育成に取り組めます。また、自殺未遂者の再企図防止モデル事業を実施するとともに、医療機関等と連携した自殺未遂者ケアに対応できる人材の育成ため、研修実施などの取組を進めます。
- ⑥平成 27 年 7 月から、指定難病が 306 疾病に拡大されます。難病患者が良質で適切な医療を受けられるよう、医療費助成など円滑な制度の運営に取り組むとともに、「新・難病医療拠点病院」を指定して、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者の療養や日常生活での不安の解消を図るなど、きめ細かな相談・支援を行うため、難病相談・支援センターにおいて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を強化し、生活・療養相談、就労相談体制の充実を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 131

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標は達成率が約 93%であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
刑法犯認知件数	/	21,900 件以下	21,300 件以下	21,000 件以下	1.00	21,000 件以下
	22,215 件	21,493 件	19,726 件	17,550 件		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
27 年度目標値の考え方	刑法犯認知件数が急増した平成 13 年より前の治安水準をめざすこととし、現状値も加味した上で、刑法犯認知件数を 21,000 件以下とすることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数	/	3,200 件以下	3,200 件以下	3,200 件以下	1.00	3,200 件以下
		3,641 件	3,458 件	3,359 件	2,745 件		/
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	凶悪犯の検挙率	/	80.0%	80.0%	80.0%	1.00	80.0%
		71.6%	73.0%	70.8%	86.7%		/
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化（警察本部）	主な侵入犯罪の検挙人員	/	210 人	210 人	210 人	0.92	210 人
		194 人	193 人	189 人	193 人		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13103 組織犯罪対策の 推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280人	280人	280人	0.65	280人
		250人	216人	181人	182人		
13104 犯罪被害者等支 援対策の充実（警察本部）	犯罪被害者等支 援の理解者数		3,500人	3,500人	3,500人	1.00	3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人	7,309人		
13105 県民の安全を守 る活動基盤の整備 （警察本部）	交番・駐在所施 設の充実度		40.0%	41.0%	42.0%	1.00	43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%	42.5%		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,945	3,428	3,443	3,992	3,847
概算人件費					
（配置人員）					

平成26年度の取組概要

- ①地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア16団体に防犯活動物品を配布）
- ②街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備（24基）するとともに、犯罪被害から子どもを守るため、チャイルドガーディアン*9名を警察署等に配置し、地域の各機関・団体の活動を一体化させ、組織力を結集した見守り活動を実施
- ③少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を12回実施）
- ④サイバー空間の安全・安心を確保するため、民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪捜査を推進するとともに、官民一体となった効果的な広報啓発活動を推進
- ⑤県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪等の早期かつ徹底検挙に向け、組織の総合力を発揮した初動捜査及び綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA型鑑定や各種捜査支援システムの積極的な活用による捜査の科学化、窃盗犯捜査体制の強化（刑事部捜査第三課の新設）等を推進（平成26年11月21日、鈴鹿市住吉地内における銀行強盗事件を検挙）
- ⑥暴力団等犯罪組織を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りや暴力団対策法及び三重県暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除を推進（平成27年1月24日、「大門地区不当要求拒否宣言の街」を設立）
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を20校で開催、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が熊野市、御浜町、紀宝町の3市町を訪問）
- ⑧警察活動を支える基盤施設の整備を図るため、地域における「生活安全センター」としての交番・駐在所の機能を強化するとともに、地域住民の利便性の向上を考慮し、建て替え整備を推進（駐在所3か所を建て替え）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「安全で安心な地域社会の実現」に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、平成 26 年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録しました。その一方で、ストーカ一事案・配偶者暴力事案の認知件数や特殊詐欺の被害額が過去最高を記録し、また、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど、日常生活に潜む脅威が急速に拡大しています。県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、引き続き、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を強化する必要があります。
- ②犯罪被害から子どもを守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進する「チャイルドガーディアンみえ推進事業」を推進し、全ての警察署管内でネットワーク化を図りました。今後は、本事業の定着化と活性化に取り組む必要があります。
- ③大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進しました。非行少年は減少していますが、再犯者率が3割以上と高い数値を示していることから、非行防止と健全育成対策の推進、居場所づくり活動による立ち直り支援の充実強化を図る必要があります。
- ④サイバー犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪対策の強化を図った結果、検挙件数が大幅に増加しました。その一方で、サイバー犯罪に関する相談件数は増加、また、インターネットバンキング不正送金事犯の認知件数や被害額が急増しており、サービスを提供する金融機関やサービスを楽しむエンドユーザーに対するセキュリティ対策を進める必要があります。
- ⑤凶悪犯罪の検挙率は 86.7%であり、目標値 80.0%を 6.7 ポイント上回りました。その一方で、主な侵入犯罪の検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。迅速・的確な初動捜査や客観証拠を重視した捜査を徹底し、検挙につなげていく必要があります。
- ⑥暴力団の活動の潜在化・巧妙化により、事件の端緒把握が困難となっている中、検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。実態解明の更なる徹底を図り、事件検挙につなげていく必要があります。
- ⑦「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約 7,500 人にアンケート調査を実施した結果、約 98%が「命を大切にしなければならない」、約 97%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しており、命の大切さや被害者等が置かれている現状に対する理解が深まっています。社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるため、引き続き、犯罪被害者等への配慮や支援への意識を醸成するとともに、犯罪を起こしてはならないという規範意識と犯罪の被害に遭わないという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ⑧交番・駐在所の建て替え整備に当たっては、老朽化が進み、狭隘な施設を重点に、地域住民の利便性の向上を図っていく必要があります。
- ⑨ I S I L（いわゆる「イスラム国」）が邦人を標的とするテロを警告するなど、我が国においても、国際テロ情勢が緊迫の度を増していることを踏まえ、テロ対策を推進していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 堀 主邦 059-222-0110】

- ①犯罪多発箇所における顕示性の高いパトロールはもとより、地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、犯罪発生状況に応じたタイムリーな情報提供を行うなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を展開します。特に、性犯罪やその前兆事案である声掛け、つきまとい事案等が多発する地区等に街頭防犯カメラを設置するなど、犯罪被害から子どもや女性を守るための環境整備を推進します。また、「チャイルドガーディアンみえ推進事業」では、ネットワークの更なる拡充

を図るとともに、自主的活動を促進します。

- ②地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進します。また、深刻化する特殊詐欺に対しては、金融機関と連携した水際対策や県民の警戒心を向上させる広報啓発活動はもとより、実行役の検挙と突き上げ捜査を強化するなど、特殊詐欺の撲滅に取り組みます。
- ③深刻化するストーカー事案や配偶者暴力事案に対しては、加害者の検挙措置等のもとより、被害者等の保護を最優先とした一時避難に伴う支援や警戒監視システム等を用いた保護対策を強化するなど、被害の未然防止・拡大防止を図ります。
- ④大学生ボランティア等による「少年の居場所づくり」に取り組むなどして、少年の非行防止活動等の核となる人材の育成を視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上を図ります。
- ⑤急増するインターネットバンキング不正送金事犯などのサイバー犯罪への対処能力の更なる向上を図るとともに、最新の知見を持った民間企業等と警察が一体となって、金融機関に対する助言・指導やエンドユーザーに対するウェブサイト上のコンテンツを活用した効果的な広報啓発活動などの官民一体となったセキュリティ対策を推進します。
- ⑥凶悪犯罪や侵入犯罪の徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底はもとより、各種捜査支援システムの活用と科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化します。
- ⑦暴力団を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを強化するとともに、暴力団対策法及び暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除や危険ドラッグを含む薬物・銃器の根絶を図るなど、総合的な組織犯罪対策を推進します。
- ⑧社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」の更なる充実を図るとともに、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑨警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番・駐在所等の施設整備や犯罪に迅速・的確に対応するための各種システムの整備に取り組みます。
- ⑩主要国首脳会議の開催決定を踏まえ、各国首脳の身辺の安全確保と会議の円滑な進行に支障が生じることのないよう、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、テロ対策を始めとする警備諸対策を推進します。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 132

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 25 年から 18 人増加し、目標を達成できませんでした。活動指標については、3 項目のうち 2 項目は目標を達成し、なかでも交通事故死傷者数は過去最少となり、1 年早く目標を達成しました。残り 1 項目においても目標の 99% を超える実績であったものの、全体として「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
交通事故死者数		90 人以下	85 人以下	80 人以下	0.71	75 人以下
	95 人	95 人	94 人	112 人		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
27 年度目標値の考え方	平成 23 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（第 9 次三重県交通安全計画）に基づき、平成 27 年の目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	/	13,300人以下	12,800人以下	12,300人以下
		13,908人	13,382人	12,979人	10,829人		/
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）	/	3,160か所	3,190か所	3,220か所	1.00	3,250か所
		3,133か所	3,163か所	3,193か所	3,223か所		/
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率	/	96.5%	97.0%	97.5%	0.99	98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%	97.1%		/

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,658	4,642	5,244	3,111	3,110
概算人件費	/	144	138	133	/
（配置人員）	/	（16人）	（15人）	（15人）	/

平成26年度の取組概要

- ①「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知及び飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進（啓発イベントの開催：10回、受診義務通知数：542通）
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,733人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根づかせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上（1,787人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）の育成（295人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数25,388人）
- ⑤子どもの事故防止のため、「交通安全アドバイザー」に子どもを主対象とした交通安全教育・広報啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：376回、交通安全教室への参加者数：21,226人）
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等における信号機の新設・改良、横断歩道や照明灯の整備（信号機新設：30基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた指導取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動の実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年中の県内の飲酒運転が関係する死亡事故件数は 9 件（対前年比 6 件増）で、飲酒運転人身事故件数は 55 件（対前年比 8 件減）でした。「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を一層強化する必要があります。
- ②平成 26 年中の県内の交通事故による死傷者数は、過去最少の 10,829 人（対前年比 2,150 人減）となり 1 年早く目標を達成しました。しかし、依然として 1 日あたり約 30 人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成しました。今後も全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況（平成 26 年 50.9%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした交通安全教育を進めるとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、県民の交通ルール遵守意識の向上を図る必要があります。
- ⑥「ゾーン 30」の整備をはじめ、通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全・安心な交通環境を実現するためには、引き続き、市町等からの要望をふまえて、信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数の減少に向けて、シートベルトの着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育・広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組むとともに、「第 10 次三重県交通安全計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に着手します。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターをより有効活用するため、親子で学ぶ環境づくりや教育内容等の見直しを行い、子どもや高齢者、歩行者や自転車乗用者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。

- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダー育成事業の研修カリキュラムを見直すとともに、三重県交通安全研修センターとの連携などにより、交通安全シルバーリーダーの育成・活用に取り組んでいきます。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進するとともに、通学路等の生活道路においては、「ゾーン30」の整備を進め、安全・安心な交通環境の実現をめざします。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 133

消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数	/	54,500 件	54,500 件	56,000 件	1.00	56,000 件
	53,322 件	51,032 件	57,505 件	57,107 件		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）
27 年度目標値の考え方	地域リーダー養成や教材提供等の啓発活動を促進する取組により市町や団体等地域における啓発活動を充実し、年 500 件程度増加させていくことをめざし、平成 27 年度の目標値を 56,000 件と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	/	97.6%	98.4%	99.6%	0.99	100%
		96.8%	98.4%	99.2%	98.4%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	99.3%	0.99	100%
		96.8%	98.0%	98.2%	98.5%		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	118	132	135	130	107
概算人件費		135	147	142	
（配置人員）		（15人）	（16人）	（16人）	

平成26年度の取組概要

- ①平成27年度から5年間の消費者施策の方向性を示す「三重県消費者施策基本指針」を策定。あわせて、基本指針の柱の一つである「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、消費者教育を推進するための「消費者教育推進計画」として位置づけ
- ②消費者団体や事業者団体等が会員の「みえ・くらしのネットワーク」と連携した消費者月間記念講演会（250人）や、職員等が地域や学校に出向く出前講座（26回884人）、青少年消費生活講座（14回1,658人）等による啓発に加え、ホームページや各種のイベントで消費生活情報を提供。また、教職員のためのeラーニング教材の作成（2本）を支援
- ③消費者啓発地域リーダー養成講座を開催するとともに、地域での啓発に用いる教材の提供等により活動を支援（養成講座：5回200人、リーダー登録者：累計150人（前年度比42人増））
- ④三重県消費生活センターの消費生活相談員の研修派遣や市町消費生活相談員等のための研修会の開催により消費生活相談員の資質向上を支援、市町ホットラインを使った相談対応に関する助言や市町の広域的連携の調整により市町相談体制の充実を支援（広域会議3回）
- ⑤事業者に対し、特定商取引法に基づく行政指導（2件）や、近隣県および関係機関との連携による合同行政指導（1件）を実施
- ⑥食材表示の適正化を図るため、増員した2名の不当商取引指導専門員による、ホテル・旅館・結婚式場に対する啓発指導や、研修会（2回100人）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また、社団法人三重県食品協会の食品衛生指導員の巡回訪問（13,342件）により景品表示法を周知

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県消費生活対策審議会に諮り、三重県消費者施策基本指針、および三重県消費者教育推進計画を策定しました。今後は、基本指針、推進計画に基づいて具体的な施策を進める必要があります。
- ②消費活動に関する啓発や各種の情報発信に努めました。引き続き出前講座や青少年講座等だけでなく、さまざまな広報媒体を活用して啓発を実施し、消費者の意識向上と被害防止に努める必要があります。
- ③高齢者に対する悪質商法等の情報提供等を行ってきましたが、高齢者のさらなる増加を見据えて、地域リーダーによる見守り体制の強化を促進する必要があります。
- ④広域連携による市町相談体制の充実を進めている松阪市、大台町、多気町、明和町と合同して啓発事業を実施しました。今後も各市町の相談体制の状況を把握し、相談体制の充実に向けた働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑤特定商取引法に基づく行政指導を行いました。次々と新たな消費者被害事例が発生しており、引き続き関係機関等との連携を強化し、情報交換を行いながら、積極的に事業者指導に取り組んでいく必要があります。
- ⑥食品表示の適正化に向けて事業者が実施する研修会や自己点検等の自主的取組を支援しましたが、平成 26 年度も食材の不適正事例が発生したことから、引き続き、農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①平成 26 年度に策定した三重県消費者施策基本指針と三重県消費者教育推進計画に基づき、消費者施策を進めるとともに、消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等と連携し、消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育を推進します。
- ②安全・安心な消費者環境の実現をめざして、さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、複雑化・巧妙化している悪質商法などの状況に応じ、出前講座等の内容を工夫するとともに、警察や関係団体等と連携して啓発を実施し、消費者トラブルの未然防止と拡大防止を図ります。さらに、フリーペーパーやシネアド（映画館CM）による新たな啓発を実施します。
- ③高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、これまでに養成した消費者啓発地域リーダーを生かして、地域の実情に応じた啓発活動が進められるよう取り組みます。また、「消費者安全法」の改正に伴う地域の見守り体制の強化を図られるよう取り組みます。
- ④三重県消費生活センターの県内消費者行政の中核センターとしての機能を発揮し、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、引き続き相談員の資質向上を図り、専門的な相談対応を行っていきます。また、県民に一番身近な市町において消費生活相談に対応できるよう、相談窓口・相談体制の充実等について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど、効果的な事業者指導を行います。
- ⑥改正された景品表示法に適切に対応するとともに、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、事業者に対する自主的取組の支援や監視指導の充実に取り組みます。また、食品表示の適正化に向けて農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 134

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標 4 項目中 1 項目が目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	/	245,200 人	295,200 人	345,200 人	1.00	395,200 人
	204,790 人	264,566 人	326,721 人	388,992 人		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数					
27 年度目標値の考え方	平成 20 年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度 5 万人ずつ参加者を確保し、平成 27 年度末で県内人口の 20%以上をカバーするよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13401 薬物乱用防止対策の推進（健康福祉部）	薬物乱用防止事業の協力者数	/	2,981 人	3,052 人	3,123 人	1.00	3,194 人
		2,933 人	3,014 人	3,102 人	3,761 人		/
13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（健康福祉部）	医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	/	0%	0%	0%	0.00	0%
		0%	0%	0%	7.0%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数		0件	0件	0件	1.00	0件
		0件	0件	0件	0件		
13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351頭	3,285頭以下	3,285頭以下	1.00	3,285頭以下
		3,373頭	3,249頭	2,162頭	1,411頭		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	164	156	165	180	206
概算人件費		361	368	373	
(配置人員)		(40人)	(40人)	(42人)	

平成26年度の取組概要

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の街頭啓発の実施(34回)、医療用麻薬等取扱い施設の立入検査の実施(1,438施設)、薬物依存者やその家族の相談応需(86件)、民間団体と連携した薬物依存者の家族教室の開催(5回)
- ②東海北陸厚生局、県警察本部等の関係機関と連携した危険ドラッグ緊急対策連絡会議の開催(2回)、「三重県危険ドラッグに対する緊急対策」を策定し、危険ドラッグ販売店の立入検査(1施設)や、緊急街頭啓発(12回)、自動車運転者を対象とした啓発を実施(22施設)
- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施(2,556施設)、「くすりの相談テレホン」で県民からの問い合わせに対応(4,157件)
- ④訪問薬剤管理指導に取り組む薬局薬剤師への研修会の開催(四日市地域で14回)、無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備支援(津地域1施設、松阪地域1施設)、医療材料等の薬局間ネットワーク供給システムの構築支援(伊賀地域1施設)
- ⑤高校生等の献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターを募集(662名)、高校生献血推進会議の開催、教育委員会、血液センター等と連携した高等学校における献血セミナーの開催(67回)、「愛の血液助け合い運動」等の街頭献血ページの実施(32回)
- ⑥生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生しやすい公衆浴場の自主衛生管理を促進(公衆浴場の自主衛生管理定着率92.6%)
- ⑦犬・猫の殺処分をなくすため、「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組等を実施(犬譲渡数191頭、猫譲渡数70匹、動物愛護教室等参加者3,199名)
- ⑧動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能や動物愛護管理の取組体制等、三重県動物愛護推進センター(仮称)の機能及び整備方法を決定

平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、薬物乱用防止のための啓発、立入検査、再乱用防止対策に取り組みました。今後も引き続き、薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

- ②関係機関との連携した取組で県内の危険ドラッグ販売店舗は無くなりました。しかし、指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用については、現行の法制度では明確な禁止規定がないため、これらの規制や薬物乱用防止にかかる責務及び基本施策を盛り込んだ条例の制定について、検討を進める必要があります。
- ③医薬品等の検査を実施した結果、不適合医薬品を製造した施設がありましたが、迅速な回収等適切な対策を講じたため、健康被害は発生しませんでした。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供しました。今後も継続して情報提供を行う必要があります。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、モデル事業として、薬局薬剤師のスキルアップ研修や無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備等の支援を実施しました。薬局は地域包括ケアシステムを構成する施設として重要な役割を担うことから、今後も継続して事業を行う必要があります。
- ⑤県内のほとんどの高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーターや三重県学生献血推進連盟「みえっち」等の若年層とともに献血啓発を実施するなど、多くの若年層に献血思想を普及することができました。将来にわたって献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理をさらに定着させる必要があります。
- ⑦動物愛護教室などの普及啓発活動等の取組により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- ⑧三重県動物愛護推進センター（仮称）について、動物愛護管理事業の推進に必要な機能及び整備方法を決定しました。今後は、その整備に向け計画的に取り組む必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「平成 27 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して薬物乱用防止の啓発、立入検査、再乱用防止に取り組み、薬物乱用防止に努めます。
- ②危険ドラッグ等薬物乱用防止のため、条例を制定し、危険ドラッグ等薬物の使用を許さない県民意識の醸成に努めます。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品販売業者の監視指導を行うとともに、医薬品製造業者に対しては、医薬品の製造管理及び品質管理の基準を遵守するよう監視指導を強化します。また、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供します。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、拠点となる薬局の整備や薬剤師のスキルアップ等を進めます。
- ⑤若年層に対する献血の取組として、引き続き高等学校における献血セミナーやヤングミドナサポーターと連携した献血啓発などを実施していきます。また、高校生献血推進会議で得た意見も参考に、SNSによる啓発など、事業の充実を図ります。
- ⑥生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。
- ⑦「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、獣医師会やボランティア団体等との連携体制を強化し、犬・猫の譲渡や動物愛護管理の普及啓発等の取組を一層進めるとともに、災害時のペット対策に取り組めます。
- ⑧動物愛護管理事業の推進に必要な犬・猫の譲渡や診療等の機能を備えた三重県動物愛護推進センター（仮称）の整備を行うため、その設計に着手します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 1

介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標である「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの待機者数」は 1,574 名ですが、その中には入所の順番になっても入所を断った方が 550 名、入所手続中の方が 161 名存在するため、実際の待機者は 863 名（目標達成状況 0.91）となります。こうしたことや活動指標の平均目標達成状況も 0.9 を超えていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数		1,572 人	1,097 人	786 人	0.50	0 人
	2,123 人 (1,534 人)	1,740 人 (1,327 人)	1,805 人 (1,131 人)	1,574 人 (863 人)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
27 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度までに解消することをめざし、目標値を設定しました。					

*実績値の（）内の数値は、入所を断った方や手続き中の方を除いた、実際の待機者数となっています。この実績値を用いれば、目標達成状況は 0.91 となります。

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	/	636人	706人	776人
		566人	656人	741人	825人	/	
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	/	14,227床	14,837床	15,436床	0.74	16,497床
		13,477床	14,027床	14,396床	15,165床		/
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	/	63,000人 (23年度)	87,500人	(達成済)	1.00	87,500人
		49,385人 (22年度)	65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)	94,762人	108,069人		/
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	/	741人	893人	930人	1.00	930人
		678人	874人	1,598人	1,647人		/

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	25,587	23,528	25,684	24,963
概算人件費	/	325	313	311	/
(配置人員)	/	(36人)	(34人)	(35人)	/

平成26年度の取組概要

- ①平成27年度から3年間を計画期間とする「第6期介護保険事業支援計画・第7次高齢者福祉計画」の策定
- ②介護従事者の人材養成、資質向上のための認定調査員などの資質向上に向けた研修(参加者数1,659人)、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に向けた研修(参加者数1,802人)、介護従事者を対象とした資質向上のための研修(参加者数296人)を実施
- ③「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づく、特別養護老人ホーム等の整備を促進(特別養護老人ホーム360床(内150床は未完成のため平成27年度に繰越)、介護老人保健施設360床(内100床は未完成のため平成27年度に繰越))
- ④介護基盤緊急整備等特別対策事業による地域密着型介護サービス施設整備(15施設)や既存施設のスプリンクラー整備等防災対策を促進(20施設)
- ⑤特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが実施する耐震改修の費用に対する助成(2施設)及び施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けた働きかけなど防災対策を実施
- ⑥地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター*職員に対する研修等を実施(参加者数319人)
- ⑦医療と介護の連携のための研修を実施(参加者数315人)
- ⑧介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施(参加者数380人)

- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた研修を実施（参加者数 251 人）
- ⑩認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定（1 か所）、「地域型認知症疾患医療センター」を指定（4 か所）、認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」を設置
- ⑪老人クラブに対する活動費助成（1, 893 クラブ）、全国健康福祉祭へ県選手団を派遣（128 人）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催し、「第 5 期介護保険事業支援計画・第 6 次高齢者福祉計画」の進捗状況を検証しました。また、同分科会で次期計画に関する審議を行い、同分科会における意見をふまえて次期計画を策定しました。
- ②介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得を支援しました。とりわけ、主任介護支援専門員については、目標数を超えた人数を養成することができました。質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ③介護サービス基盤の整備にあたっては、事業者向けの説明会を開催し、各種相談に応じるなど整備促進を図りましたが、地盤の改良等に時間を要し完成が遅れた施設があったことから、計画どおりの整備が進みませんでした。また、今後は、経営環境の見通しが立てづらいこともあり、新たに参入する事業者の減少が懸念されます。
- ④重度の要介護者や認知症の方が、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられるよう、介護基盤の緊急整備として地域密着型サービス施設等の整備の支援を行っていますが、小規模な施設が多く経営環境が厳しいこともあって、整備の進捗は芳しくありません。重度の要介護者や認知症の増加が見込まれる中、地域密着型サービスのさらなる充実が必要です。
- ⑤避難所指定を受けている特別養護老人ホーム 1 施設および養護老人ホーム 1 施設にかかる耐震化工事が完了しました。このことにより、高齢者関係入所施設の耐震化は完了しました。また、施設間等の災害時相互支援については、県内全域で取組が進むよう、引き続き、先進事例の紹介など働きかけが必要です。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター職員等を対象とした会議を実施するとともに、困難事例等を多職種で検討する地域ケア会議*にアドバイザーを派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。高齢化が進行する中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ⑦医療・介護の連携を推進していくために、医療・介護関係の多職種が共に学び、情報交換や意見交換を行いながらネットワーク構築をめざしていくことが重要と考えることから、在宅医療と介護連携を推進する取組のきっかけづくりのため、あるいは一層の推進を図るため、県内 3 か所で研修会を開催しました。
- ⑧介護予防に関する研修を実施し、介護予防の事業評価の結果を共有しました。また、市町職員等を対象に新しい介護予防・日常生活支援総合事業*の導入に向けた対策会議を実施し、現状や課題について整理を行った結果、平成 27 年度に 3 保険者が総合事業を実施することとなりました。今後も市町における介護予防のより効果的な取組を推進するなど、新しい総合事業への対応が必要です。
- ⑨高齢者虐待への対応が適切に行われるよう、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、専門家の協力を得て相談支援体制を充実させました。高齢者虐待は、依然として発生していることから、引き続き高齢者虐待の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護の取組が必要です。
- ⑩認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させるため、「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医等の養成を進めました。また、認知症の理解の普及を図るため、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症連携パス推進員の配置やセミナーを実施して認知

症連携パスの普及を進めました。認知症が増加傾向にある中、早期の段階からの適切な診断と対応のための体制づくり、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。

⑩老人クラブに対する活動助成等により、高齢者によるさまざまな地域貢献活動が行われていますが、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まっており、元気な高齢者を生活支援の担い手として養成する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①新オレンジプランをふまえた認知症施策を含む「第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 次高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。また、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護サービス提供体制の整備を促進します。
- ②介護サービスの向上を図るため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修や、要介護認定の一層の適正化に向けた認定調査員等の研修、介護施設等における看護職員の研修等を実施します。
- ③施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、引き続き事業者向けに補助金をはじめとする各種情報の提供を行うなど、特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、必要度の高い方から優先的に入所できるよう、入所基準の厳正な運用を各施設に要請します。
- ④高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設の整備等を支援します。
- ⑤県内全域での施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けて、情報提供などの支援を行います。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、市町、地域包括支援センター職員を対象に、地域包括ケア実現に向けた研修を実施します。また、センター等の職員の専門性の向上や訪問看護サービスの拡充に向けた人材確保の取組を支援します。
- ⑦医療・介護関係者研修の開催が軌道に乗っていない市町において、協働して研修会を開催します。
- ⑧市町が介護予防を効果的に実施するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるよう、研修の開催や先進事例を紹介するなど、市町を支援します。
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町や地域包括支援センターの職員、介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。
- ⑩認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医への研修や認知症サポーターの養成など人材育成を進めます。さらに、関係機関との連携を進めるため認知症連携パスの普及・定着等を図ります。
- ⑪元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 2

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標の半数以上で目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,122 人	1,203 人 1,233 人	1,294 人 1,320 人	1,385 人 1,410 人	1.00	1,476 人
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数					
27 年度目標値の考え方	平成 23 年度の実績見込が 1,112 人であることから、平成 24 年度以降は、毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人の計 91 人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,622 人	4,838 人 5,622 人	5,438 人 6,227 人	5,438 人 6,775 人	1.00	5,438 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	90人	1.00	95人
		75人	80人	76人	114人		
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センターへの登録者数		5,520人	5,740人	5,960人	0.95	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人	5,644人		
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	510人	0.26	560人
		372人	418人	440人	458人		
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1,550人	1.00	1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人	1,562人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	15,011	15,302	15,698
概算人件費		766	717	693	
(配置人員)		(85人)	(78人)	(78人)	

平成26年度の取組概要

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査を実施するとともに、平成27年度から29年度までを計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂
- ②障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム4か所、生活介護事業所1か所）
- ③「児童福祉法」の改正をふまえた福祉型障害児入所施設のあり方検討会を開催するとともに、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（9人）
- ④重度訪問介護の対象が拡大されたことから、強度行動障がいのある知的障がい者の支援者を養成する研修を実施
- ⑤県内の重症心身障がい児（者）や遷延性意識障がい児（者）の状況について把握するとともに、短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成
- ⑥障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係施設の耐震改修等を実施（1か所）
- ⑦官公需を中心に「共同受注窓口*」の受注拡大を推進（53,512千円）
- ⑧「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を推進（80,693千円）
- ⑨障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く「社会的事業所*」の創設と安定的な運営を支援（3か所）
- ⑩障がい者が安心して地域で生活していくための相談支援窓口として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑪サービス等利用計画案の作成が進むよう、市町における体制の整備等を支援・助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を実施

- ⑫障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施するとともに、有識者等で構成する専門家チームによる虐待事案に対する助言や事例検討を実施
- ⑬精神障がい者の地域生活定着のためアウトリーチ（訪問支援）*を実施。輪番制による精神科救急医療体制の確保と電話による24時間精神科医療相談を実施（緊急入院340件、外来診療699件、救急輪番の相談助言781件、24時間精神科医療相談1,705件、合計3,525件）
- ⑭「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題に関する理解を深める講演会を開催するとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する医療機関を指定（参加者16人、指定36か所）
- ⑮平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援するとともに、中級の障がい者スポーツ指導員を養成（知的障害者バレーボール男子結成、中級指導員15人養成）
- ⑯芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（ステージ発表18組、188人）、作品展示(234点)、入場者数(2,030人)
- ⑰視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等を運営、支援するとともに、災害時における聴覚障がい者の情報保障や避難行動の支援を行うため、度会郡4町と協定を締結。身体障害者補助犬の育成支援（盲導犬1頭）とあわせて、身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施（5回）

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査により、真に必要な障害福祉サービスを明らかにするとともに、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂し、今後3年間で取り組む事項や目標を定めました。PDCAサイクルにより、プランの進行管理を的確に行うとともに、地域移行や医療的ケア等に係る具体的な対応策について検討していく必要があります。
- ②新たにグループホーム4か所を整備するとともに、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ③県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行に取り組みました。残された加齢児への対応とともに、「児童福祉法」の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ④強度行動障がい支援者養成研修を実施し、地域で支援を行う人材を育成しました。強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支援する、重度訪問介護事業者等の拡充に向けて、人材育成を継続する必要があります。
- ⑤短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成するなど、障害福祉サービスの充実を支援しました。医療的ケアが必要な障がい者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を整えるため、医療的ケアができる人材の育成やショートステイ等の受入体制づくりなど、福祉と医療の連携を推進する必要があります。
- ⑥障害者支援施設1か所の耐震改修等を実施し、障害者支援施設については、全ての耐震化整備が完了しました。また、災害発生時における精神医療関係者の派遣体制の検討やこころのケア研修を実施し、対応方法の確認や職員の意識づけができました。災害発生時における精神保健医療の機能低下に対する迅速、適切な対応とともに、遷延性意識障がいなど医療的ケアが必要な方への対策が課題となっており、今後、検討していく必要があります。

- ⑦「共同受注窓口」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、昨年度の実績を上回る 53,512 千円の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑧平成 26 年度の調達方針の中で昨年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は 80,693 千円となりました。今後、清掃などの役務についても優先発注に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑨3 か所の「社会的事業所」が創設され、障がい者の働く場が拡充しました（21 人）。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑩平成 27 年 2 月に国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」をふまえ、職員等対応要領の策定や障害者差別解消支援地域協議会の検討など、障害者差別解消法の平成 28 年度施行のための準備を進める必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、今後、市町、圏域、県による効果的な相談支援体制について検討していく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画については、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進めたところ、進捗が図られました。今後、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑬障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施し、関係者の意識の醸成を行いました。専門家チームによる事例検討の結果を市町や関係機関と共有し、専門性と支援力の向上を図ることが必要です。
- ⑭精神科病院と関係機関等が連携してアウトリーチを実施し、精神障がい者が地域で継続して生活できる環境整備を進めました。また、輪番制による精神科救急医療体制を確保するとともに、電話による 24 時間精神科医療相談により安心した生活を支えました。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑮「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題について、県民への普及啓発に努めるとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する指定医療機関が増加しました。今後、より一層、身近なところで受診できるよう、指定医療機関の増加に取り組み、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。また、「アルコール健康障害対策基本法」が制定されたことを受けて、アルコール健康障害対策を総合的、計画的に推進していく必要があります。
- ⑯平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、全競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援した結果、全 12 競技の内、10 競技まで団体を結成することができました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、既存の障がい者スポーツ団体の競技力の強化や障がい者スポーツ指導員、審判員等の育成が必要です。
- ⑰「障がい者芸術文化祭」について、地元ケーブルテレビやタウン情報誌なども含めた効果的な広報や、特別支援学校特設コーナーの設置、ステージ発表や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めた結果、伊賀地域を中心に多くの展示、発表があり、入場者数も増加しました。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。
- ⑱点字図書や字幕映像ライブラリーの制作・貸出、点字奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の情報支援、生活支援を進めました。視覚障害者の歩行訓練を充実することや手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備が求められています。また、災害時における要援護者の支援に関する協定書を度会郡 4 町と締結し、市町が

作成する災害時要援護者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後、他の市町へ取組を拡大していくことが必要です。

身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施した結果、事業者の理解を得ることができました。今後も、身体障害者補助犬の受入に関する正しい知識の普及や理解を促進していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①平成 26 年度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、権利の擁護や障がい者雇用、地域生活の支援などに重点的に取り組み、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざします。
- ②障害者支援施設入所者等の意向をふまえ、障がい者の地域移行と地域生活支援を進めるため、住まいの場となるグループホームや日中活動を支援する障害福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障がい者本人の意欲を喚起するため、重度障害者等自立生活体験事業を継続するとともに、エンパワメントの推進について検討します。
- ③加齢児の円滑な地域移行を図るため、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するほか、今後の福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、施設への入所時から、退所時を見据えたケアに取り組むとともに、地域において支援を行う人材の育成と障害福祉サービスの充実に努めます。
- ④強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支える体制を整えるため、引き続き、支援者養成研修を実施するとともに、自立支援協議会等において、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組の情報共有を図り、支援策について検討します。
- ⑤医療的ケアを必要とする障がい者と家族のニーズに応じ、地域において安心して生活が送れるよう、福祉、介護、医療等の関係分野が連携し、三重県障害者自立支援協議会で「医療的ケア」の課題について専門的に検討するほか、地域生活を支える体制の整備や人材の育成に取り組めます。
- ⑥災害時における精神保健医療の対応力の維持、向上を図るため、新たに D P A T（災害派遣精神医療チーム）の体制構築に向けた検討を行うとともに、医療的ケアが必要な方への災害時の対応について、関係機関とともに検討します。
- ⑦福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑧平成 26 年度の優先調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を図ります。
- ⑨障がい者の新たな雇用の場の拡大を図るため、「社会的事業所」の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。
- ⑩平成 28 年 4 月 1 日の「障害者差別解消法」施行に向けて、国が策定した基本方針に基づき、普及・啓発活動や職員等対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討など、法の実効性を確保する取組を進めます。
- ⑪自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、新たに自閉症・発達障害者支援センターに「発達障害者地域支援マネージャー」を設置するなど、市町・事業所等の支援機能の強化を図り、市町、圏域、県における重層的な相談支援体制の構築を進めます。また、人材育成検討委員会において取りまとめた三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づき、相談支援従事者の育成を進めます。
- ⑫市町に対する指導監査等において、サービス内容が障がい者の状況やニーズに適合していること、適切にモニタリングが行われていることを確認するなど、質の高いサービス等利用計画について重

点的に指導・助言します。

- ⑬虐待防止の専門家チームにおいて引き続き事例検討を行うとともに、事例集等を作成し、市町や関係機関と共有することにより、専門性と支援力の向上を図ります。
- ⑭関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がい者の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活ができるよう、24時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実、確保に努めます。
- ⑮飲酒運転違反者が受診する指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について普及啓発に努めます。また、平成27年度に国が策定予定のアルコール健康障害対策推進基本計画について情報収集に努め、県計画策定に向けた準備を進めます。
- ⑯障がい者スポーツについて、残る競技団体の結成に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会を兼ねた北信越・東海ブロック大会の県内開催を誘致し、出場選手等の競技力や審判スキルの向上を図ります。また、会場調整や準備委員会設置の検討、障がい者スポーツ指導員や審判員の養成、スポーツ実技指導の充実など、平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた準備を進めます。
- ⑰国際大会等で活躍できる障がい者スポーツ選手を発掘するため、個々の障がいに応じたプログラムを障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手の育成、強化を推進します。また、国内外で活躍する国内選手の練習場として、県内施設を積極的に提供し、県内選手の指導や指導員等の選手対応経験の蓄積を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に向けた事前の準備を進めます。
- ⑱「障がい者芸術文化祭」への参加者数、入場者数がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑲視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等において、歩行訓練などの生活支援を充実するとともに、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行うとともに、全国の自治体における手話言語条例の制定状況等を十分把握し、県条例の効果や課題について調査・研究します。また、災害時における要援護者の支援に関する協定の締結を他の市町へも働きかけるなど、災害時の支援活動に取り組みます。さらに、今後、身体障害者補助犬法の趣旨や受入に関する正しい知識について普及していくため、セミナーの開催などの啓発活動に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 4 3

支え合いの福祉社会づくり

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても平均 85% 以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【* 進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
福祉サービス利用援助を活用する人数		1,150 人	1,250 人	1,350 人	1.00	1,450 人
	1,026 人	1,149 人	1,248 人	1,426 人		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数
27 年度目標値の考え方	認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね 100 人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員活動件数		530,000 件	541,000 件	551,000 件	0.97	562,000 件
		519,755 件	545,951 件	518,526 件	535,175 (速報値) 件		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率		29.2%	32.8%	36.4%	0.48	40.0%
		25.6%	22.6%	20.4%	17.3%		
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合		79.0%	79.5%	80.0%	1.00	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%	80.4%		
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45件	70件	95件	1.00	120件
		22件	51件	86件	106件		
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率		50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	50.0% (25年度)	0.94	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)	47.0% (25年度)		
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145人	1,145人	1,145人	0.96	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人	1,095人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	4,413	4,122
概算人件費		514	487	462	
(配置人員)		(57人)	(53人)	(52人)	

平成26年度の取組概要

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援（利用者 1,426人）
- ②県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア（3回）、職場体験等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ③社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導を実施（指導監査49法人374施設、実地指導429事業所、継続した改善指導3法人）
- ④さまざまな主体の連携により、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業（43回）や企業等への研修（17回）、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン（41回）、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施
- ⑤生活保護制度による被保護世帯への支援（平成27年3月時点 保護率0.96%、生活保護世帯13,150世帯、生活保護受給者17,497人）
- ⑥平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域（福祉事務所を設置していない町）における実施体制等の検討・確定
- ⑦県戦没者追悼式の開催、政府主催の全国戦没者追悼式への本県遺族の参加（県戦没者追悼式864人、全国戦没者追悼式190人）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援し、当事業の利用者が大きく増加しました。今後も利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制、特に専門員の適切な配置を確保する必要があります。
- ②県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業により、昨年度の 404 人を上回る 662 人の就職が決定（内定）しました。しかし、介護保険施設等の施設整備が進められる中で、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③社会福祉法人の指導監督については、所轄庁である県と市が連携して行うとともに、市担当職員を対象とした研修会や県市連絡会議を開催しました。今後も市とのより一層の連携が必要となっています。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、苦情等への随時対応を行うためのチームを編成し、指導・監査の強化を図りました。
- ④「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況を検証するとともに、社会情勢の変化をふまえ、第 3 次推進計画を策定しました。引き続きユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を県民の皆さんが理解し行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は 27,244 人、駐車場の登録届出数は 1,961 施設・3,956 区画となり、着実に当制度が定着しつつあります。しかし、依然として利用証を掲示していない車が多く見られます。
- ⑥生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら保護の適正実施を図るとともに、就労による自立を進めるため、保護開始直後から切れ目のない支援を行う必要があります。
(保護率 平成 25 年 4 月 0.97%、平成 26 年 4 月 0.96%、平成 27 年 3 月 0.96%)
- ⑦平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けて、福祉事務所設置市町に対し、会議等を通じて情報提供を行うとともに、事業実施体制等について意見交換の機会を設けるなど福祉事務所設置市町の取組を支援し、法施行に向けた体制が整備されました。引き続き、生活困窮者の自立支援が円滑に進められるよう、福祉事務所設置市町と協議・連携していく必要があります。
- ⑧戦争の実態、悲惨さの理解を通じて、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考えていただく機会として、関係部局や民間団体等の様々な主体と連携して戦後 70 周年（及び三重の塔 50 周年）という節目の年にあたる平成 27 年に記念事業を実施する必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に関して、利用者の増加に対応できるように実施体制の確保を図ります。
- ②福祉・介護人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。さらに、新たな取組として、地域医療介護総合確保基金などを活用し、潜在介護福祉士等の再就業の促進や地域の高齢者が介護職場で働ける環境整備の取組などを実施します。
- ③社会福祉法人の指導監督については、県と市の連絡会議や研修会等の開催により、市との連携を密にし、法人指導を充実していきます。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、引き続き適切に実施していきます。

- ④平成 27 年度から 30 年度までを計画期間とする「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015-2018）」に基づき、「障害者差別解消法」への対応、少子化対策などの新たな視点をふまえた取組を計画的に進めます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発を行い、適正な制度の運用を図るとともに、駐車場の登録について事業者等に協力を依頼します。また、妊産婦、子育て中の人への配慮や支援を強化するため、妊産婦の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間の拡大等を検討します。
- ⑥各福祉事務所に対して生活保護の指導監査を実施し、保護の適正実施を指導するとともに、保護受給者の自立支援に向けた就労支援事業等を進めます。
- ⑦「生活困窮者自立支援法」に基づく各事業が円滑に実施されるよう、実施主体となる福祉事務所設置市町へ情報提供を行うとともに、県所管の郡部については町との連携のもと、生活困窮者の相談等に適切に応じ、家計等に関するきめ細かな相談支援や就労準備支援など、早期の自立支援を行います。また、貧困の連鎖防止のため、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援を行います。
- ⑧「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、特別弔慰金が支給されることから、県として権利の裁定等の事務を円滑に実施されるよう、体制の整備と職員の能力向上に努めます。また、戦後 70 周年記念事業について、関係部局や民間団体等と連携を密にして、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考える機会を提供していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	<p>県民指標(24年度実績値)について、排出量は+3.1%以下の目標値に対して、実績値+6.9%となり、目標を達成できませんでした。</p> <p>電力事情に伴う排出係数*の状況や活動指標の平均達成率[各目標項目の達成状況の平均(0.86)：進展度B]も考慮し、総合的に進展度を「あまり進まなかった」としました。</p>
----------	------------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+3.6% (21年度)	+6.3%以下 (22年度) +4.9% (22年度)	+4.7%以下 (23年度) +5.3% (23年度)	+3.1%以下 (24年度) +6.9% (24年度)	0.42	+1.5%以下 (25年度)
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	<p>三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成 2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成 32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。</p> <p>※平成 24 年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行していることから、電気の供給 1 kWh あたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数が平成 22 年度と同係数よりも上がっています。</p> <p>このため、平成 22 年度の排出係数で平成 24 年度の温室効果ガス排出量を算定すると、+3.9%となり達成状況は、0.88 となります。</p>					
27 年度目標値の考え方	<p>平成 32(2020)年度を目標年度とする「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。</p>					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.6%以下 (23年度)	+1.2%以下 (24年度)	+1.8%以下 (25年度)
		0% (22年度)	+1.9% (23年度)	+2.0% (24年度)	+1.5% (25年度)		
15102 環境経営の促進（環境生活部）	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E MS）*認証事業所数（累計）	/	290件	330件	350件	0.47	420件
		246件	278件	295件	321件		
15103 環境行動の促進（環境生活部）	環境活動参加者数	/	5,300人	5,600人	5,800人	1.00	6,000人
		4,957人	4,875人	5,639人	6,100人		
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育参加者数	/	30,000人	33,000人	33,000人	0.97	33,000人
		29,454人	33,797人	31,911人	32,149人		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	326	567	401
概算人件費	/	153	156	151	/
（配置人員）	/	（17人）	（17人）	（17人）	/

平成26年度の取組概要

- ①県民・事業者等のエネルギー使用量削減などの自主的な取組を推進するため、地球温暖化対策推進条例に基づく指針を作成し、セミナーや事業所訪問などを通じて広く周知（695事業者）
- ②低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会モデル事業において、協議会が策定した行動計画に基づき、国の補助制度を活用した充電施設・EVの普及や電気バスや電気自動車で回るスタンプラリー企画（エコスタンプラリー）の実施
- ③地球温暖化の進行に伴う三重県の気候変動の現状について情報提供を行う「三重県気候変動レポート」を作成し、県民へ市町等を通して周知
- ④省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E MS）の普及啓発を実施（新規認証取得：26件）
- ⑤家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の地球温暖化防止に係る啓発活動を市町等と連携して実施（出前講座等参加者数：6,100人、その他イベント等参加者数：12,004人）
- ⑥環境学習活動を推進するため、環境学習情報センターを拠点として環境学習に係る講座、イベント等を他団体と連携し実施

【環境学習情報センター 環境教育参加者数：32,149人】

【森林文化・森林環境教育の活動回数：1,903回】

- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州政府の要望により、「医療関係廃棄物処理とリサイクル（焼却処理後の廃熱利用）」をテーマとした研修を実施することとし、研修生の受入準備を進めていたが、州政府側の都合により研修を中止

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①省エネなどの事業者の自主的な取組の促進を行ってきましたが、事業者等における温室効果ガスの排出削減の取組などについてのアンケート調査を実施したところ「カーボン・オフセット」、「エコ通勤」など実行率の低い取組があり、その取組の実行率を高めていく必要があります。
- ②伊勢市内における充電施設の設置箇所が21ヶ所（予定も含む）になりましたが、EV等を活用する環境づくりを進めていくためには、充電施設の整備をさらに進める必要があります。
- ③地球温暖化による気候変動への適応について、県ホームページや9回の説明会の開催などで情報提供を行いました。しかし、各地における気候変動の多発とともに、温暖化に関する情報提供を求めニーズが高まっていることから、さらに情報提供を行う必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）については、26件の新規事業所を獲得しましたが、M-EMSの認証取得事業所数は減少傾向にあるため、委託業務のより効果的な実施により、認証事業所数の増加を図っていく必要があります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進センターでは、延べ6,100人に対して講座により啓発に取り組んでいますが、依然として、家庭からの温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向にあります。そのため、地球温暖化防止活動推進員による啓発事業についてより効果が上がるよう、的確なニーズの把握や事業内容の見直しを検討する必要があります。
- ⑥環境教育の推進については、環境学習情報センターを活用した講座やイベント等の開催などにより、ここ3年を通して3万人を超える参加者がありますが、今後も引き続きより多くの人たちに参加いただけるよう、環境問題の学習の場を提供していくとともに、ESD（持続可能な開発のための教育）ユネスコ世界会議の成果をふまえ、ESDの取組を推進していく必要があります。
- ⑦サンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州の行政職員を対象とした環境保全に関する研修の実施に向けて、州政府のニーズを把握し、再度、調整していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 電話：059-224-2305】

- ①アンケート調査で明らかになった実行率が低い取組を促進するため、カーボン・オフセットの促進を図るとともに、「エコ通勤デー」を設け、通勤手段を自家用車から公共交通機関に誘導する「エコ通勤」の推進をバス事業者等と連携し行っていきます。
- ②伊勢市で実施しているEV等を活用した低炭素社会モデル事業については、EV等で観光できるよう、充電施設の整備を引き続き促進するとともに、この事業で得られた成果を生かし、他の市町へ低炭素社会づくりの展開を図っていきます。
- ③地球温暖化の緩和と適応の視点から、国の動向を見極めつつ知見をもつ専門家を交えた調査・研究を行い、県民の皆さんへその情報提供を行っていきます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、他の自治体などのベンチマーキングを行い、M-EMS認証機構と連携し、取得事業所が増加するよう効果的な取組を進めます。
- ⑤家庭部門における自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、他の地球温暖化防止活動推進センターの取組についてベンチマーキングなどを行い、事業の効果が高まるよう内容について検

討していきます。なお、地球温暖化防止活動推進センターの指定期間が今年度で終了することから、来年度4月1日からの指定に向けて、外部有識者などによる委員会で選定を行います。

○⑥環境教育のさらなる充実を図るため、環境学習情報センターにおいて、県民のニーズの把握を行い、ニーズにあった学習メニューを増やすとともに、E S Dの取組を推進していきます。

なお、環境学習情報センターの管理については、指定管理者制度を導入し、現指定期間の最終年度となることから、新たな指定管理者の選定、指定を行います。

⑦国際環境協力の一環として、サンパウロ州のニーズに応じた環境保全に関する研修が、公益財団法人国際環境技術移転センター（I C E T T）を活用して実施できるよう、国際戦略課と連携して、サンパウロ州政府と調整を図っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352 千ト 以下 (23 年度)	338 千ト 以下 (24 年度)	323 千ト 以下 (25 年度)	1.00	306 千ト 以下 (26 年度)
	360 千ト (22 年度)	345 千ト (23 年度)	323 千ト (24 年度)	308 千ト (25 年度)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
27 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて、平成 27 年度の目標値を 306 千トン以下と設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	966 g/人・日 (22年度)	951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)	926 g/人・日 以下 (25年度)
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22年度)	39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	41.8% (25年度)	1.00	42.2% (26年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量	462ト (22年度)	440ト 以下	370ト 以下	370ト 以下	0.75	370ト 以下

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,015	1,012	2,192	1,514	5,037
概算人件費		775	763	755	
（配置人員）		（86人）	（83人）	（85人）	

平成26年度の取組概要

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、国の検討状況をふまえた県の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進
- ②ごみゼロ社会の実現に向けて、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町等と連携し学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を実施
- ③RDF*焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制や処理の方法等についての技術的支援を実施
- ④産業廃棄物の適正処理を進めるため、多量排出事業者等を重点的に訪問するなど電子マニフェスト*と優良認定処理業者の利活用を促進
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスの再資源化に向けた技術的支援や情報共有を進めるとともに、三重県リサイクル製品の利用を推進
- ⑥不適正処理の未然防止や早期発見のため、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、多様な主体との連携を強め県民への啓発を実施
- ⑦行政、排出事業者および処理業者の連携を図り、それぞれが歩調を合わせて不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けることにより、不法投棄を許さない社会づくりを推進
- ⑧産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 23 年 3 月に策定された「三重県廃棄物処理計画」は、計画期間が平成 27 年度までとなっていることから、次期廃棄物処理計画の策定時期をむかえています。
- ②広域的な大規模災害時の廃棄物処理について、県の役割を明確にした「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後は、県計画の実効性を高めるために、処理困難物対応マニュアル等の整備が求められます。また、南海トラフ巨大地震等に備えた市町災害廃棄物処理計画策定に向け、全市町と個別協議やブロック別協議を実施し、個別具体的な課題等への対応案を提案するなどの技術的な支援を行いました。引き続き、市町計画策定に向けた支援を行う必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、「もったいない名人」テキストを使用した出前授業等により「もったいない」意識の醸成を図るとともに、幼児向けに「もったいないかみしばい」を作成し、市町等に啓発資材として提供しました。1 人 1 日あたりのごみの排出量は、平成 24 年度実績 980g でしたが、平成 25 年度実績 986g とほぼ横ばいでした。また、一般廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 4 万 1 千トンでしたが平成 25 年度実績 5 万トンに増加しました。今後も市町の取組を支援するとともに、さまざまな啓発ツールを活用したごみ削減の取組を進める必要があります。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めるとともに、RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した機器選定委員会等に参画し技術的支援を実施する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の 3 R の推進により、産業廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 28 万 2 千トンでしたが平成 25 年度実績 27 万トンと減少しました。また、産業廃棄物の再生利用率は平成 24 年度実績 41.8% でしたが、平成 25 年度実績 43.0% となりました。今後も産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者等に対しては、排出事業者の処理責任の徹底に向け、環境技術指導員が普及啓発を行い、より一層の排出事業者の処理責任が徹底されるよう取り組む必要があります。
- ⑥廃棄物系バイオマスの資源化の促進を図るため、関係者（排出事業者、処理業者、農家、行政等）による実証実験を実施し、これらの結果について地域協議会等で情報共有を図るとともに、燃料化の現地見学会や利用技術の確認、および液肥利活用事例セミナーを開催するなど情報発信を行うなど、民間事業者による事業化に向けた関係者の連携強化を図りました。
- ⑦平成 26 年度の不法投棄総量は 493 トンと目標値を達成できませんでしたが、前年度（623 トン）に比べ減少しました。産業廃棄物の不適正処理事案等については、悪質事業者に対し事業停止命令（3 件）を行うなど厳正に対処しました。また、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・未然防止のため、廃棄物メール 110 番を開設するとともに、ラジオ放送や「不法投棄を許さない社会づくりフォーラム」による啓発を行いました。今後もより効率的で効果的な監視・指導となるよう、さまざまな主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を実施しています。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 廃棄物対策局 次長 湯浅 真子 電話：059-224-2375】

- ①次期廃棄物処理計画については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年を計画期間とし、社会情勢の変化や国の基本方針をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応できる計画を策定します。
- ②南海トラフ巨大地震等による災害廃棄物の円滑な処理が実施されるよう、処理困難物対応マニュアルや広域処理マニュアル等を整備するとともに、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、市町計画策定に向け、職員の災害対応力向上のための研修会を開催するとともに、有識者等によるアドバイザリーボード*を設置し、技術的支援を行います。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、引き続き出前授業等を実施していくほか、効果的な普及のための方策の検討や、市町における廃棄物処理システムの最適化のためのツール（廃棄物会計、ごみ処理カルテ）の活用を働きかけていきます。また、平成 27 年度は「ごみゼロ社会実現プラン」の中間目標年度となることから、県民等の意識調査を行い、中期目標の評価を行います。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めます。また、引き続き RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した技術検討委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ⑤環境技術指導員が多量排出事業者等を個別に訪問し、電子マニフェストおよび優良認定処理業者の活用が進んでいない事業者を中心に働きかけを行い、排出事業者の処理責任の徹底に向けた取組を促進します。
- ⑥廃棄物系バイオマスの再資源化の促進について、県内 2 地域における地域協議会の成果や実証実験で検証された結果等を関係者で共有するとともに、廃棄物系バイオマスの再資源化を促進するため、県内の市町や事業者に情報提供していきます。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見のため、引き続き厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの監視エリア拡大や新たな監視カメラの導入によりチェック体制の強化を図ります。また、民間事業者等と新たに協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 153

自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回り、活動指標も1項目を除いて目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所		44 箇所	54 箇所	70 箇所	1.00	74 箇所
	34 箇所	44 箇所	70 箇所	74 箇所		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
27 年度目標 値の考え方	生物多様性に係る保護活動箇所数を年間 10 箇所ずつ増やし、平成 27 年度には現状値の 2 倍以上とする目標数値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15301 生物多 様性保全の推進 (農林水産部)	ニホンジカの推 定生息頭数		49,000 頭	63,000 頭	60,000 頭	0.73	10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭	99,140 頭 (63,192 頭 (バイズ推計*))	82,057 頭 (62,161 頭 (バイズ推計*))		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復（農林水産部）	自然環境の新たな保全面積（累計）		3ha	56ha	(達成済)	1.00	163ha
		—	9.9ha	1,018ha	1,018ha		
15303 自然とのふれあいの促進（農林水産部）	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	83.0%	84.0%	1.00	85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%	84.2%		

「ベイズ推定法」を活用した推計値

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	115	177	155	188	116
概算人件費		198	193	204	
(配置人員)		(22人)	(21人)	(23人)	

平成26年度の取組概要

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援、また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、里山林の保全管理を行う活動団体数を拡大
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、「三重県レッドデータブック*」の改訂版を発刊するとともに、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行ったほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と連携した県指定希少野生動植物種の保全活動等を実施
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく、狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習を実施するとともに、鳥獣保護員による狩猟等の取締りや指導を実施
- ④ニホンジカの推定生息頭数について「ベイズ推定法」による調査を実施、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画*（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について改定等
- ⑤死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら的確に対応
- ⑥香肌峡県立自然公園の富永区の特別地域において「富永生態系維持回復事業協議会」を立ち上げ、優れた自然の保全や生態系の維持回復を推進、また、祓川自然環境保全地域において、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して、地域の生態系の維持回復を推進
- ⑦自然とのふれあいの場に対する県民の満足度を高めるため、自然公園施設等の適切な維持管理に努めるとともに、災害や老朽化により補修が必要な施設を計画的に整備、また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組を推進

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①生物多様性の保全を目的として、自主的な活動を行う「里地里山保全活動計画*」の認定団体のうち、要望のあった10団体の活動に対して支援しました。また、里山林の保全管理を行う活動団体の取組を促進するため、平成25年度より3団体増えた30団体の活動を支援しました。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動などの支援制度を通じ、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。

- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するため、「三重県レッドデータブック」の改訂版を
発刊しました。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様
性にかかる観察会を5回実施しました。また、県指定希少野生動植物種の保全活動を5地域で行いま
した。さらに、外来生物対策として、外来種の拡散防止の啓発ポスターを作成し県内の全小中学校、
高等学校へ配布するとともに、地域のイベント等に参加して普及啓発を図りました。豊かな生物多様
性を保全するためには、子どもたちの自然への関心や生物多様性の理解を高めるとともに、県民・N
P O等団体・行政等が連携し、自主的かつ積極的な取組を進めて行く必要があります。
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験を3回、狩猟免許更新講習を
13回実施しました。また、鳥獣保護員による狩猟等の取締りや指導を実施しました。今後も、狩猟お
よび有害捕獲の適正な実施および安全性を確保するとともに、狩猟免許所持者の確保に努める必要が
あります。
- ④ニホンジカの推定生息頭数については、「糞粒法*」による調査結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣
の目撃情報等を加味して推定する「ベイズ推定法」による調査を実施しました。また、鳥獣の捕獲等
の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とした鳥獣保護法の改正に伴い、第11次鳥獣保護事業計
画や特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について、改定等を行いました。
この計画に基づき、生息管理を適切に進めていく必要があります。
- ⑤野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を4回実施しました。今後も、
死亡野鳥等にかかる高病原性鳥インフルエンザへの対応については、関係機関と連携し、情報等の共
有を図りながら的確に取り組む必要があります。
- ⑥香肌峡県立自然公園の特別地域に指定した松阪市富永区のトチノキ群落の樹勢回復を進めるため、県、
市、地元住民、有識者等による富永生態系維持回復事業協議会を立ち上げました。今後は、同協議会
において活動内容等を協議しながら、継続的な生育調査や生育環境を改善するための間伐等を実施し
ていく必要があります。また、祓川自然環境保全地域では、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、
保全種であるタナゴ類4種、淡水二枚貝類7種の生息環境の回復を図るため、大陸からの導入型コイ
や外来魚の駆除を行いました。引き続き、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して、保全種
の生息環境の回復に取り組むことが必要です。
- ⑦県民に安全で快適な環境を提供する中で自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設
について、市町等との維持管理契約を継続するとともに、災害や老朽化により補修が必要な7施設の
復旧を進めました。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については、平成25年度に全
線の復旧が完了し、平成26年度のシーズンには8,604名（前年の3.6倍）の登山者が訪れました。ま
た、計画的な施設整備を進めるため、自然公園施設の整備計画を策定しました。今後は、整備計画に
基づいて着実に施設の補修等を行い、利用者の満足度の向上に結びつけていくことが必要です。
- ⑧鳥羽市エコツーリズム推進協議会などに、市町や関係団体等とともに参画し、自然公園等の地域資源
を活用したエコツーリズムの取組を推進しました。また、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年
に向けた準備委員会に参画し、記念事業等の準備を進めました。引き続き観光部局等と連携し、各種
イベントの開催や情報発信を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話：059-224-2501】

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、
里地里山保全活動に取り組む団体の認定を行うとともに、認定団体による里山整備やN P O等が行う
希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。
- ②「三重県レッドデータブック」の改訂を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域における県指定希少
野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めるとともに、野生生物の保全に対する県民の理解
や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する野生生物の観察会を行うほか、外来生物対策に

かかる普及啓発、県民やNPO等団体と連携した県指定希少野生動植物種の保全活動を実施します。また、豊かな生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画である「みえ生物多様性推進プラン」の改定を進めます。

- ③わなによる狩猟および有害鳥獣捕獲の適正な実施および安全性を確保するため、狩猟者等が行う標識の設置等に対し支援を行います。また、引き続き、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行います。さらに、捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許の取得促進に向けたPR等に取り組むとともに、狩猟免許の更新を促進するため、免許更新の案内通知の送付に取り組みます。
- ④鳥獣保護法の改正に伴い策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、県による捕獲を実施します。また、県による捕獲、市町が中心に行う有害鳥獣捕獲、各地域での狩猟による捕獲とを適切に組み合わせることにより、増えすぎたニホンジカ等の生息数の減少につなげます。
- ⑤死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに関しては、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら的確かつ迅速に対応します。
- ⑥香肌峡県立自然公園における富永生態系維持回復事業では、トチノキの生育環境を改善するための間伐等について、実施時期や具体的な手法を協議会において検討し、地域住民等と協力しながら適切に進めます。また、鈴鹿国定公園において、生態系の維持・回復を図るため、地元の市町やNPO法人と協力しながら外来植物の駆除や在来植物の植栽等を進めます。さらに、祓川における生態系の維持回復に向け、祓川環境保全全体会議で協議するとともに、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して、外来魚の駆除に取り組みます。
- ⑦利用者が安全・快適に自然公園施設を利用できるよう、災害で被災した自然公園施設等の整備を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園などにおいて、施設の維持管理を委託している市町等や指定管理者と連携し、県民が自然とふれあう機会の創出につながるよう、魅力あるイベントの開催や情報発信などに取り組みます。
- ⑧自然とのふれあいを促進するため、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年に向けて、「全国エコツーリズム大会」の開催の準備を進めるとともに、関係者と連携してイベントや情報発信等を実施し、伊勢志摩国立公園の素晴らしい自然を活かしたエコツーリズムの取組を推進します。また、平成28年に開催される「伊勢志摩サミット」やエコツーリズムの取組の舞台となる伊勢志摩地域の自然公園施設について整備を行います。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	95.0%	96.0%	0.95	97.0%
		92.9%	92.1%	91.2% (速報値)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
27 年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100%	100%	100%	0.99	100%
			99.3%	99.3%	99.1%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進	NOx・PM法対策地 域内の大気環境 基準達成率		100%	100%	100%	1.00	100%
		60.0%	100%	100%	100%		
15403 生活排 水対策の推進	生活排水処理施 設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)	80.5% (25年度)	1.00	81.4% (26年度)
		78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	79.5% (24年度)	80.8% (25年度)		
15404 伊勢湾 の再生	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000人	24,500人	25,500人	1.00	26,500人
		16,475人	23,834人	21,725人	25,984人		
15405 環境保 全のための調 査研究の推進	調査研究成果件 数		4件	4件	4件	1.00	4件
		3件	4件	2件	4件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,597	14,330	14,162	13,440	20,172
概算人件費		1,244	1,232	1,173	
(配置人員)		(138人)	(134人)	(132人)	

平成26年度の取組概要

- ①32測定局（四日市市測定局10局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント、PM2.5(微小粒子状物質)*等7項目を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数48、その他の立入工場・事業場数600）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*およびダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学オキシダント濃度が高い日においては、光化学スモッグ予報を発令（1日、2地域）し、光化学スモッグによる被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④自動車NOx・PM法*対策地域において、自動車排ガス測定局等（15測定局）で二酸化窒素および浮遊粒子状物質を測定
- ⑤PM2.5について、注意喚起する体制を維持。また、注意喚起の対象範囲を県内一括から3地域（「北勢・中勢・南勢志摩」、「伊賀」、「東紀州」）に区分し注意喚起の運用を見直し
- ⑥47河川62水域、4海域8水域におけるBOD*、COD*等の水質測定ならびに地下水38地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数264、その他の立入工場・事業場数296）
- ⑧県内43河川を対象として水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を実施（平成27年1月27日告示）
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施

- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を実施。発生抑制対策として、映画CM、テレビCM、ラッピング電車等を活用した広報や、海岸漂着物問題に係るキャンペーンを実施。さらに、子ども向けの啓発展示物を三重県環境学習情報センターに新設。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会として、連携して海岸漂着物問題の普及啓発に取り組むとともに、財政措置の継続等について国への提言活動を実施
- ⑪海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑫市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について、すべての測定局（32 測定局）で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されていました。
- ②大気環境に与える影響が大きいと思われる工場・事業場のうち 48 箇所検体採取したところ、すべてで排出基準を満足していました。
- ③光化学オキシダント濃度が高い場合に光化学スモッグ予報を発令しました。また、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の規制対象事業場に立入検査を行いました。引き続き揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④NO_x・PM法対策地域の測定局において、NO_xが4年連続で環境基準を達成（平成 26 年度は見込み）しています。引き続き目標年度となる平成 32 年度（中間目標年度は平成 27 年度）に向けて対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤PM_{2.5}の指針値超過のおそれはなく、注意喚起した日はありませんでした。また、県内一括での注意喚起の運用を、地域濃度の実態に合わせて見直しました。引き続き指針値超過のおそれがある場合は的確に注意喚起を行っていく必要があります。
- ⑥閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 44%（平成 26 年度 速報値）であり、近年 50%前後の達成率で推移しています。毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生しており、引き続き改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦採水を伴う立入検査の対象とした工場・事業場のうち 18 箇所において排出基準の超過があったことから改善指導を行いました。
- ⑧平成 26 年度に水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を新たに指定しました。平成 27 年度からは、当該基準に係る項目の常時監視を行っていく必要があります。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しました。貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩県内海岸における漂着物の回収処理が進むとともに、伊勢湾流域圏に広く漂着物の問題を発信することができました。また、東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されました。これにより、平成 27 年度以降も継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要な制度となりました。今後も東海三県一市が連携し、海岸漂着物問題の解決に向け、取り組んでいく必要があります。
- ⑪「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 25,500 名以上の方々に参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。伊勢湾の再生に向けては、今後も引き続き取組の拡大を図る必要があります。

⑫生活排水処理施設の整備は 79.5% (24 年度) から 80.8% (25 年度) に進展しました。しかし全国平均 (88.9%) に比較してまだ低く、単独処理浄化槽と汲み取り世帯を合わせて約 36 万人の未整備人口が残されているため、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、次期「生活排水処理アクションプログラム」策定のため、国から出された生活排水処理施設「10 年概成」の方針をふまえ平成 26 年 10 月に県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」を策定しました。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 059-224-2305】

- ①大気環境の常時監視は、平成 26 年度に四日市市が新たに管理することとなった 1 測定局も含め、33 測定局 (四日市市測定局 11 局を含む) での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の保全のため、引き続き工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等との対話によりコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO_x・PM 法対策地域における二酸化窒素および浮遊粒子状物質の測定を行い、引き続き大気環境の状況を注視するとともに、関係団体に調査データの情報提供を行っていきます。
- ⑤PM_{2.5}について、県民の関心に応えるため、迅速な注意喚起の情報提供を行っていきます。
- ⑥公共用水域の水質改善のため、引き続き平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を削減していきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、常時監視を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 26 年度補正予算で措置された「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を実施します。東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。
- ⑪海岸漂着物対策においては、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。浄化槽整備については、県費上乘せ補助制度により、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換や、市町設置型への移行を促進します。また、新たに策定した県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」に基づき、次期「生活排水処理アクションプログラム」(中期目標 (平成 37 年度)・長期目標 (平成 47 年度)) を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	/	27.0%	29.0%	31.0%	1.00	33.0%
	24.9%	26.7%	30.3%	31.4%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
27 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8.0% 増加させることをめざして、平成 27 年度の目標値を 33.0% と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	/	950 人	1,000 人	1,040 人	1.00	1,040 人
		903 人	881 人	1,198 人	1,095 人		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21102 人権啓 発の推進 (環境生活部)	人権イベント・ 講座等の参加者 数		39,500人	40,000人	40,500人	1.00	41,000人
		38,649人	40,247人	40,103人	40,749人		
21103 人権教 育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合 的・系統的に進 めるためのカリ キュラムを作成 している学校の 割合		55.0%	60.0%	65.0%	1.00	70.0%
		41.2%	55.2%	61.2%	65.5%		
21104 人権擁 護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相 談員を対象とし た資質向上研修 会の受講者数		1,050人	1,100人	1,150人	1.00	1,200人
		994人	990人	896人	1,191人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	818	609	619	647	647
概算人件費		514	543	506	
(配置人員)		(57人)	(59人)	(57人)	

平成26年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告」を取りまとめ、平成25年度の人権施策の取組状況を県民に公表。また、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定に向けて、骨子案を作成し、三重県人権施策審議会等で審議
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を推進するため、住民組織やNPO、団体、企業等のさまざまな主体が主催する研修会に講師を派遣（講師派遣件数35件、参加者数1,095人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することができるよう、隣保館の運営に必要な支援を実施
- ④テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、人権メッセージの募集等の参加型啓発、スポーツ組織との連携による啓発等さまざまな手法を活用した人権啓発を実施（県民人権講座4回開催・参加者数714人、移動人権啓発21回実施・参加者数1,589人）
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情を育成するための取組を推進
- ⑥県人権センターにおいて、人権相談に対応するとともに、隣保館をはじめとする各種機関の相談員等を対象にスキルアップ講座を開催（相談件数738件、弁護士による相談月2回実施）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに早期に対応することができるよう、モニタリング活動に取り組むとともに、地域でのモニタリング活動や啓発に取り組む人材の育成のための講座を開催（講座3回開催、参加者数128人）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を推進しましたが、平成 26 年中には、津地方法務局管内で 625 件（前年比 10 件増）の人権侵犯事件が発生していることから、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の取組方向を明確にし、人権が尊重される社会を実現していくため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組む必要があります。
- ②地域のさまざまな主体が行う研修会等に講師等を派遣し、人権が尊重されるまちづくりの取組を支援しましたが、制度の活用が十分でない地域もあることから、取組が県内全域に拡大するよう、市町等と連携し、制度の周知や先進事例の広報等に取り組む必要があります。
- ③隣保館が、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することにより、地域住民の福祉の向上や交流を促進することができました。今後も、隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割を果たすことができるよう、引き続き隣保館の取組を支援していく必要があります。
- ④県人権センターを拠点に、人権啓発講座の開催やテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、スポーツ組織との連携による啓発、大型商業施設等に出向いて行う移動人権啓発の実施などにより、多様な機会を提供することができましたが、人権が尊重される社会を実現していくためには、より多くの県民に啓発することができるよう工夫していく必要があります。
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情の育成に取り組んでいます。「人権問題に関する教職員意識調査」で明らかになった若手教職員の育成や校内 OJT の促進等に関わる課題について、改善する必要があります。
- ⑥県人権センターで相談員等を対象にスキルアップ講座を開催し、相談員等の資質向上を支援しましたが、相談者のニーズは多様化していることから、さまざまな知識の習得など相談員等の資質向上に加え、各相談機関との連携を強化していくための環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に早期に対応するため、モニタリングに取り組み、プロバイダ等に対して削除要請等を行いました。インターネット上の人権侵害に関する事案は増加していることから、モニタリング活動に引き続き取り組むとともに、インターネットを悪用することなく互いの人権を尊重した行動につなげていくための啓発活動を推進していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携して、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、人権をめぐる社会状況の変化やこれまでの取組の検証をふまえ、対応の強化が求められている課題や新たに対応すべき課題等に対応するため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる人たちや団体等のネットワークを活用し、支援制度の周知等に取り組むことにより、さまざまな主体による自主的な取組を促進します。
- ③市町の隣保館活動を支援し、隣保館における相談事業、啓発および広報活動、地域交流などの隣保事業の実施を通して、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、啓発の内容や開催形式、時間構成などに工夫を行うとともに、市町や関係団体等と連携して事業の周知に取り組めます。また、企業等と連携し、大型商業施設など人が大勢集まる場所に出向くなどして多様な機会を提供し、より多くの県民に啓発することができるよう取り組めます。

- ⑤教育活動全体を通じた人権教育を展開できるよう、学校における人権教育カリキュラムの作成を進めます。また、子どもが安心して学び、生活できるよう、人権教育推進協議会の整備等、学校・家庭・地域が連携・協議する仕組みを充実させます。さらに、若手教職員を対象とした県主催の研修会の充実や学校が行う校内研修会の活性化、小学校版「人権学習指導資料」の作成・配布等により教職員の取組を支援します。
- ⑥県民からの人権相談に迅速かつ的確に対応することができるよう、人権に関わる相談員等の資質向上を図るとともに、情報共有や意見交換の場を提供することにより、各相談機関のネットワークの充実に取り組みます。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対して、国等と連携し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネット上の人権問題および適正な利用に関する講座を開催するなど啓発に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を上回り、活動指標も4指標のうち3指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	/	15.0%	15.0%	16.5%	1.00	18.0%
	13.9%	11.5%	11.5%	17.5%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
27 年度目標値の考え方	県内における男女共同参画意識の普及や女性の登用促進を図ることにより、男女が平等になっていると思う人の割合を10年後に10%増加させることをめざして、平成27年度の目標値を18.0%と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (環境生活部)	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	/	25.7%	26.7%	27.2%	0.95	28.7%
		24.7%	25.1%	24.9%	25.8%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (環境生活部)	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	43.0%	43.0%	1.00	45.0%
		23.5%	42.2%	32.4%	45.1%		
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 (環境生活部)	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	27.0%	27.0%	1.00	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%	29.5%		
21204 性別に基づく暴力等への取組 (健康福祉部)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15か所	18か所	21か所	1.00	24か所
		12か所	15か所	18か所	24か所		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	150	126	134	172
概算人件費		189	156	151	
(配置人員)		(21人)	(17人)	(17人)	

平成26年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会による県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施し、中間評価として取りまとめ（審議会開催状況：全体会 2回、部会 3部会を各4回開催）
- ②庁内各部局に対し、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（男女共同参画推進幹事会、政策会議、共通幹事会等の場も活用）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議2回、担当職員研修3回、大紀町の基本計画策定に助言）
- ④三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、研修学習、参画交流、相談等の事業を実施（フレンテまつり：6月7、8日（参加者延べ5,300名）、男女共同参画フォーラム：11月8、9日（参加者446名）、講座・セミナー等：36回開催、出前講座等：51回実施、相談件数：2,075件）
- ⑤企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた、仕事と育児が両立できる職場づくりセミナーを実施。また、企業等の職場研修会等に講師を派遣し、マタハラ、パタハラのない職場風土づくりを支援（職場づくりセミナー：9月4日（参加者75名）、講師派遣：8回）
- ⑥地域経済団体等で構成する「みえ女性活躍推進連携会議」により広く県内企業・団体等に働きかけ、「女性の活躍推進三重県会議」で企業・団体等の取組を「見える化」し機運を醸成（連携会議：8月4日、3月10日、三重県会議キックオフ大会：11月9日、参加者：会員をはじめとする企業・団体等の経営者、人事労務担当者、県民等230名、3月末会員数：105会員）
また、男性管理職を対象としたセミナーを開催し、女性の意欲と能力を高め、活躍を引き出す人材育成を進められるよう支援するとともに、女性管理職のスキルアップ支援や企業・業種を越えたネットワークの構築に向けて交流を支援（男性管理職向けセミナー2月10日、参加者35名：女性管理職スキルア

ップセミナー：2月7日、8日、21日 参加者延べ75名、交流会：11月8日 参加者32名、3月1日 参加者88名)

- ⑦「三重県DV*防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの防止と被害者の立場に立った支援を実施するため、県DV防止会議1回、地域DV防止会議5回開催
- ⑧「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発、女性に対する暴力防止啓発セミナーを実施。DV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、デートDV防止パンフレット等を県立高校1年生および県立高校養護教諭に配布して啓発（街頭啓発23か所（桑名駅前他）、啓発セミナー1回開催（11月15日：亀山市）、DV相談先カードの配置616か所、デートDV防止パンフレットの配付：14,550冊）
- ⑨性犯罪・性暴力の被害者に対し、女性相談員での対応や初期産婦人科的処置等の支援をワンストップで行う相談窓口の設置を検討するため、同様の窓口を設置済の県にベンチマーキング（埼玉県外4県）を行うなど調査研究を実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会による事業課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求められる中、平成25年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。また、女性の活躍推進や少子化対策が社会的課題として大きく取り上げられている中、男女共同参画、女性の活躍等に関する現在の県民意識を把握する必要があります。
- ②平成26年4月1日時点の県・市町審議会等における女性委員の登用率は、25.8%と0.9ポイントの増となりました（県：33.6%で1.3ポイント増、市町：24.8%で0.8ポイント増）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、引き続き庁内各部署に委員への女性登用を強く働きかけていくことが必要です。
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し市町間を含めた情報共有・連携を図りました。引き続き、さまざまな機会をとらえて市町における男女共同参画の推進を支援していくとともに、市町審議会等への女性登用を強く働きかけていく必要があります。
- ④三重県男女共同参画センターの「フレンテまつり」を「ファザーリング全国フォーラム in みえ」とのタイアップ事業と位置づけ、男性の不妊治療や育児参画をテーマとするとともに、ママを元気にするイベントとコラボ開催したことで、従来になく幅広い年齢層と、多くの男性の参加が得られました。「男女共同参画フォーラム」は、女性の活躍推進に加え、子育て中の部下をはじめとする多様な人材をマネジメントできる上司（イクボス*）をテーマに開催しました。男女共同参画に関する意識改革と行動変容を図るために、引き続き、各事業のテーマや講師等を工夫していく必要があります。
- ⑤マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた職場づくりセミナーや企業等の職場研修会等の講師派遣を行いました。引き続き、企業等にマタハラ等の防止に向けた取組を促していく必要があります。また、これから社会に出る若年世代への啓発も必要です。
- ⑥女性の活躍推進の機運をさらに高めていくために、企業・団体等が加入する「女性の活躍推進三重県会議」に、より多くの企業・団体等の加入が得られるよう、セミナー事業の実施や加入要請等を行っていく必要があります。
- ⑦DV被害者支援について、関係機関による「DV防止会議」を8月25日に開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。

また、性別にとらわれない被害者支援の充実のため、男性被害者相談の研修事業を 11 月 8 日に実施し、相談体制の充実を図りました。今後もDV被害者対応等について、関係機関等と連携を強化した取組を行う必要があります。

- ⑧DV相談先カードを公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等に配置して相談・支援先を周知しました。また、デートDV防止パンフレットを県立高校 1 年生に配布して啓発しました。DV被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談・支援先の継続した周知が必要です。
- ⑨性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターについて、設置済の県へのベンチマーキング等の調査研究を行ってきました。この結果をふまえ、三重県の南北に長く、複数の都市に人口が分散する地理的な条件等に対応した支援体制を構築していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①第 2 次男女共同参画基本計画第一期実施計画の最終年度にあたって、三重県男女共同参画審議会による知事への提言や評価をふまえ、より一層男女共同参画の視点を持って施策・事業が実施されるよう各部局に働きかけていきます。また、第 2 次男女共同参画基本計画第二期実施計画を策定します。
なお、男女共同参画、女性の活躍等をより効果的に推進していくために、現在の県民意識を調査、分析します。
- ②県審議会等における女性委員の登用をさらに推進していくため、引き続き庁内各部局に強く働きかけていきます。
- ③市町主管課長会議等において女性の活躍促進をはじめとする国の動き等について情報提供するとともに、市町審議会等への積極的な女性の登用を働きかける等、男女共同参画の取組推進のために市町の実情に応じて支援していきます。
- ④三重県男女共同参画センターが実施する事業に、県が重点とする取組が反映されるよう密接に連携を図りながら、男女共同参画意識の普及とともに、女性の活躍促進や男性の育児参画などの具体的行動につながるよう、研修学習や参画交流等の事業を進めていきます。
- ⑤マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、各企業等が実施する取組を支援していきます。また、大学生等を対象に、就職後のマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行っていきます。
- ⑥企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者や男性管理職向けセミナーの開催、企業の取組へのアドバイザー派遣などの支援を行います。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。
- ⑦DV被害者等の要保護女性の保護・自立支援や性別にとらわれない相談事業の充実や民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。
- ⑧DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、県民に対して啓発していくとともに、DV被害者に相談・支援体制の情報等が届くよう取り組んでいきます。また、高校生等の若年層に対して、デートDV予防のための啓発を行っていきます。
- ⑨性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口となり、県内各地域の産婦人科の連携病院による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談、法律相談などを行うことにより被害者の心身の健康の回復を図る総合的な支援体制(ワンストップ支援センター)として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、運営していきます。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標はわずかに目標値を下回ったものの、活動指標も含めほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
多文化共生に 取り組む団体 数	/	160 団体	175 団体	190 団体	0.99	200 団体
	146 団体	161 団体	174 団体	188 団体		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数					
27 年度目標 値の考え方	国際化に取り組む団体が増加することにより、地域での自主的な活動が活性化することから、毎年 10 団体程度増加させることを目標に 200 団体と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21301 外国人 住民との円滑な コミュニケーション支援 (環境生活部)	日本語指導ボラ ンティア数	/	670 人	680 人	690 人	0.99	700 人
		655 人	671 人	689 人	680 人		/
21302 外国人 住民の地域社会 参画支援 (環境生活部)	セミナー、ボラ ンティア研修等 参加者数	/	350 人	400 人	450 人	1.00	500 人
		279 人	383 人	411 人	501 人		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	143	161	116	134
概算人件費		81	101	107	
(配置人員)		(9人)	(11人)	(12人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語の4言語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報および生活情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（情報掲載数：ビデオ情報 24 件、文字情報 120 件。ページビュー数：月平均 約 11,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催（入門研修：津市 参加者数 37 名、桑名市 参加者数 46 名）
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるとともに、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（相談窓口等相談件数：783 件、専門家による個別相談会：年間 6 回開催 参加者数 96 名）
- ④医療通訳の育成研修を3言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）で開催するなど、医療通訳の利用を促進（医療通訳育成研修：津市 参加者数 83 名、公開セミナー：津市 参加者数 46 名）
- ⑤大規模災害発生時に外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2回 参加者数 96 名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回 参加者数 205 名）を開催。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練（1回 参加者数 28 名）を実施
- ⑥NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（いせ人権フェスタ on バレンタインとの同時開催 参加者数約 300 名）
- ⑦JSLカリキュラム*に係る事例収集について、対象となる教科を拡大し、実践研究を推進
- ⑧小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき多文化共生施策を推進しましたが、グローバル化が急速に進展する中で、外国人材の活用などの国の取組や、外国人住民の割合が高い本県の状況などをふまえ、今後の取組方向を明確にする必要があります。
- ②多言語ホームページでは、外国人住民を支援するNPOなどの活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への積極的な参加・参画についての理解を深めてもらうことができました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。
- ③日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催したところ、定員を超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り日本語教室の活動の活性化に努めました。外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するため、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ④多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。引き続き、複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。

- ⑤医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑥外国人住民を主な対象とした避難所訓練では、技能実習生受入企業等へ参加を呼びかけることでより効果的な訓練とすることができました。災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中間支援団体をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦多文化共生啓発イベントでは、外国人住民とイベント参加者がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップをあわせて開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げていく必要があります。
- ⑧日本語指導と教科指導の統合をめざした授業における指導方法を工夫・改善するために、指定校（小中学校 16 校（委託 7 市））や拠点校（飯野高校）を中心に実践研究を進めました。これまで実践の少なかった教科の指導事例も収集して、事例集（小中学校：30 事例（国語、算数・数学、社会、理科、英語、家庭、総合的な学習の時間）、高校：10 事例（国語、数学、理科、社会、英語）としてまとめ、研修会等（小中学校は委託 7 市以外に 10 市町の担当者が参加）で教科を拡大して情報共有しました。今後も、指導事例をより多くの学校に普及するとともに、効果の検証を行う必要があります。
- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議（対象：県内の公立小中学校及び日本語指導の必要な外国人生徒が在籍する高校の外国人児童生徒教育担当者）を県内 6 地域で開催し、日本語指導や J S L カリキュラムに基づいた指導の方法について共有を図りました。また、小中学校・高校間において日本語の理解力や学習状況を円滑に引継ぐための方策について協議をしました。その中で、鈴鹿市の中学校と飯野高校では、試行的に中学校がカルテを作成し、高校への引継ぎを行いました。今後は、その方法、引継ぎ項目、内容、成果について検証を行うとともに、実施地域の拡大に努める必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】

- ①さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに取り組みます。また、外国人住民を取り巻く社会状況の変化などをふまえ、異なる文化的背景を生かした地域社会づくりをめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定に取り組みます。
- ②多言語ホームページの対応言語数を 6 言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語、フィリピン語、中国語）に増やすとともに、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ります。
- ③日本語指導ボランティア研修において、地域とのコーディネートに係る内容を取り入れるなど、人材の育成支援を充実するとともに、研修参加者に日本語教室を紹介するなどボランティアとして実際に活動していただけるよう働きかけます。

- ④外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会の開催を通じて、相談員や職員のスキルアップ、相談事例の共有化、相談員や職員同士のネットワークの構築を図ります。
- ⑤市町・NPO等と連携して、同行型および配置型の医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を4言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳に関する国の動向を注視しつつ、医療機関等と連携して取り組みます。
- ⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民等の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民等が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう引き続き取り組みます。
- ⑦多文化共生社会づくりに向け、新たな団体等との連携・協働の充実に取り組みます。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。
- ⑧小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員（12名）を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高校においては、外国人生徒支援専門員（2名）を飯野高校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。また、平成26年度までの3年間で進めてきたJSLカリキュラムに係る実践研究をもとに、研修会や学校訪問等をとおして効果的な指導事例の普及・活用を進めるとともに、指定校等において、児童生徒及び教員へのアンケート等をもとにした効果の検証を進めます。
- ⑨鈴鹿市の中学校と飯野高校で試行的に行ったカルテを用いた引継ぎについて、その方法や内容の検証を行うとともに、外国人生徒の多い地域への拡大を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 214

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を上回り、活動指標も3指標のうち2指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	/	12.5%	12.5%	20.0%	1.00	20.0%
	9.5%	7.7%	23.4%	23.1%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
27 年度目標値の考え方	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合を、平成 27 年度に現状値（平成 23 年度 9.5%）の 2 倍以上にすることを目標と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額	/	140,000 千円 (23 年)	160,000 千円 (24 年)	190,000 千円 (25 年)	1.00	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)	186,848 千円 (24 年)	202,295 千円 (25 年)		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21402 NPO が活発に活動で きる環境の充実 (環境生活部)	認定NPO法人 数	/	5 法人	10 法人	20 法人	0.20	30 法人
		1 法人	3 法人	4 法人	4 法人		/
21403 NPO とさまざまな主 体との「協創」 の推進 (環境生活部)	NPOと県の連 携・協働事業数	/	65 事業	67 事業	71 事業	1.00	75 事業
		58 事業	65 事業	68 事業	80 事業		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	88	66	70
概算人件費	/	63	64	53	/
(配置人員)	/	(7 人)	(7 人)	(6 人)	/

平成 26 年度の取組概要

- ①認定NPO法人が増加しない状況にあることから、認定NPO法人制度の浸透状況と今後の申請見通しを把握するため、平成26年8月に640のNPO法人を対象として、アンケート調査を実施(260法人から回答)。また、NPOの主体的な取組を推進するため、中間支援団体と連携しNPOグレードアップセミナー等を開催(延べ16回)
- ②NPO活動について県民の理解を深め参加につなげるため、「市民活動・NPO月間」(12月)を中心に、各地域の取組との一体感を感じられるよう工夫して実施するとともに、リーディング産業展等への出展を行い、県民・企業へ情報発信。県民交流センターでは、情報をわかりやすく伝えるため「市民活動・ボランティアニュース」をリニューアル。「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を、研修資料や法人向けの参考事例集として活用
- ③大規模災害の発生時に備えて、専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定を更新するとともに、新たに1団体と協定を締結。また、大規模災害時に継続的な被災者支援活動を実施する「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」の周知および同基金への寄附を促進
- ④「みえ災害ボランティア支援センター」設置マニュアル(風水害編)を策定し、支援センターとして11月の県総合防災訓練に参画するとともに、市町における災害ボランティア受入態勢について再確認。県内の大規模災害発生に備え、県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、支援センターのあり方に関する意見交換会を、関係団体や有識者等により開催(4回)。さまざまな分野のNPOによる被災者支援の活動を促進するため、「多分野の協働で災害を乗り越えるための研修会」を開催(6回)

平成 26 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①認定制度のアンケートに回答した法人のうち、申請への意欲を示した法人に声掛けを行った結果12件の相談がありましたが、申請への意欲を示した法人及び相談のあった法人に対して、組織運営や会計等の指導を行うことで申請法人の増加に努める必要があります。また、引き続き中間支援団体と連携して、NPOの主体的な取組を促していく必要があります。
- ②「市民活動・NPO月間」を中心に、地域の市民活動センターと連携してPR活動を実施しましたが、引き続き中間支援団体との連携を深めて取り組んでいく必要があります。また、県民・企業等への情報発信については、イベント出展等を行いました。さらに多くの県民の関心を引き付ける工夫が必要です。

- ③大規模災害の発生時に専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定は、1団体増加して2団体となりましたが、新たな専門性を持つNPOと協定を締結する必要があります。また、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」へは企業等から2,779,383円の寄附を集めることが出来ましたが、被災者支援を円滑に行うためには、さらに多くの寄附を呼びかける必要があります。
- ④みえ災害ボランティア支援センターのあり方に関する意見交換会の結果を報告書としてまとめました。みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討する必要があります。また、NPOが災害時に主体的な支援活動を行えるよう取組を促すとともに、現地災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、関係者の連携強化を促進する必要があります。

平成27年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①認定NPO法人数の増加に向けて、認定申請を考えているNPO法人の意欲がさらに高まるよう情報提供や助言等をきめ細かに行うとともに、中間支援団体と連携して各種セミナーを開催し、寄附や融資の活用等によるNPO法人の運営基盤強化を促します。
- ②「市民活動・NPO月間」においては、みえ県民交流センター指定管理者や地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに強化して情報発信に取り組みます。また、NPO・市民活動の意義や役割について、県民に向けてより分かりやすい形での情報提供に努めます。
- ③大規模災害時において迅速な被災者支援活動が行われるよう、専門性の高いNPOに対して協定の締結を働きかけるとともに、広く県民に「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」への寄附を呼びかけ、災害ボランティアの活動環境を整備していきます。
- ④大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討します。また、NPOが災害時に専門性を発揮して支援活動に参加する意識の醸成に取り組みます。市町におけるマニュアル策定や訓練の実施を通して、現地災害ボランティアセンター関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」を促します。

*○のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値をやや下回りましたが、平成 25 年度より数値が改善したことや、活動指標の達成状況を踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	80.5%	82.0%	83.5%	0.97	85.0%
	78.7%	78.7%	80.4%	81.2%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の 4 項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合					
27 年度目標値の考え方	学校に満足している子どもたちの割合については、平成 23 年度の現状値が 78.7%であり、毎年 1.5%ずつ上昇させることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22101 子どもたちの学力の定着と向上（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	83.0%	84.0%	1.00	85.0%
			80.6%	83.1%	84.2%		
22102 社会に参画する力の育成（教育委員会）	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1 年後定着している割合	84.4% (22 年度)	86.0% (23 年度)	88.0% (24 年度)	90.0% (25 年度)	0.94	92.0% (26 年度)
			84.5% (23 年度)	84.0% (24 年度)	84.8% (25 年度)		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22103 教職員の資質の向上 (教育委員会)	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	99.0%	99.5%	0.99	100%
		87.8%	98.1%	98.2%	99.0%		
22104 学びを支える環境づくりの推進 (教育委員会)	1,000人あたりの暴力行為発生件数		3.3件	3.2件	3.1件	0.65	3.0件以下
		4.0件	4.0件	4.7件	4.8件 (速報値)		
22105 私学教育の振興 (環境生活部)	特色化教育実施事例数		85件	90件	95件	1.00	100件
		71件	87件	91件	95件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,867	15,363	15,303	16,895	18,480
概算人件費		133,437	135,874	130,036	
(配置人員)		(14,799人)	(14,777人)	(14,638人)	

平成26年度の取組概要

- ①県民総参加による学力向上の取組をさらに充実させるため、「フォローアップイベント」を実施(12月)。「第4回みえの学力向上県民運動推進会議」を開催(3月)。また、家庭での読書習慣や生活習慣等を確立するための県PTA連合会と連携したチェックシートを活用した取組を小中学校で実施(7月・11月)。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣(3回：伊勢市、熊野市、木曾岬町)したほか、県政だよりやホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進
- ②まなびのコーディネーター*(50人)を活用して、地域の教育力を生かし、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進(1,819か所(3月31日現在))
- ③図書館司書有資格者をモデル小中学校11校に配置し、学校図書館を活用した授業実践への支援やファミリー読書の取組を推進。また、高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、ビブリオバトルを活用した読書活動を推進
- ④全国学力・学習状況調査(以下「全国学調」という。)の問題や結果を活用した学校全体での授業改善の推進及び指導改善の促進等を目的とした県指導主事等の学校訪問を拡充。また、国から小学校国語の調査官を招聘して、年4回県内全小学校を対象とした研修会・授業研究を実施。さらに、全国学調結果等の公表のためのモデル様式を作成し、市町教育委員会や学校による保護者や地域への主体的な公表・説明を促進するとともに、市町の調査分析を支援
- ⑤小中学校の児童生徒の学習状況をきめ細かく把握し授業改善に生かすため、「みえスタディ・チェック」を実施
- ⑥授業改善モデル(平成25年度作成)の活用を推進。また、授業や家庭学習等で活用できるワークシートを作成し、その活用を推進(9つの教科別プロジェクトチームを設置)。また、実践推進校

(100校)に対して、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー（5名）を派遣

- ⑦南北に長い本県の地理的状況、東紀州地域の市町指導主事の配置状況等から県尾鷲庁舎に県指導主事3名を駐在させ、域内全小中学校訪問により、教員の授業改善への意識を高め、きめ細かな指導につなげる支援を行うとともに、各市町の学力向上に係る研修会や校長会、教頭会で授業改善の具体的な方法や学校全体としての組織的な取組についての指導・助言を実施
- ⑧子どもたちの教育環境の充実のため、各市町における土曜日等を活用した教育活動の実施状況、成果や課題、効果的な取組事例等を取りまとめ、情報提供を行うなどして各市町教育委員会の取組を支援
- ⑨科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材を育成するため、中学生を対象とした「第2回科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会を開催（8月）
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、指定校（6校）において、研究実践を進めるとともに、効果的な指導のあり方を検討し、その指導実践例を県内高校へ普及
- ⑪高校における理数教育、英語教育の充実を図るため、Mie SSH（Super Science High School）指定校（5校）やMie SELHi（Super English Language High School）指定校（9校）で、研究実践を進めたほか、小中高校と連携教育モデルを構築し、その成果を報告会等により県内高校へ普及
- ⑫科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、三重県高校科学オリンピック大会を開催（11月）。平成28年度に本県で開催する第10回国際地学オリンピック日本大会（主会場：三重大学）に向けて、気運の醸成を図るとともに、国のSSHやMie SSH、「未来を拓く科学者育成プロジェクト」等の各事業や高大連携等を進め、地学教育を充実
- ⑬Mie SPH（Super Professional High School）指定校（6校）で、職業教育の充実に向けて、学科間連携による商品開発、若手教員の技術力向上等を図るとともに、その成果を報告会等を通じて県内高校へ普及
- ⑭「グローバル三重教育プラン」に基づき、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力の育成や英語コミュニケーション力の向上を図るため、小学校段階からの英語教育の充実や英語使用環境の創出等に取り組むとともに、高校においては、大学・産業界等と連携したテーマ別参加型講演会等の実施、高校生の留学支援、英語キャンプの開催、SGH（Super Global High School）指定校（1校）における課題解決型学習等の実施、ICT機器を活用した双方向授業の研究などの取組を促進
- ⑮小学校において、子どもたちの英語コミュニケーション能力を効果的に育成するため、3市町（鈴鹿市、津市、玉城町）のモデル校（8校）において、フォニックスやレゴブロック等を活用した英語指導モデルの開発に向けた実践研究の実施。また、モデル校の教職員等による連絡協議会を年3回実施し、フォニックスやレゴブロック等の活用に関する研修等を実施。さらに、全小学校の児童に「聞く」、「話す」を中心とした英語コミュニケーション能力の素地を養うため、県オリジナルの英語音声教材等を作成し、全公立小学校に配付して活用を推進
- ⑯小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消
- ⑰児童生徒が社会人・職業人として自立するため、様々な分野で活躍する地域人材を活用し、その生き方や価値観、勤労観・職業観に触れるとともに、自らの生き方を考える機会を創出
- ⑱小・中・高校が連携した体系的なキャリア教育を推進するとともに、各高校における実践的なキャリア教育プログラムの策定を支援

- ①9障がいがあると考えられる生徒の社会的・職業的自立に向けた支援体制の整備及び県内事業所での実習支援を推進
- ②0関係機関との連携強化、就職支援相談員（12人）による就職支援の充実により、求人や雇用機会の維持・拡大、個別の支援が必要な生徒に対する就職支援を推進
- ②1第25回全国産業教育フェア三重大会開催のための準備委員会及び生徒準備委員会を設置し、イベント（10月、県産業教育フェア）、宮城大会への視察、PR活動等を実施
- ②2県立高校において、児童生徒の実態や発達段階に応じて、結婚、子育て等のライフプランに係る講演会等を実施するとともに、妊娠、出産の医学的知識等に係る指導内容を充実。また、公立小中学校において、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える各教科等の学習活動の充実を図るため、教員等を対象にした講演会を開催するとともに、研修会等で実践事例を紹介
- ②3若手教員一人ひとりの実践的指導力の向上を図るため、個々の教育課題に応じた研修（「スパイラル研修」）を実施（41講座：延べ受講者数2,468名のうち「自らの実践に活用できる」とする教員の割合94%）
- ②4子どもたちの学力向上のため、教員一人ひとりの授業力の向上を図るため、経験年数の異なる教員（初任者、6年次・経験11年次教員1,011名）が相互に学び合う「授業実践研修」（年間4回延べ268講座）を実施（延べ3,739名のうち「自らの実践に活用できる」とする教員の割合99.7%）
- ②5「グローバル三重教育プラン」に基づき、教員の英語力・実践的指導力の向上を図るための「英語指導力向上集中研修」を延べ12講座実施（うち6講座はレゴブロックを用いた演習、延べ受講者数577名、「自らの実践に活用できる」とする教員の割合95%）
- ②6市町の小中学校16校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」を実施（集合研修4回実施、学校支援延べ77回）
- ②7学校等の要請に応じて出前研修（校内研修推進：延べ16回、学校マネジメント：延べ3回）の実施。教員一人ひとりの授業力を向上し、授業改善につなげるため、新たに、小学校国語の問題づくりに係る出前研修を企画・実施（2回）
- ②8道徳教育用の教材「私たちの道徳」、「三重県心のノート」等の活用を促進するため、市町教育委員会の担当者を対象とした道徳教育推進会議（7月、2月）等を開催し、これらの教材を活用した実践事例を共有。また、教材の活用状況等を調査（7月）するとともに、学校訪問等による改善状況の把握と指導助言を実施（6～3月）
- ②9いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校（29中学校区）を指定して、プロジェクト会議を開催（5回）し、実践交流を行うとともに、県内5小学校をモデル校として予防教育を実践。学校におけるいじめの未然防止・早期対応、体罰の未然防止を支援。各学校において、児童生徒へのいじめのアンケート調査を学期に1回程度実施するとともに、9月に一斉アンケート調査を実施
- ③0スクールカウンセラーについては、小学校で32校増やして、514校（小学校320校、中学校158校、高校36校）に配置。特に、中学校区を単位とする重点地域（15中学校区）に配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制を充実・活性化。また、スクールソーシャルワーカー7名を、各学校からの派遣要請等に基づき派遣
- ③1スマートフォンの危険から子どもを守るため、保護者による「ネット啓発チーム」を派遣するとともに、専門業者に委託して「ネットパトロール」を実施。また、児童生徒の情報モラルや危険回避能力を育成するため、県内5小学校、10中学校をモデル校として、「ネット検定」を実施
- ③2生徒指導担当者及び部活動顧問を対象とした体罰防止に係る研修会を実施
- ③3子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながら安心して学べる環境づくりを推進

- ③④高校・高専に進学する能力を持ちながら、経済的理由による修学が困難な者に奨学金を貸与。また、大学・短大への進学に係る入学金及び授業料を納めるため、有利子の貸付金を借りた者に対し、利子を補助
- ③⑤世帯収入が一定基準未満である等の要件を満たす高校生に、授業料に相当する就学支援金又は学び直し支援金を支給。また、高校生等の属する低所得世帯及び生活保護受給世帯に奨学給付金を支給
- ③⑥三重県総合博物館（MieMu）の遠足や社会見学等での利用を促進
- ③⑦名張桔梗丘高校と名張西高校を統合して平成 28 年 4 月に名張市に設置する高校について、両校の職員等からなるワーキング会議及び専門部会において、教育内容や教育活動等を協議（ワーキング会議 10 回、専門部会 38 回）。名張新高等学校校名選定委員会を設置し、校名を公募して、候補を選定
- ③⑧「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向け、教育改革推進会議において審議
- ③⑨公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立学校へ経費の助成を実施
- ④⑩平成 27 年 4 月から本格施行する子ども・子育て支援新制度*において、移行を希望する私立幼稚園の手続き等が円滑に進むよう説明会を開催するなど、私立幼稚園や市町を支援
- ④⑪市町教育委員会をとおして、公立幼稚園に子ども・子育て支援新制度に関する情報を提供。また、幼稚園教員の資質向上を支援するための幼稚園教育研究協議会を開催（8 月、公立幼稚園教員等約 300 名参加）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①家庭での読書習慣や生活習慣等を確立するため、チェックシートの集中取組期間を 2 回（1 回目：7 月 19 日～25 日、2 回目：11 月 1 日～7 日）設定し、約 8 割の小中学校が期間中に実施しました。また、「県民の日記念行事」の来場者にチェックシートを配付するなど、学力向上県民運動の啓発を行ったほか、地域で開催される研修会等に、推進会議委員 2 名（延べ 3 回）を派遣しました。さらに、県民総参加による学力向上の取組を推進するため、「フォローアップイベント」（12 月）を開催し、教育関係者等約 740 名の参加がありました。また、「第 4 回みえの学力向上県民運動推進会議」（3 月）を開催し、県民運動の中間的な総括を行うとともに、今後の取組の方向性等について議論しました。今後、「みえの学力向上県民運動」を一層充実させる必要があります。
- ②まなびのコーディネーター（50 人）を各市町に配置して、1,819 か所において体験活動や読書活動等を提供し、参加した延べ約 46,000 人の子どもの学力の素地づくりを行いました。今後とも、子どもたちの多様な興味・関心に対応した学び場を確保できるよう、コーディネーターの研修やホームページ等による情報提供を進める必要があります。
- ③市町教育委員会と連携して小中学校 11 校に司書有資格者を派遣し、学習支援コーナーの設置、調べ学習の支援など学校図書館の機能を授業に取り入れました。また、高校へのビブリオバトル（書評合戦）の普及を推進し、県立 31 校と私立 4 校が地域大会（6 地域）または県大会に参加しました。今後も、読書活動をとおして子どもたちの感性や思考力を育み、学力の基盤を築くことが必要です。
- ④平成 26 年度全国学調結果については、全ての教科において、3 年連続して全国の平均正答率を下回り、特に、小・中学校ともに国語で大きな課題があります。そのため、国から小学校国語の調査官を招聘して、年 4 回県内全小学校を対象とした研修会・授業研究を実施しました。また、全国学調結果等の公表では、全ての市町及び全ての小中学校（小規模で個人が特定される恐れのある学校

を除く)で何らかの形で公表を行いました。県では2町に対して全国学調結果の分析支援をしました。さらに、小学校を中心に県指導主事等による学校訪問(257校/378校)を行い、実態把握するとともに、全国学調結果の危機意識の共有、校長のリーダーシップによる組織的な取組を促進しました。引き続き、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力向上に取り組む必要があります。なお、各小中学校における就学援助を受けている児童生徒の在籍割合と教科に関する調査との相関を分析した結果、個々の学校においては、一定の関係性も見られるものの、本県全体としては明らかな関係性は見られませんでした。

- ⑤「みえスタディ・チェック」の実施率は、7月実施(試行)では約6割、年度内(10・11月、2・3月)では約8割であり、結果分析を市町教育委員会及び小中学校にフィードバックしました。また、授業や家庭学習等で活用できるワークシートを作成し、ホームページへの掲載と活用の働きかけを行いました。今後、各小中学校での全国学調、みえスタディ・チェック及びワークシート(以下「3点セット」という。)の活用を徹底する必要があります。
- ⑥学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校(100校)に対して、学力向上アドバイザーの派遣は学力の底上げに有効であることから、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー(5名)を派遣しました(実践推進校への派遣:732回、実践推進校以外への派遣:46校102回)。今後、さらに、非常勤講師や学力向上アドバイザーによる3点セットの活用等の学力向上のための総合的な取組を進めます。
- ⑦県教育委員会事務局内に「学力向上緊急対策チーム」を設置(10月)するとともに尾鷲市駐在として指導主事を配置し、学力向上の取組を横断的・一体的に推進しました。また、尾鷲市駐在指導主事の東紀州地域の研修会等への支援(11回)等、学力向上の取組が充実するよう支援しました。さらに、尾鷲市駐在指導主事の校内研修会等への支援(48回)での指導・助言により、教員の意識を高め、学習指導要領に基づく授業改善の必要性を周知しました。あわせて、東紀州地域全ての公立小中学校の訪問(小学校36校、中学校18校、小中131回)や校長会等で、児童生徒の実態に対する危機感を共有しました。今後、前年度周知した授業実践への学校全体の組織的な取組をより一層充実させる必要があります。
- ⑧県内における土曜日の授業等の成果や課題等を把握し、市町及び学校における土曜日等を有効に活用した教育活動を一層充実させるため、土曜日の授業に係る調査結果を取りまとめ、市町教育委員会に周知しました。今後は、学校・家庭・地域等が連携して、子どもたちの教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- ⑨「第2回科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会に、23校45チーム135名の中学生の参加がありました。今後さらに大会の周知を図り、科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材育成の充実につなげる必要があります。
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、指定校6校による合同研究協議会等を実施(5月、7月、12月、2月)し、同様の課題を抱える学校間で協議を進めました。今後は、学校間のネットワークづくりや効果的な授業展開の研究を進めます。
- ⑪Mie SSH指定校(5校)において、大学等と連携した講習会やセミナー、フィールドワーク、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、高校生が企画する小中学生向け理科教室を実施しました(松阪高校:科学体験講座7回、桑名高校・上野高校:中学生体験講座各1回、神戸高校:高校講座1回)。Mie SSH指定校(5校)とSSH指定校(2校)による生徒研究成果発表会を開催し、各校の取組を共有するとともに、生徒のプレゼンテーション力等を高めました。Mie SELHi指定校(9校)で、小中学校及び大学等と連携した先進的な取組を共有するとともに、取組の成果を広く

指定校外の学校に普及させました。また、みえイングリッシュフォーラムを開催し、各校の特色を生かした発表を行いました。次年度は、両事業とも最終年度を迎えることから、県内へ広く普及させる方策を検討する必要があります。

- ⑫第10回国際地学オリンピック日本大会を目指す生徒を育成するために、三重大学で開催される勉強会（9回）に中高生27名が参加し、1名が第7回日本地学オリンピック予選を突破して本選に出場しました。今後は、参加する生徒をさらに増やすとともに、本選を突破し、国際大会に出場できる力を育成する必要があります。
- ⑬Mie SPH 指定校において、技能五輪全国大会へ向けた研修（四日市農芸高校）、課題研究におけるロボット開発（伊勢工業高校）、大学と連携した高度な資格取得への取組（四日市商業高校）、学科が連携した活動（伊賀白鳳高校、相可高校）、商品の知的財産化に関する研究（津商業高校）に取り組みました。また、職業系専門学科11校を指定し、「専門高校生による小中学生チャレンジ講座」を実施しました。今後も、指定校における研究実践の成果についての合同発表及び研究協議を行い、実践成果の普及を行うとともに、各研究会での情報共有等を行う必要があります。
- ⑭グローバル人材を育成するため、大学教授等によるテーマ別参加型講演会、大学生や留学生を交えたディスカッションなどを行う「みえ未来人育成塾」を実施しました（主に夏季休業中に4回）。県内の高校生の留学について、長期留学5名（国費3名、県費2名）、短期留学42名（国費33名、県費9名）への支援を行いました。英語キャンプを実施し、120名（小学生44名、中学生37名、高校生39名）が参加しました。SGH 指定校において、大学や企業と連携し、課題設定型学習、英語ディスカッション講座や海外短期派遣等を通じて、グローバル化社会で主体的に活躍できる人づくりを進めており、この取組の成果を広く県内の学校に普及させる必要があります。タブレットパソコンを活用した協働学習や双方向型の授業等、ICTを活用した新たな学びの手法を構築するため、亀山高校にタブレットパソコンを配置しました。今後も、主体性、共育力、語学力を育む取組を推進する必要があります。
- ⑮小学校の英語教育については、モデル校の教職員等を対象とした連絡協議会を年3回実施し、フォニックスやレゴブロック等活用した指導方法に関する研修を行いました。今後も、モデル校の取組状況に応じたきめ細かい指導・助言を行う必要があります。また、小学生向け英語音声教材「Joy Joy MI English（ジョイ ジョイ ミーイングリッシュ）」（8月作成）をホームページに掲載（アクセス数約1,700回（平成27年3月末現在））するとともに、音声教材のCD及び指導マニュアルの冊子を全公立小学校に配付し、活用を推進しました。今後は、本教材の計画的な活用への働きかけや、具体的な活用方法等を紹介する必要があります。
- ⑯小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、平成26年5月1日現在、小学校1年生では90.5%、2年生では90.0%の学級が30人以下となり、中学校1年生では92.8%の学級が35人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑰NPOと連携し、「しごと密着体験」を実施（県内の延べ52の事業所で、児童生徒183人が参加）しました。今後、参加する児童生徒を増やす必要があります。
- ⑱キャリア教育プログラムの高校での策定を支援するため、出前講座を実施（16回）するとともに、キャリア教育プログラム策定ガイドブックを作成しました。今後、学校や地域の実情に応じた体系的なプログラムの策定が進むよう支援する必要があります。

- ①障がいがあると考えられる生徒の就職支援体制を整備するため、県立高校と関係機関の担当者が相互の取組について情報交換を行う就職支援連携会議を開催しました（4回）。今後も、関係機関と連携を図り、就職支援を進める必要があります。
- ②各高校においては、教員や就職支援相談員が新規高校卒業者の就職した事業所を訪問し、卒業生の就業状況の把握や卒業生への激励等を行い、職場定着に取り組みました。今後は、事業所と一層連携し、職場定着に向けた課題や卒業生の離職状況の把握等を進めるとともに、職場定着を見据えた在校生へのキャリア教育をさらに推進する必要があります。
- ③第25回全国産業教育フェア三重大会の開催に向けて、地元経済団体等関係者で組織する準備委員会を設置するとともに、企画や運営に関する検討を進めるため、生徒準備委員会及び教職員で組織する幹事会、運営委員会等を開催しました（準備委員会：2回、運営委員会：2回、生徒準備委員会：8回）。今後は、広く県民や産業界に向けて、大会内容をPRする必要があります。
- ④ライフプラン教育への取組として、県立高校では、結婚や子育て等をテーマにした講演会（10校）、保育実習等（12校）や産婦人科医等専門家の派遣等（21校）を実施するとともに、高校生向けリーフレットを作成・配付しました（県立高校の全生徒対象）。今後は、学校教育全体を通じて性に関する指導が効果的に展開されるよう研修の機会を増やすとともに、作成したリーフレットの授業等での活用を推進する必要があります。また、公立小中学校では、教員等を対象に専門的な外部講師による講演会を開催しました（参加者約100名）。今後は、幼児教育から小学校教育への接続の観点から、公立幼稚園等の教員等を対象とした取組を進める必要があります。
- ⑤若手教員対象の研修については、授業づくりや学級づくり、生徒指導等の基礎的な知識・スキルの向上を図りました。研修での学びが以後の教育実践につながるよう、特に「コミュニケーション力」や「同僚と協働する力」等を育むための研修プログラムの検討を進める必要があります。
- ⑥授業づくりの基礎を学ぶ「授業実践研修」については、校種や教職経験の異なる者から学べることから、受講者数が増加しており、研修の運営方法や研究協議の進め方等の改善が必要です。
- ⑦「グローバル三重教育プラン」に基づいた「英語指導力向上集中研修」により、英語の実践的指導力や英語力の向上を図りました。研修内容が、教員の英語力を高め、子どもたちの学力向上につながるよう、より実践的で継続的な授業改善の取組にする必要があります。
- ⑧「授業研究担当者育成研修」により、教員の資質向上と各学校の校内研修の活性化につなげました。今後、県内全ての市町に重点推進校を広げる必要があります。
- ⑨「出前研修（校内研修推進、学校マネジメント、小学校国語問題づくり）」において、授業研究を中心とした研修を実施し、学校支援の充実につなげました。今後も、学校の要請に応じて出前研修を実施する必要があります。
- ⑩国調査及び県独自調査（7月）の分析結果等より、三重県の道德教育の重点課題として、「私たちの道德」の持ち帰りの徹底と家庭・地域での活用及び学校関係者評価を活用した道德教育の充実、「私たちの道德」及び「三重県 心のノート」の年間指導計画に基づく計画的・継続的な活用、道德教育推進教師を中心とした指導体制の充実の3点を掲げ、管理職セミナー等で取組の充実を要請し、学校訪問により改善状況を確認しました。さらに、道德教育推進会議（2回）、において、「私たちの道德」「三重県 心のノート」の効果的な実践事例の共有、学習指導要領の方向性を踏まえた改善・充実のための取組等について情報を共有しました。今後も、重点課題の改善に市町教育委員会と連携して取り組む必要があります。
- ⑪いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校（中学校29校、小学校79校）において、アンケート調査等に基づく児童生徒の実態把握、実態に応じた対策、その分析などの、PDCAサイクル

による取組を進めました。また、プロジェクト会議を5回開催し、各校の具体的な取組等の交流や、専門家による指導助言を受け、日常の教育実践に生かしました。このことにより、課題の情報共有による取組の改善が進み、支援が必要な児童生徒が減少するなどの成果がありました。今後、いじめだけでなく、不登校や暴力行為等の問題行動全体に取組を生かす必要があります。

- ③⑩暴力件数については、児童間や生徒間の暴力の増加が見られ、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向があり、要請に応じて、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカーを派遣し、学級や学校が落ち着くなどの成果がありました。児童生徒や保護者の面談のほか、事例検討会や校内研修など、状況に応じて、スクールカウンセラーの効果的な活用計画を立て、取組を進めました。今後はさらに、小学校段階における不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図る必要があります。
- ③⑪「ネット啓発チーム」による保護者対象の「ネット啓発講座」を小中学校等44校で開催しました（対象保護者等2,825名）。ネット問題の最新情報を取り入れて啓発講座の内容に生かす必要があります。また、「ネット検定」をモデル校（小学校5校、中学校10校）で年間2回実施し、その実態に応じた指導を実施しました。今後、実施校を増やして、取組を広める必要があります。ネット検索については、プロフやブログ、ツイッター等への書き込みで対応が難しい事案はありませんでした。ネット利用について、生徒自身が自主的に考え、自分の問題として捉えられるよう取り組む必要があります。
- ③⑫前年度の体罰報告結果を受けて作成した体罰防止指導資料「体罰の根絶に向けて」等を活用した校内研修を実施し、コンプライアンス意識等の確立を図りましたが、今後も、体罰の未然防止や再発防止を目的とした研修会を行う必要があります。
- ③⑬子ども支援ネットワーク指定中学校区では、「放課後学習会」や「夏休み地域学習会」、「親子星空ウォッチング」、「漁業農業体験学習」など地域の特色を生かした活動に取り組みました。指定中学校区も含め、115中学校区に子ども支援ネットワークが構築されましたが、さらに多くの中学校区へ、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己肯定感を高める取組を拡げる必要があります。
- ③⑭修学奨学金の貸与について、予約採用（中学3年時に予約）で199名、通常採用（高校入学後）で188名を新たに奨学生として採用し、基準を満たす申込者は全て採用しました。また、緊急採用でも10名を採用し、家計の急変等にも対応しました。今後は、返還が困難な状況の返還者に配慮した制度を構築することが必要です。
- ③⑮教育費負担軽減制度の円滑導入を果たすため、就学支援金担当者向け説明会及び奨学給付金担当者説明会をそれぞれ開催しました。今後は、制度の適切な運用がなされるよう、高校への支援を継続する必要があります。
- ③⑯小学校169校、中学校35校が遠足や社会見学等で三重県総合博物館(MieMu)を訪れ、三重県の自然と歴史・文化の「多様性」やその魅力について学習しました。さらに、博物館の利用を促進するため、遠足や社会見学等での活用に加えて、郷土教育と関連づけた取組等を市町教育委員会と連携して進める必要があります。
- ③⑰平成28年4月に名張市に設置する名張青峰高校について、教育課程、英語運用能力や情報活用能力の育成に係る教育活動、設置する部活動等、開校に向けた協議を行い、決定した内容をリーフレット等により地域の中学生や保護者に発信しました。引き続き、生徒指導や進路指導等の方針や入学者選抜等について検討するとともに、学校の特色や魅力がしっかりと伝わるよう中学生等に発信することが必要です。

- ③⑧「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定については、三重県教育改革推進会議において審議を進めており、総合教育会議において平成 27 年度中に策定する「教育の振興に関する総合的な施策の大綱」を踏まえるとともに、みえ県民カビジョン次期行動計画とも整合を図りながら策定を進める必要があります。
- ③⑨公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行う必要があります。
- ④⑩一部の私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行することになりました。
- ④⑪幼稚園教育研究協議会において、幼小のスムーズな接続について実践事例の交流を行いました。今後は、幼稚園と小学校が連携した取組が一層充実するよう、具体的な取組事例の紹介を行うなど、引き続き支援する必要があります。また、就学前児童の発達段階に応じた生活習慣等の確立に向けた取組も必要です。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①「みえの学力向上県民運動」の一層の充実を図るため、チェックシートを活用したキャンペーン期間を 2 回から 3 回に拡充し、実施後の有効活用の促進により、家庭での読書習慣や生活習慣等の確立の一層の充実を図ります。また、地域で開催される研修会等への推進委員の派遣を積極的に行います。みえの学力向上県民運動の成果の検証を行う「成果発表県民大会」を開催（12 月頃予定）するとともに、第 5 回みえの学力向上県民運動推進会議（3 月頃予定）を開催します。
- ②学び場の活動について、ホームページや推進会議等を通じて優良事例等の紹介を行うことにより、コーディネーター間での情報の共有や連携、高等教育機関等の教育資源の活用を図り、子どもたちの多様な興味・関心に応えた活動としていきます。
- ③平成 27 年 4 月から施行した「第 3 次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校等における読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の 3 つの観点に沿った取組を、市町教育委員会、高校等や家庭と連携して、社会全体で促進し、子どもの読書への興味・関心、意欲の向上を図ります。
- ④平成 26 年度全国学調の結果を踏まえ、各教科の平均正答率や無解答率等の課題解決のため、市町教育委員会と危機感を共有し、校長のリーダーシップに基づく学校全体としての組織的な取組を推進し、全小学校を含む約 400 校の学校訪問を積極的に行います。また、校長研修会を実施し、校長のリーダーシップによる授業改善や地域と連携した教育活動を充実するための組織的な取組を促進します。さらに、3 点セットの全小中学校での浸透を図るなど、学力向上の取組を組織的に進めるため、県教育委員会指導主事等による学校現場での授業実践を行います。加えて、全国学調の自校採点の分析による早期からの授業改善の促進や、国の調査官を招聘しての講演会や授業研究の地域別開催により、教員の指導力向上を進めます。調査結果については、定量的な方法による公表、学校質問紙調査の公表についても促進し、課題を共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力向上に取り組めます。また、子どもたちの学力と貧困の状況については、一定の関係性があると指摘されていることから、その状況を踏まえ、関係部局・機関と連携した取組を進めます。
- ⑤「みえスタディ・チェック」については、実効性を高めるため、現場の声や他県の状況等を踏まえ、原則年 1 回（小 5、中 2 のみ 2 月にも実施）とし、全ての小中学校での実施・活用を徹底します。また、ワークシートを冬季休業までに約 1000 本に拡充し、3 点セットを一体として活用すること

を促進し、相互の関連問題を整理して提示します。

- ⑥実践推進校の非常勤講師の活用や学力向上アドバイザー等の派遣により、3点セットの活用や、チーム・ティーチング、習熟度別少人数の推進による、組織的・継続的な授業改善を支援します。また、学習指導要領を踏まえた授業改善につなげるため、教職員が全国学調の問題を解き学校全体で共有することや、全国学調やスタディ・チェックの問題を複数回・再実施すること等により、学習内容の定着状況を把握します。さらに、学校や児童生徒の課題に応じ、非常勤講師を効果的に活用し、小学校5年生、中学校2年生の国語、算数・数学を中心としたチーム・ティーチングや習熟度別少人数指導等を計画的に実施します。
- ⑦東紀州地域において尾鷲市駐在職員が中心となって、市町教育委員会との連携を密にし、学習指導要領に基づく授業改善が進められるよう情報を共有するとともに、校内研修に課題のみられる学校への重点指導を行います。また、尾鷲市駐在の成果と課題を踏まえ、市町教育委員会と連携して効果的に取組を進めるための支援体制について検討を進めます。
- ⑧市町での土曜日の授業等の実施状況を把握し、取組の成果や課題の整理等を引き続き進めます。また、県内の公立小中学校における土曜日の授業等の効果的な事例を紹介するなど支援を行います。さらに、土曜の課外学習、土曜学習も含め、放課後や土曜日、長期休業期間等を活用し、学校・家庭・地域等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実につながる取組について支援を行います。
- ⑨科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材を育成するため、「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会の周知を図り、参加校等がさらに増えるよう市町教育委員会などへ働きかけます。
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校や教育課程研究指定校等における授業改善など、実践研究の充実を図るとともに、その成果を普及啓発します。県立高校教員による先進的な講義を行う「進学対策 HYPER 講座」を引き続き実施し、高い志を持って学習に励む高校生の主体的に学び続ける意欲や態度の醸成を図ります。
- ⑪Mie SSH 指定校、Mie SELHi 指定校、Mie SPH 指定校における組織的な取組を指定校以外の学校へ普及させるため、指定校の教員が発表する成果報告会の充実を図ります。
- ⑫三重大学等と連携し、第10回国際地学オリンピックに参加する生徒の育成や、ポスター等の配付、シンポジウムの開催等により、広く中高生や県民に大会をPRします。また、国際科学オリンピックに挑戦する気運を高めるため、自然科学に関するセミナーやシンポジウム等を開催します。
- ⑬グローバル人材を育成するため、「みえ未来人育成塾」の実施、高校生の留学、英語キャンプ、英語インセンティブ拡大等の取組の充実・改善を図ります。SGH 指定校において、大学や企業と連携し、社会課題についての討議や課題設定型学習、英語ディスカッション講座や海外短期派遣等を進めるとともに、得られた取組の成果を県内の学校で共有します。高校における ICT を活用した新たな学びの手法を構築するため、研究校において成果の検証を進めます。
- ⑭モデル校の教職員の英語指導力向上のため、フォニックス及びレゴブロックを活用した指導方法に関する研修を引き続き計画的に実施します。また、レゴブロックの活用について、限られた時間内でできる効率的な活動等を提案します。各モデル校の取組状況を定期的に把握し、学校全体の取組となるよう、また学校に応じた適切な支援ができるよう市町教育委員会担当者とさらに連携します。小学生向け英語音声教材については、本教材の計画的な活用を働きかけるとともに、具体的な活用方法等を紹介します。
- ⑮小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の効果的な配置に努めます。
- ⑯各高校のキャリア教育プログラムの策定を進めるため出前講座を行うとともに、キャリア教育実践

事例集を作成します。

- ⑰各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を充実していくため、小中高校の連携を進めるとともに、地域・産業界と協働した取組を推進します。
- ⑱第25回全国産業教育フェア三重大会のPR活動に取り組み、県民や産業界等への周知を図ります。また、地元経済団体等関係者と文部科学省・全国産業教育振興中央会等から構成される実行委員会を組織し、高校生が達成感を味わうとともに、県民の産業教育への関心を高めるよう取り組みます。
- ⑲ライフプラン教育推進のため、結婚、子育て等について考える機会となるよう、高校生向けリーフレットの授業等での活用を促進します。また、発育・発達や健康課題に対応した性に関する指導の進め方等について、教職員等を対象にした講演会を開催します。小中学校においては、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える授業づくりに向けて、教員を中心とした研修機会の一層の充実を図ります。また、公立幼稚園の教員等を対象に、幼児が生活をとおして、家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちを育めるよう、専門的な外部講師を招聘して講演会を開催するなど、少子化対策の一助となる取組を進めます。
- ⑳教職2～3年次研修については、受講者が個々の教育課題やニーズに応じた研修を選択することができるよう、研修内容の充実に努めます。
- ㉑小学校における英語教育の中核となる教員及び中・県立学校のすべての英語教員を対象として、「英語教育推進リーダー中央研修」（文部科学省）の内容を普及するとともに、実践的な英語指導力、英語力の向上を図る新たな悉皆研修を実施します。
- ㉒研修企画担当者会を年3回開催するなど、市町教育研究所との連携をより密接にするとともに、ブロック別研修の中心テーマを「学力向上」とし、その内容の充実を図ります。
- ㉓授業改善に向けた校内研修の活性化が図られるよう、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、県内の学校に研修成果を普及します。
- ㉔学校が組織的に授業改善に向けた取組を推進できるよう「出前研修（校内研修推進、学校マネジメント）、小学校国語の問題づくり）」を実施します。
- ㉕「私たちの道徳」及び「三重県 心のノート」の活用等の学校の取組の改善状況を踏まえ、市町教育委員会と連携して、道徳教育推進教師を中心とした体制づくりや学校関係者評価等の活用による学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。また、教科化の本格実施に向けて、市町教育委員会に情報提供を行います。さらに、実施状況の調査や改善策の提案等を行うため、有識者や関係者等による懇談会の設置について、検討を進めます。
- ㉖不登校やいじめ等の問題行動の未然防止に向けて、児童生徒の実態把握を基盤としたPDCAサイクルによる集団づくりの取組を継続します。不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図るため、小学校段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するため、教職員の研修を充実させます。スクールカウンセラーを各中学校区に配置し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや、複数の専門家で編成するサポートチームを学校に派遣し、いじめの解決に取り組みます。また、「いじめ防止条例（仮称）」の制定について、関係部局との連携のもと検討を進めます。
- ㉗国の「スクールカウンセラー等活用事業」を活用して、学校教育相談体制の充実を図り、小学校を中心にスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、中学校区単位での配置時間数の調整など、より柔軟な運用を行います。また、子どもの貧困対策への対応や不登校、いじめなどの未然防止・早期対応に向けて、市町教育委員会及び各学校と連携して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが連携してチームで対応する体制をさらに充実させます。

- ⑳スマートフォン等のネット利用に関する問題について、自ら解決していこうとする力を育成するため、意見交換や討論を行う高校生サミットを開催します。また、日々変化を続けるネット問題に対応するため、保護者向けの「ネット啓発講座」やネットの現状を把握する「検索、監視等」、児童生徒の情報モラル等の向上を図る「ネット検定」を継続して実施します。
- ㉑体罰根絶の取組として、校内における体罰防止に係る研修の促進や生徒指導担当者、部活動指導者をはじめとする教職員を対象とした研修会を実施して教職員のさらなる意識の向上を図ります。
- ㉒新たに8指定中学校区に子ども支援ネットワークを構築し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動に取り組みます。さらに、市町教育委員会と連携し、指定中学校区の優れた取組をもとに他の中学校区への普及を図ります。
- ㉓修学奨学金の返還猶予制度に新たな要件（妊娠・出産・産休・育休に関する項目）を設けること等により奨学金事業を充実させ、進学を希望する中学生や、高校・高等専門学校に在学する生徒が経済的理由により進学や修学を断念することがないように、安心して学べる環境の整備を図ります。
- ㉔高校等における教育費の保護者負担軽減を図るため、就学支援金事業等を継続するとともに、マイナンバー制度への対応等申請手続きの簡素化について検討します。
- ㉕三重県総合博物館(MieMu)と連携し、博物館への教材「三重の文化」の配架や「ふるさと三重かるた」の体験コーナーの設置、「ふるさと三重かるた」を活用したかるた大会の開催等により、博物館の利用を一層推進します。
- ㉖名張青峰高校について、平成28年4月の開校に向けて引き続き必要な準備を進めるとともに、教育内容や教育活動の特色・魅力が中学生等に十分に理解されるよう、リーフレットや体験入学・説明会等を通じて発信します。
- ㉗本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す「次期三重県教育ビジョン(仮称)」を平成27年度中に策定します。
- ㉘私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行います。
- ㉙公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、円滑に移行できるよう支援します。
- ㉚国の子ども・子育て支援新制度、幼保一体化の動向を注視しながら、引き続き、幼稚園教育の充実に資する研修会等を開催します。また、就学前児童の発達段階に応じた生活習慣等の確立に向けて、家庭への啓発を行います。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 2

地域に開かれた学校づくり

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、家庭や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

それぞれの地域において、開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取り組んでいる学校の割合	/	93.0%	97.0%	100%	1.00	100%
	90.0%	95.3%	100%	100%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなど、保護者や住民等が学校運営や教育活動へ参画する仕組みを取り入れている学校の割合
27 年度目標値の考え方	保護者や地域住民等の参画度合いを高めていくにあたり、平成 27 年度に全ての公立学校が地域に開かれた学校づくりの仕組みを取り入れていることを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22201 地域とともにある学校づくりの推進 (教育委員会)	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護者や住民等の参画を進めている県立学校の割合	/	40.0%	88.0%	100%	1.00	100%
		—	81.2%	100%	100%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22202 地域で支える教育活動の推進 (教育委員会)	教材「三重の文化」を活用した中学校の割合		80.0%	85.0%	90.0%	1.00	100%
		—	61.9%	88.8%	92.9%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	36	40	36	29	34
概算人件費		99	55	44	
(配置人員)		(11人)	(6人)	(5人)	

平成26年度の取組概要

- ①コミュニティ・スクールを導入した学校数は56校(小学校39校、中学校15校、高校2校)となり、前年度より1校増加
- ②学校支援地域本部事業*を実施している学校数は224校園(小学校154校、中学校53校、幼稚園17園)となり、前年度より26校園増加
- ③市町教育委員会を対象に「開かれた学校づくり推進協議会」を地域別に開催し、先進事例についての情報交換や、課題解決のための協議を実施(4地域各1回)
- ④コミュニティ・スクール等の実践経験のある退職校長や学校運営協議会委員等(7名)を、「開かれた学校づくりサポーター」として学校や地域の研修会等に派遣(22回)
- ⑤子どもたちの教育環境の充実のため、市町における土曜日等を活用した教育活動の実施状況、成果や課題、効果的な取組事例等を取りまとめ、情報提供を行うなどして市町の取組を支援
- ⑥「地域による学力向上支援事業」では、保護者や地域住民等で構成する「学校支援地域本部」が中心となり、教員経験者や大学生等の地域住民が、主に平日に授業での学習支援、放課後の学習指導等を行う市町の取組を支援。また、「地域による土曜日等の教育支援事業」では、土曜日等に教員経験者や大学生等の地域住民が学習支援や体験活動等を行う市町の取組を支援
- ⑦「補習等のための指導員等派遣事業」では、教員経験者や大学生等の地域住民が授業や放課後、長期休業期間中に補足的・発展的な学習等の指導を行う市町の取組を支援
- ⑧学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を実施
- ⑨保護者や地域住民等による学校関係者評価を全ての県立学校に導入し、学校関係者の学校運営への参画を促すとともに、評価結果に基づく改善活動を支援
- ⑩教材「三重の文化」の指導事例(12事例)を県教育委員会のホームページで紹介するとともに、「ふるさと三重かるた」を公立の幼稚園、小中学校に配付してその活用を促進し、幼児児童生徒が、郷土を愛し、誇りと自信をもって発信できる力を育成。また、中学生が郷土への愛着を持ち、積極的に自らの考えを英語で発信する力の育成をねらいとし、「郷土三重を英語で発信!～ワン・ペーパー・コンテスト～」を実施(応募数:54校1,080作品)
- ⑪「ふるさと通信VOL.2 知ろう 語ろう 熊野古道」を県内の国・公・私立の小学校(5・6年生)、中学校、高校、特別支援学校(小学部5年生以上)の全児童生徒(約14万4千人)に配付し、授業等での活用を推進
- ⑫郷土三重への興味・関心を高めるため、「郷土の文化財」の学習を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①開かれた学校づくりサポーターを学校や地域に派遣し、取組の推進に向けた助言を行いました（22 回）。コミュニティ・スクールの導入・運営にあたっては、学校運営協議会から教職員の人事に関し意見が述べられることや関係機関との調整に時間を要することなどが、課題として挙げられます。今後、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組の充実・拡大のため、積極的なサポーターの活用を市町に働きかけるとともに、「開かれた学校づくり推進協議会」を地域別に開催し、取組の情報交換や課題の解決方策についての協議を深める必要があります。
- ②平成 26 年度は、土曜日の授業が 22 市町で実施されたものの、月 1 回実施したのは 1 町のみで、学期に 1 回程度の実施が多い状況でした。内容・実施方法については、学力向上や、地域等と連携した取組、週時程の平準化等の教育課程の工夫などの効果的な事例が報告されています。課題としては、教職員の勤務や地域・関係団体との連携などが挙げられます。今後は、子どもたちや地域の実態に応じた土曜日の教育活動（土曜日の授業、土曜の課外授業及び土曜学習をいう。以下同じ。）はもとより、放課後や長期休業期間等も一層活用し、学校・家庭・地域等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実を図る必要があります。
- ③学校関係者評価研修会を実施し、学校関係者や教職員が実践事例を通して学校関係者評価についての理解を深めました。今後、より多くの学校関係者や教職員が理解を深め、学校関係者評価の質を高めるよう、継続的に研修を実施する必要があります。
- ④平成 25 年度の学校関係者評価等をもとに、県立学校が地域の関係者とともに進める改善活動に対して支援しました（支援校：17 校）。今後も、改善活動が適切に実施されるよう支援を行う必要があります。
- ⑤県立高校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づいて取り組むとともに、少子化が大きく進行すると予想される地域（伊勢志摩・伊賀・紀南）に、保護者・地域の教育関係者・教員代表等からなる協議会を設置し、地域の声を聞きながら、活性化の方策やあり方を検討しています。今後もこれらの取組を進める必要があります。
- ⑥中学校における教材「三重の文化」の活用率は約 9 割、幼稚園及び小・中学校における「ふるさと三重かるた」の活用率は約 8 割でした。今後、効果的な活用事例の収集・普及等をさらに進める必要があります。
- ⑦身近な地域や三重県に関わる文化財学習教材を活用した「郷土の文化財」の学習を推進しました。今後も、より郷土の文化や文化財に興味・関心を高められるよう働きかける必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①コミュニティ・スクール等の取組は学力向上等にも効果があることから、小中学校でこれらの仕組みづくりを進め、学校支援活動が一層充実するよう、その成果を市町と共有し、連携して取組を進めます。また、コミュニティ・スクール等の取組を推進するため、人事規定の在り方や指定校への常勤職員の配置などについて国に提言・提案していきます。
- ②「開かれた学校づくり推進協議会」を地域別に開催し、効果的な実践事例を普及するとともに、市町と課題解決のための協議を行います。また、市町や学校へ開かれた学校づくりサポーターを積極的に派遣したり、コミュニティ・スクール等の視点を研修に位置づけたりするなど、取組の充実・拡大を支援することで、地域や学校の状況に応じた開かれた学校づくりの取組を一層推進します。
- ③県立学校における学校関係者評価に基づく改善活動を支援します。また、より多くの学校関係者や教職員が、学校関係者評価の目的や実施内容について理解を深め、効果的に実施されるよう、研修

会の内容の充実を図ります。

- ④県立高校の特色化・魅力化を進めるため、引き続き「県立高等学校活性化計画」に基づいて県立高校の活性化に取り組むとともに、地域協議会において、地域住民や教育関係者と十分に協議しながら、教育環境の整備を進めます。
- ⑤平成 27 年度は全ての市町で土曜日の授業が実施される予定であり、実施回数は、月 1 回程度（年間 8 回程度）が 20 市町と一番多くなっています。引き続き、実施状況や有効な取組事例の把握に努めるとともに、市町教育委員会に情報を提供していきます。また、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、補習等のための指導員等派遣事業、地域による土曜日等の教育支援事業等の活用に向けた情報提供や助言を含む支援を通じて、土曜日の教育活動はもとより、放課後や長期休業期間を活用した児童生徒の学力向上等のための取組を推進します。
- ⑥教材「三重の文化」や「ふるさと三重かるた」、「ふるさと通信」(Vol. 3 を作成予定) の授業等での効果的な活用事例を収集し、普及するとともに、三重県総合博物館(MieMu)との連携により「ふるさと三重かるた」を活用したかるた大会を開催するなど、郷土教育の一層の拡大を図ります。
- ⑦出前授業や体験イベントを実施し「郷土の文化財」の学習を一層推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 3

特別支援教育の充実

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

障がいに対する理解が進み、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う感性を、幼少時から育むことができる教育環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育てています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	すべての指標において、平成 26 年度の目標値に概ね到達することができ、特別支援教育の推進が着実に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県立特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率	/	30.0%	30.0%	30.0%	1.00	30.0%
	34.2%	38.7%	34.8%	40.9%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および一般企業就労者の割合
27 年度目標値の考え方	平成 22 年度末の進学率は 3.2%、就労率は 22.2%となっています。一方、全国における県別の特別支援学校就労率（国・私立含む）において、本県は全国中位にあり、上位（3分の1以内）に入るためには現状より 5 ポイント向上させた 27%の就労率が必要です。そこで進学者の割合を 3%、就労率を 27%と考え、特別支援学校における進学および就労率を 30%と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22301 特別支援教育の推進（教育委員会）	個別の教育支援計画*を作成している県立高等学校の割合	/	50.0%	60.0%	80.0%	0.91	100%
		31.0%	41.1%	56.9%	72.4%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22302 就労の実現（教育委員会）	県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入している学校数		3校	5校	7校	1.00	8校
		2校	3校	5校	7校		
22303 学習環境の整備（教育委員会）	暫定校舎の教室数		10教室	8教室	8教室	1.00	0教室
		18教室	8教室	8教室	8教室		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,019	1,073	1,341	2,151	1,949
概算人件費		10,144	10,556	10,287	
（配置人員）		（1,125人）	（1,148人）	（1,158人）	

平成26年度の取組概要

- ①情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*を活用し、発達障がいを含む障がいのある全ての幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定）
- ②特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成するため、小中学校及び県立学校の教員を対象とした特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施（8回20講座）
- ③適切な就学を支援するため、市町と必要な情報を共有するとともに、指導・助言を実施したほか、「教育支援の手引き」の作成及び活用を促進
- ④医療的ケアを必要とする児童生徒が安定した状態で教育活動に参加できるよう、また、付き添う保護者の負担を軽減するため、教員等による医療的ケアを実施
- ⑤高等部生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1名）及びキャリア教育サポーター（6名）を活用して、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施
- ⑥職業に係るコース制を導入する特別支援学校を拡大（7校）
- ⑦職業教育の充実を図るため、ビルメンテナンス協会・企業・関係機関と連携した検定を実施
- ⑧児童生徒が安全に安心して通学できるようスクールバスを運行するとともに、児童生徒の増加及び車両の老朽化に対応するためのスクールバスを整備
- ⑨高校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員を活用した巡回相談や医師、言語聴覚士等の専門家チームの派遣を行うとともに、個別の教育支援計画等の作成及び活用を促進
- ⑩「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき特別支援学校の整備を推進
- ⑪今後の三重県における特別支援教育のあり方を示す「三重県特別支援教育推進基本計画」を策定

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①パーソナルカルテの作成及び活用を進めるため、パーソナルカルテ推進強化市町を指定し、指導・助言や財政支援を行いました。活用実績のなかった7市町の作成及び活用が進み、29市町全てにおいて活用されました。また、中学校から高校への支援情報の引継ぎを、試行的に実施しました。引き続き

き、パーソナルカルテを活用した円滑な情報の引継ぎを促進するため、今後も、市町の取組状況を把握し、指導・助言を行うなど連携を進める必要があります。

- ②特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を8回実施しました。市町及び県立学校の教員等47名が受講し、特別支援教育に係る専門性の向上を図りました（講座満足度：平均80%以上）。引き続き、講座内容の充実を図り、教員の専門性の向上に取り組む必要があります。
- ③就学事務等担当者説明会及び就学支援担当者連絡会議を開催するとともに、「教育支援の手引き」を作成し活用を周知することで、市町と連携した適切な就学支援を行いました。今後も、「教育支援の手引き」の活用を進め、適切な就学を支援する必要があります。
- ④医療的ケアの実施により、児童生徒が安定した状態で教育活動に参加し、付き添う保護者の負担を軽減しました。また、教員と常勤講師（看護師免許所有）が、安全に医療的ケアを実施するために必要な知識と技能を身に付けるため、スキルアップ研修会（2回）を実施しました。今後も、実施校と連携してサポート体制の充実を図る必要があります。
- ⑤県教育委員会にキャリア教育マネージャー（1名）を、事業所就労希望者の多い特別支援学校にキャリア教育サポーター（6名）をそれぞれ配置し、生徒の可能性や強みを企業へ提示する提案型の職場開拓を実施しました（職場開拓数4,343回）。また、職場実習での評価や雇用の可能性について検討する就労支援会議（11回）や、障がい者雇用に係る関係機関との連携会議を開催しました。これらの取組により就労希望生徒全員（98名）の事業所就労を実現しました。さらに、事業所に就労した卒業生について、職場定着の状況を把握し、各特別支援学校と課題を共有しました。今後も、生徒の進路希望の実現に向けて、事業所及び関係機関と一層連携することにより、職場開拓を進めるとともに、職場定着の支援を進める必要があります。
- ⑥高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を新たに2校で導入しました。また、担当者会議において、職業適性アセスメント及び「特別支援学校におけるキャリア教育の手引き」の有効な活用について周知するとともに、職業教育の位置付けや作業学習の内容について協議しました。引き続き、コース制の導入に向けた教育課程の改編や職業教育充実のための授業改善等による組織的・系統的なキャリア教育を進める必要があります。
- ⑦清掃技能検定（2回7校）及び今年度より接客サービス技能検定（2回4校）を実施し、作業学習等で身に付けた知識、技能及び態度のさらなる向上を図りました。また、農福連携による取組では、特別支援学校への農業普及指導員の派遣により、野菜の栽培技術の習得を図りました（9回5校）。引き続き、ビルメンテナンス協会・企業・関係機関と連携した技能検定や職場実習を実施し、職業教育の充実を図る必要があります。
- ⑧特別支援学校の児童生徒が、安全で、心身的にも安定した状態で通学できるよう、42台のスクールバスを運行しました。また、県有リフトバスを運行し児童生徒の体験学習を充実しました。さらに、児童生徒の増加や車両の老朽化に対応するため、大型バス1台を導入するとともに、リフト付きバス1台を更新しました。今後も、児童生徒が安全に安心して通学する手段として、スクールバスを運行する必要があります。
- ⑨高校に在籍する発達障がいのある生徒を支援するため、発達障がい支援員（5名）を活用した巡回相談（44校392回）を実施しました。また、「高等学校支援ハンドブック」を活用した研修（58校のうち44校で実施）や、個別的教育支援計画等の作成及び活用についての研修を実施するなど、教員の発達障がいに係る支援のスキルの向上につなげました。引き続き、発達障がいのある生徒の支援について教員の専門性の向上を図り、高校の特別支援教育を充実させる必要があります。
- ⑩「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に基づき、くわな特別支援学校普通特別教室棟、杉の子特別支援学校石薬師分校作業実習棟を増築しました。また、計画的に市町等関係機関及び特別

支援学校を訪問し、情報共有及び連携を図りながら、特別支援学校の整備を着実に進めました。さらに、三重県こども心身発達医療センター（仮称）に併設する特別支援学校のセンター的機能の役割や効果的な支援方法等について協議し、課題を明らかにしました（センター的機能充実検討会議2回開催）。今後は、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、円滑な整備に向けて関係機関との連携や情報共有を進める必要があります。

- ⑪三重県教育改革推進会議での審議、関係部局との調整及びパブリックコメントの実施等を経て、「三重県特別支援教育推進基本計画」を策定しました。平成27年度から、同計画に沿って、施策を推進する必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ①パーソナルカルテを活用した円滑な情報の引継ぎをさらに促進するため、市町の取組状況を把握し、指導・助言を行うなど連携を進めます。また、中学校から高校への支援情報の引継ぎについて、着実な試行の実施と課題の検証を行います。
- ②教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図るため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施するとともに、新たな研修制度の仕組みや内容等について検討を進めます。
- ③「教育支援の手引き」を活用した適切な就学支援が行われるよう、就学事務等担当者説明会等を通して市町と情報共有を図るとともに、指導・助言を行います。
- ④医療的ケアを必要とする児童生徒が、安定した状態で教育活動に参加できるよう、スキルアップ研修会等を通して情報共有や専門性の向上を図り、実践校と連携したサポート体制の充実に努めます。
- ⑤特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育マネージャー等の外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、関係部局、関係機関等と障がい者の就労に係る情報を共有します。
- ⑥職業に係るコース制を導入する特別支援学校を8校に拡大します。
- ⑦職業教育を充実させるため、ビルメンテナンス協会・企業・関係機関と連携した検定を実施します。また、農福連携による農業分野での職場実習や三重県総合文化センター「フレンテみえ」内に設置された「Cotti 菜（こっちな）」での職場実習などの取組を推進します。
- ⑧児童生徒が安全に安心して、心身的にも安定した状態で通学でき、学習活動に参加することができるよう、スクールバスを適切に運行します。
- ⑨高校における特別支援教育を充実させるため、発達障がい支援員や専門家による巡回相談を実施するとともに、「高等学校支援ハンドブック」の活用を促進し、個別の教育支援計画の作成率を高めます。また、県教育委員会における特別支援教育に係る相談窓口の体制づくりを進めます。
- ⑩「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別支援学校の整備を円滑に進めるため、市町等関係機関及び特別支援学校と情報共有及び連携を図ります。また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、健康福祉部をはじめ関係部局と情報を共有し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取組を進めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 2 4

学校における防災教育・防災対策の推進

【主担当部局：教育委員会】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、災害対応能力を身につけるとともに、大規模地震や津波、風水害などの自然災害への対策が十分に行われた、安全で安心して学習できる環境が形成されています。

平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった学校防災の課題をふまえた防災教育・防災対策が行われ、子どもたちが安全で安心して学習できる環境の中で学校生活をおくっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標にはおよばなかったものの、実施率に一定の進捗がみられたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割合	/	63.0%	76.0%	88.0%	0.92	100%
	—	64.9%	73.2%	80.8%		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	自主防災組織や地域住民等と連携した避難訓練等を実施している学校の割合					
27 年度目標値の考え方	平成 27 年度末までに、全ての学校において、地域と連携した避難訓練等を実施していることを目標に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22401 防災教育の推進 (教育委員会)	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学校の割合	/	100%	100%	100%	1.00	100%
		—	98.3%	100%	100%		/
22402 防災教育の推進 (教育委員会)	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	/	50.0%	100%	100%	1.00	100%
		—	99.7%	100%	100%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
22403 防災対策の推進 (教育委員会)	県立学校の非構造部材*の耐震対策実施率		10.0%	20.0%	50.0%	0.35	100%
		—	4.1%	13.5%	17.6%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,288	1,596	1,576	871	1,717
概算人件費		126	129	115	
(配置人員)		(14人)	(14人)	(13人)	

平成26年度の取組概要

- ①児童生徒等が、自分の命を自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、防災ノートを活用した学習の実施を促進
- ②防災ノートの見直しを行い、小学生（低学年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高校生版の4種類の改訂版を作成（旧版は3種類）して、小・中・県立学校の新入生及び小学校の新4年生になる児童生徒を対象に配付。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成し配付
- ③学校防災リーダー等教職員を対象に、学校における防災計画の見直しや指導計画作成等の研修会と、体験型防災学習の実践研修会を開催（9会場）
- ④学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を進めるため、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を実施
- ⑤生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」（平成24年度）からの交流を継続し、宮城県の中中学生や教職員を三重県に招き、防災学習を実施（8月）
- ⑥県立学校施設の非構造部材の耐震対策については、平成24年度に行った点検による指摘箇所の耐震対策を継続実施した結果、74校中13校が対策完了。屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策については、平成25年8月に文部科学省が策定した「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」に基づき、平成26年6月から10月にかけて対象施設を有する71校で点検調査を実施した結果、71校132棟に対策を要することが判明
- ⑦公立小中学校施設の安全性確保を目的に、校舎等の建物や非構造部材の耐震対策、老朽化対策、防災機能強化のための対策を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①防災ノートの見直しを行い、小学生（低学年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高校生版の4種類の改訂版を作成（旧版は3種類）して、小・中・県立学校の新入生及び小学校の新4年生に配付しました。また、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成し対象児童生徒に配付しました。今後は、防災ノートを活用した防災教育がより一層充実するよう取り組む必要があります。
- ②教職員を対象とした研修については、初任者、6年次、経験11年次、新任管理職の研修に防災教育

の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー養成研修を実施しました。これまで3年間にわたり学校防災リーダーの養成に取り組んできましたが、今後は、学校防災リーダーを中心に学校における防災教育・防災対策をより一層推進していく必要があります。

- ③県立学校や市町教育委員会の要請に基づき、学校における防災学習等の支援を179校で実施しました。体験型防災学習等の支援の要望が多いことから、引き続き支援する必要があります。また、地域と連携した防災学習や訓練等の実施について、さらに取組を進める必要があります。
- ④宮城県内3市町3校の中学生、教職員12名が三重県を訪れ、三重県内3市の中学生、教職員112名と防災学習に取り組みました（8月4日～6日）。交流を通じて培った成果を、県内の防災教育・防災対策につなげる必要があります。
- ⑤県立学校施設の非構造部材の耐震対策については、早期の完了を目指して、引き続き指摘箇所の耐震対策を進めています。また、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、点検調査の結果、指摘のあった71校132棟の対策を計画的に実施する必要があります。
- ⑥公立小中学校施設については、市町において計画的に建物の耐震化を進めていますが、財政事情や統廃合等の理由から平成27年度に耐震化が完了しない市があります。また、非構造部材の耐震対策は、全ての市町において屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施や検討を行うなどの取組が進みましたが、財政事情等により、平成27年度に全ての耐震対策が完了するのは困難な状況です。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 副教育長 信田 信行 電話：059-224-2942】

- ①全ての公立小中学校及び県立学校において、防災ノートを活用した学習が定着していることから、防災ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、学校現場の意見を踏まえ、防災ノートや指導者用資料の見直しを図ります。
- ②学校における防災教育・防災対策をより一層推進していくため、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした研修内容の見直しや、研修時数を増やすなど充実を図ります。
- ③市町教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と自主防災組織等を結びつけるなど、地域と連携した防災学習や防災に関する訓練等の推進に取り組めます。
- ④児童生徒等の防災意識や災害対応能力の向上を図るため、被災地との交流を活かした防災学習や体験型防災学習・防災訓練などの、学校における防災教育を支援します。
- ⑤県立学校施設の非構造部材の耐震対策について、早期の完了を目指します。また、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、計画的に実施していきます。
- ⑥公立小中学校施設については、市町に対して耐震化推進の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供を積極的に行い、補助制度活用の際には事業内容の確認を行うなど、市町と連携を密にして耐震対策が進むよう支援を行うとともに、引き続き市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望します。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 231

子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成できませんでしたが、活動指標は2項目について概ね達成できたこと、少子化対策の取組が大きく進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
「三重県子ども条例」の認知度		50.0%	60.0%	70.0%	0.61	100.0%
	35.0%	35.5%	41.8%	43.0%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合					
27 年度目標値の考え方	できる限り多くの県民の皆さんの理解を進める必要があることから、挑戦的な数値である 100%を目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23101 子ども条例の普及と推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	キッズ・モニター活用事業数		8事業	9事業	10事業
		7事業	8事業	9事業	10事業		
23102 家庭力・地域力の向上支援 (健康福祉部 子ども・家庭局)	「みえ次世代育成応援ネットワーク」 会員数(累計)		1,155 会員	1,270 会員	1,385 会員	0.62	1,500 会員
		1,048 会員	1,124 会員	1,228 会員	1,325 会員		
23103 子どもの保護対策の推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	子どもの利用の多い店舗のうち 青少年健全育成協力店の割合		92.5%	95.0%	97.5%	0.98	100%
		90.0%	92.7%	95.0%	95.6%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	245	72	63	96	238
概算人件費		126	110	124	
(配置人員)		(14人)	(12人)	(14人)	

平成26年度の取組概要

- ① 7月に学識経験者や医療、福祉、労働など多様な主体からなる「三重県少子化対策推進県民会議」を設置し、計画の策定に向け検討を行うとともに、少子化対策に対する機運を醸成（3回開催）
「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下、「みえ子どもスマイルプラン」）を策定
- ② 「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」（三重県少子化対策県民運動のキャッチ・フレーズ）関連イベントを開催（3回）
多様な視点で将来の少子化対策のためのアイデアを検討する場としてフューチャーセッションを5地域でそれぞれ2回ずつ開催（10回）（延べ参加者数：244人）
少子化対策市町創意工夫支援交付金の交付を決定（9市町）
- ③ 企業の従業員の子ども数や職場環境、企業の子育て支援等の取組に関する企業子宝率調査を実施（157社から回答）
- ④ 「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のそれぞれのカテゴリーに整理し、切れ目のない支援や取組について、わかりやすく情報発信するため、少子化対策総合ウェブサイト（愛称：「みえ 子ども スマイルネット*」）を開設（平成27年2月）

⑤「みえの育児男子プロジェクト」の推進

「ファザーリング全国フォーラム in みえ」の開催（平成 26 年 6 月）（参加者：3,100 人）
プロジェクトアドバイザーの選定、「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」の実施（5 回）、
「第 1 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」の表彰（平成 26 年 11 月 応募数：387 件）、みえの
育児男子アドバイザーを養成（23 人）
親子の絆や子どもの生き抜く力の育成を主眼とした「みえの育児男子キャンプ」の実施（平成 26 年
11 月）

- ⑥結婚を望む人に出逢いの機会の情報提供を行うため、「みえ出逢いサポートセンター」を開設
（平成 26 年 12 月）、メルマガ会員登録者数 606 名、出逢い応援団体（出逢いイベント実施企業）
登録数 13 団体、独身男女を対象とした各種セミナー・ワークショップ等の開催（1 月～2 月、12
回、参加者数：延べ 108 名）、結婚支援のためのコミュニケーションツール作成（平成 27 年 3 月）
- ⑦子育て同盟加盟県と連携して国への提言活動を実施（平成 26 年 5～6 月）
- ⑧「三重県子ども条例」について高校生向けの啓発リーフレットを作成・配付
子どもの意見を県の施策に反映するため、キッズ・モニターによるアンケートを実施（登録者数 493
人）
- ⑨子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し（相談受付件数 1,667 件）、専門的な対応が
必要な案件については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応（6 件）
- ⑩子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」を実施（応募数：
11,930 点）
- ⑪市町や市町教育委員会等に活用を働きかけて「みえの子育ちサポート出前講座」等を実施し、みえ
の子育ちサポーターを養成（74 回開催、参加者：3,619 人）
子育てはっぴいパパ・ママワークを市町の子育て支援センターや保健センター等で開催（13 回開催、
参加者：253 人）
- ⑫10 月 4 日、5 日に「県立ゆめドームうえの」において「第 9 回子育て応援！わくわくフェスタ」を
開催（参加者：12,000 人）
県内 5 地域でそれぞれ 2 回ずつ、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別懇談
会を開催（参加者：131 人）
- ⑬「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施、子どもの利用が多い店舗に対して青少年
健全育成協力店の登録を働きかけ（登録件数 1,001 件）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県少子化対策推進県民会議」を設置、開催し、「みえ子どもスマイルプラン」を策定しまし
た。今後は同プランを推進し、P D C A サイクルを回していく必要があるほか、「三重県子ども条
例」に関する取組や少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に関する取組の参考とし、さらに
「みえ子どもスマイルプラン」を推進していくため、子どもや親、地域の大人等の意識や生活実態
などについて調査・把握する必要があります。
- ②「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを 3 回開催し、県民の皆さんに子育ての
楽しさや家族の大切さなどのテーマで情報発信し、イベント参加者から好評を得ました。引き続き、
少子化対策に関しての情報発信が必要です。また、少子化対策のためのアイデアを検討するフュー
チャーセッションを開催し、多くの参加者から今後の施策の参考となるご意見をいただきました。
そのほか、少子化対策市町創意工夫支援交付金を活用し、市町による地域の実情に則した取組が進
みました。引き続き、県民の皆さんのご意見を伺う場づくりや市町の取組への支援が必要です。
- ③企業子宝率調査を実施し、子育てと仕事の両立を上手に進めている企業の取組に対して表彰を行い

ました。有識者からは、「社員とその家族を大切にする会社だからこそ、良い人材が集まり、業績がアップするという連鎖が生まれる」との講評をいただきました。今後、好事例を水平展開し、県内の企業全体の子育て支援策の推進を図るとともに、企業が行う取組を支援する必要があります。

- ④県をはじめとする多様な主体の少子化対策に関する取組について、スマートフォンでも対応できる「みえ 子ども スマイルネット」を開設し、情報発信を進めました。
- ⑤子どもの生き抜く力を育てる「育児男子」を育成することをポイントの一つに位置付けた「みえの育児男子プロジェクト」に関する様々な取組を進めました。そのキックオフとして「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催し、多くの参加者と意見交換を図ることができました。また、県内企業に知事が訪問して「ワーキングパパと知事との育児男子トーク」を行い、みえの育児男子プロジェクトに関する普及啓発を図りました。今後は、単なる普及啓発にとどまらず、企業等において、男性社員の仕事と子育ての両立を支援する取組を推進する人材の育成などの具体的な取組を進める必要があります。

そのほか、仕事と育児の両立を応援している上司や先輩等を表彰するため、第1回「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」を行い、男性の育児参画の重要性についての普及啓発を図りました。親子キャンプを開催し、「家族の絆が深まった」、「子どものたくましさを実感できた」など、参加者から好評を得ました。今後もさらに幅広く男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。
- ⑥「みえ出逢いサポートセンター」を開設し、メルマガ会員の登録、結婚支援情報の登録などが進みました。引き続き、登録会員や登録情報が増えるよう取組に関する普及啓発を図り、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供や市町等の結婚支援の取組を支援していく必要があります。また、若年層に対して、結婚し、家庭や子どもを持つことのすばらしさについての理解を深め、社会全体で結婚を支援することの大切さに関する機運の醸成を図る必要があります。
- ⑦5月30日・31日に開催された「子育て同盟サミット in ながの」において「ながの子育て声明・国への提言」が採択され、また、7月15日に開催された全国知事会においては、「少子化非常事態宣言」が採択され、少子化対策を国家的課題として取り組むよう他県と連携して国に対して強く働きかけました。そのほか、同サミットにおいて、子育て応援企業表彰と事例発表が行われ、子育てに優しい企業の取組の情報発信につながりました。今後もこうした取組を継続していく必要があります。
- ⑧「三重県子ども条例」に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざすために、高校生向けの条例啓発リーフレットを作成し、子ども自らが子どもの権利について学べる機会が増すよう取り組みました。今後、子ども条例の理念も含んだ「みえ子どもスマイルプラン」の推進とあわせ、条例に関する取組を進めていく必要があります。

また、「キッズ・モニター」は5月から6月に募集を行い、10回のアンケートを実施し、多くの子どもの意見を集めました。取りまとめた子どもの意見をどのように施策に活用したのか、引き続き伝えていく必要があります。
- ⑨「こどもほっとダイヤル」では、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して子どもからの相談に対応しました。相談件数が減少している中、引き続き、小学校、中学校、高校、特別支援学校などを通じて「こどもほっとダイヤル」の一層の周知を図る必要があります。
- ⑩「家族の絆一行詩コンクール」は、今回からは、「みえの育児男子プロジェクト」の一環として、男性による子育てをテーマとした作品を対象に「育児男子賞」を新設して募集を行い、1万通を超える応募がありました。こうした取組について、全国ネットで放映されるなど大きな反響がありました。
- ⑪「みえの子育ちサポート出前講座」を実施し、多くの子育ちサポーターを養成しましたが、養成さ

れた方々が地域で活躍できるような場づくりやさらなる人材育成の支援が必要となっています。また、祖父母世代の方による子育て支援も必要となっています。

乳幼児を持つ親などを対象にしたワークショップである「子育てはっぴいパパ・ママワーク」に関して、複数の市町からの要請を受け、研修会を開催しました。今後、多くの市町と連携してワークシートの活用が図られるよう働きかけていく必要があります。

- ⑫「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、多くの県民の皆さんにご来場いただきました。また、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心に地域別懇談会を開催しました。今後も県内各地域で子どもの育ち・子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。
- ⑬「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を実施するとともに、子どもの利用の多い店舗を重点的な対象として青少年健全育成協力店への登録を積極的に働きかけることにより、子どもを有害環境から保護する取組を進めました。また、スマートフォン等を通して提供される有害情報から子どもを守るために同条例の改正を行いました。今後は新たに携帯電話事業者等への立入調査の実施や協力店への登録要請など、社会全体で有害環境をなくすための活動を進めます。一方で、ひきこもり、若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族にとって、相談先や居場所などの社会資源が乏しいとの指摘があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、三重県少子化対策推進県民会議とも連携してPDCAサイクルを回しながら、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に取り組むほか、子どもや親、地域の大人等の意識や生活実態などに関する調査を行い、「みえの子ども・家庭白書 2015（仮称）」としてとりまとめ、今後の取組の参考としていきます。
- ②「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを引き続き開催し、少子化対策に対する機運の醸成を図ります。また、多様な主体が参加するフューチャーセッションを引き続き開催するとともに、少子化対策市町創意工夫支援交付金が一層活用されるよう市町への普及啓発を進めます。
- ③企業子宝率調査を引き続き実施するとともに、子育てと仕事の両立を図っている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の子育て支援策等の推進を図ります。
また、新たに企業等が行うライフプランセミナー等への講師派遣などを支援します。
- ④「みえ 子ども スマイルネット」等も引き続き活用しながら、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策について県民の皆さんが求める情報が伝わるように、計画的に広聴広報を進めます。
- ⑤「みえの育児男子プロジェクト」の取組として、子育てについての情報交換やアドバイス等をしあえる場として新たに、「みえの育児男子倶楽部」の活動を推進します。また、部下の育児参画に理解のある、いわゆる「イクボス*」等と知事との意見交換を行うミーティングを開催し、企業等における男性の育児参画等に関する機運の醸成を図ります。加えて男性の育児参画を進める団体等と連携して、先輩パパから、育児の楽しさや子どもとの遊び方について学び、交流できる機会を提供します。
また、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことに主眼を置いた親子向けのキャンプやセミナーの開催を市町や関係機関と連携して進めるほか、野外体験保育の有効性を検討します。
- ⑥「みえ出逢いサポートセンター」による結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や市町等が行う結婚支援の取組への支援を引き続き実施するとともに、新たに、講演会の開催などを通して、社会

全体で結婚を支援することに関する機運の醸成を図ります。

- ⑦日本創生のための将来世代応援知事同盟加盟県や全国知事会と連携して、引き続き、少子化対策や子育て支援に係る情報収集や共同した取組、国への要望活動を進めるとともに、各県の取組について連携して積極的に情報発信を行っていきます。
- ⑧「キッズ・モニター」について、調査結果について各施策へのフィードバックに努めるとともに、「みえ子どもスマイルプラン」の進捗管理に活用していきます。
- ⑨引き続き、「こどもほっとダイヤル」を運営し、児童相談所や教育委員会などの関係機関と連携しながら、子どもからの相談に対応するとともに、学校等を通じて子どもへの周知に努めます。
- ⑩引き続き、「家族の絆一行詩コンクール」の取組について、子育て家庭を支援するイベントを活用して、取組に関する募集を行い、表彰や作品集を通じて、家族や地域の絆の大切さについて啓発を行います。
- ⑪子育て家庭を応援するため、引き続き「みえの子育ちサポート出前講座」を実施するほか、各市町等のニーズに応じて、新たに「子育ち・子育てマイスター養成講座」を開催し、地域で実践的な活動を行うことができる人材を養成するとともに、祖父母世代の方が地域の子育て家庭を支援できるよう「孫育て講座」を開催します。また、「子育てはっぴいパパ・ママワーク」が、県内各地で広く展開されるよう、市町等に働きかけます。
- ⑫「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、みえ次世代育成応援ネットワーク会員などの民間の子育てを支援する団体等による先駆的な取組に対して新たに財政的支援を行い、子育て支援活動等の推進を図ります。また、ネットワークの会員が主体的に参加できるような取組、会員や県内の子育て支援団体等との情報交換・交流の機会を提供します。
- ⑬引き続き、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査を計画的に実施するとともに、青少年健全育成協力店への登録について、子どもの利用が多い店舗を重点的な対象として働きかけを行うほか、条例改正を受けて、保護者や携帯電話事業者に対して、スマートフォン等へのフィルタリング利用の啓発等を進めます。また、困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援の充実に向けて、市町と連携して関係機関とのネットワークづくり等に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 3 2

子育て支援策の推進

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標のほか、全ての活動指標で 26 年度目標値を達成しており、子育て支援策全体が進んでいることから、「進んだ」と判断しました
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
低年齢児（0～2 歳）保育所利用児童数		12,200 人	12,550 人	12,920 人	1.00	12,950 人
	11,962 人	12,418 人	12,884 人	13,042 人		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	入所待機となりがちな低年齢児（0～2 歳）の保育所利用児童数
27 年度目標値の考え方	近年のニーズの増加傾向から、毎年度 250 人程度の増加に対する環境整備が必要であると見込み、目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23201 保育・放課後児童対策等の充実 (健康福祉部子ども・家庭局)	病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）		16 地域	17 地域	18 地域	1.00	20 地域
		15 地域	15 地域	15 地域	18 地域		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23202 母子保健対策の推進 (健康福祉部 子ども・家庭局)	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		200件	220件	220件	1.00	220件
		193件	273件	285件	225件		
23203 ひとり親家庭等の自立の支援 (健康福祉部 子ども・家庭局)	ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)		100人	300人	600人	1.00	1,000人
		36人	121人	413人	772人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	16,083	16,631	16,568	15,647	15,870
概算人件費		1,713	1,738	1,679	
(配置人員)		(190人)	(189人)	(189人)	

平成26年度の取組概要

- ①待機児童対策として、私立保育所に年度当初から保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る 15 市町を支援
- ②保育士・保育所支援センターにおいて、12月に指定保育士養成施設学生や潜在保育士向けのガイダンスおよび保育所就職フェアを開催(100名参加)するとともに、県内の潜在保育士を対象とした就労意向調査を実施
- ③病児・病後児保育事業に取り組む市町に補助を実施(取組実績10ヵ所、18地域)
- ④「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、県と市町の連携・協働協議会の検討会議を2回、三重県子ども・子育て会議を4回開催し、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画*」を策定
- ⑤放課後児童クラブの運営や施設整備を支援するため、市町に対し補助を実施(県内の放課後児童クラブ数：平成26年5月1日現在309か所)
- ⑥小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業(3市町)、全中学校に対する思春期ライフプラン教育への補助(3市町)および中学生向けの思春期ライフプラン教育パンフレットを作成
- ⑦産後の子育ての負担感や孤立感の軽減のため、産後ケア事業を行う市町への費用の助成を実施(2市)、母子保健コーディネーター(15人)、育児支援ヘルパー(53名)の養成を実施、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」を策定
- ⑧特定不妊治療費助成について、県の上乗せ助成事業を拡充するとともに、不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始。不妊や不育に悩む夫婦への専門相談(225件)、担当者向け研修会(参加者68人)、一般向け研修会(参加者「不育症について」55人、「不妊治療について」86人)を実施
- ⑨人口動態統計の乳児死亡率について、平成24年と平成25年がそれぞれ全国ワースト2位、4位であったことを受け、平成21年から平成25年までの乳児の死因について調査を実施
- ⑩経済的負担を気にすることなく、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにするため、市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら市町と検討

- ⑪ひとり親家庭情報交換会（参加 359 名）や、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業（津市：対象者 48 名）を実施。また、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定
- ⑫三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計の完了とともに建築関連工事（敷地整正工事等）を実施。開院・開校に向けた組織体制および業務運営の検討を実施
- ⑬県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員（3 名）を受け入れ、市町での取組の核となる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成、圏域別情報交換会を開催（6 回）。発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie）*と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回指導を行った保育所・幼稚園：15 市町 20 所・園、圏域別研修会：4 か所）するとともに、就学後の継続に向けた小学校でのモデル事業を実施（2 市町 3 小学校）。医療機関等との連携に係るアンケート調査を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年 10 月 1 日現在、待機児童の 96.4%が低年齢児であり、待機児童解消に向けて、引き続き、年度途中の低年齢児受入が可能となるように、年度当初から私立保育所に保育士を加配する市町を支援していく必要があります。
- ②就労意向等を把握するため、保育士・保育所支援センターにおいて、県内の潜在保育士の調査を行い、再就職に向けての情報提供を希望する方が 1,020 人（そのうち保育士として働きたい方が 184 人）いることがわかりました。保育士としての現場復帰に向けた研修を行うとともに、求人情報や保育現場の情報提供等によるきめ細かな就職相談を行い、保育士の確保に努める必要があります。また、優秀な学生が経済的理由から保育士資格の取得を断念することのないよう、修学資金貸付制度を創設する必要があります。
- ③病児・病後児保育施設の運営費等を支援する市町に対し補助を行いました。さらに、病児・病後児保育に取り組む施設を増やすためには、必要な経費に見合った支援ができるよう、補助制度を充実する必要があります。
- ④市町が子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう、県として従事者の確保や資質向上等に取り組む必要があります。
- ⑤地域の実情に合わせて放課後児童クラブが設置・運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に提言したところ、平成 27 年度からは小規模な放課後児童クラブも国の補助の対象になり得るなどの見直しが行われました。ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるように、児童の安全・安心な居場所を確保する必要があります。
- ⑥3 市町の全 18 中学校で思春期ライフプラン教育が実施され、性や妊娠・出産に関する医学的に正しい理解が図られています。今後は、平成 26 年度に作成したパンフレットを活用し、思春期ライフプラン教育に取り組む市町が増えるよう働きかけを進めるとともに、大学生にもライフプラン教育を実施していく必要があります。
- ⑦産後ケア事業については 2 市が実施しました。各市町の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を進めるため、産後ケア事業に取り組む市町の拡大を図るとともに、母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーの養成研修の充実を図り、養成した人材の活用について市町へ働きかけていく必要があります。
- ⑧不妊治療費等助成については、特定不妊治療費助成に県単独の上乗せ補助を行う不育症治療費等助成 18 市町、男性不妊治療費助成 16 市町、第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 14

市町と取組が拡大しました。今後は、保険診療対象外である人工授精についても経済的支援が必要です。また、不妊や不育症に悩む夫婦にとっては、治療にかかる身体的・精神的な負担も大きいため、不妊専門相談等による支援も必要です。加えて、助成を実施する市町を拡大するとともに、不妊や不育症に悩む夫婦に対して支援内容の周知が必要です。

- ⑨乳児死因にかかる調査の結果、主な死因の中には、病気のほか、予防できる可能性があったと思われる不慮の事故もあることがわかりました。今後、さらなる分析や関係機関による情報共有を行い、乳児死亡予防の取組の検討、実施につなげることが必要です。
- ⑩市町が実施する子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを対象として助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもに必要な医療を受けさせることができるようにしています。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していく必要があります。
- ⑪ひとり親家庭の子どもの学習支援により、子どもの学習に対する姿勢が変わり、志望校への全員合格を果たしました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国が策定した大綱を勘案して、子どもの貧困の実態把握を行ったうえで、県として対策に取り組む必要があります。
- ⑫三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る実施設計において、実勢価格をふまえた建築工事費の精査を行いました。平成29年6月の開院に向けて建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、業務運営等について具体的に検討を進めていく必要があります。
- ⑬専門人材の育成等を通じて、市町と連携した発達支援体制の構築を促進しており、巡回指導や研修会の開催等の取組により、「CLMと個別の指導計画」の県内保育所・幼稚園等への導入が進んでいます。引き続き、市町の取組状況に応じて促進していく必要があります。また、「CLMと個別の指導計画」の就学後の継続に向けてモデル事業を実施し、同ツールの活用効果の確認はできましたが、小学校と保育所・幼稚園等との就学前の連携等について、引き続き検討が必要です。さらに、あすなる学園における外来初診予約待機等に対応するため、医療機関等と連携していく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①私立保育所において年度当初から保育士が加配できるように引き続き市町を支援します。
- ②保育関係団体等と連携し、再就職の意向を示した潜在保育士を対象とした現場復帰支援研修や就職相談、新任保育士の就業継続支援研修を新たに実施するほか、保育所経営者・管理者の職場環境改善等研修を新たに実施することにより、保育士が働きやすい環境づくりを支援し、保育士確保に努めます。また、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得をめざす学生に対して修学資金の貸付を行います。
- ③病児保育の運営費補助については、平成27年度から地域の保育所等への情報提供活動等を補助対象に追加することとして補助単価が見直されました。病児・病後児保育の施設整備や広域利用を実施する市町を支援し、病児・病後児保育に取り組む地域の拡大に努めます。
- ④4月から子ども・子育て支援新制度*が本格施行されました。県では、従事者の確保、従事者の資質向上を図るための研修、および特定教育・保育施設等の情報の公表等を実施していきます。

- ⑤小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、市町に対し補助を行うとともに、放課後におけるひとり親家庭の児童の居場所を確保するため、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行います。
- ⑥平成26年度に作成したパンフレットを活用して中学生等にむけた思春期ライフプラン教育を行う市町や、ライフプラン講座を実施する大学の取組を支援します。また、「みえ 子ども スマイル ネット*」を活用し、妊娠・出産に関する正しい知識が普及するよう啓発を行います。
- ⑦引き続き産後ケアへの助成を実施し、市町の母子保健事業を支える人材（母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパー）を育成するとともに、県庁に配置した母子保健体制構築アドバイザー等の取組により、各市町の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を進めるため、新たな出産・育児の支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ*」を構築します。
- ⑧新たに一般不妊治療（人工授精）への助成を開始します。不妊や不育症に悩む夫婦を身体的・精神的に支えるため、引き続き不妊相談センターにおける専門相談を行うとともに、不妊症看護認定看護師の資格取得費用を助成し、不妊症看護の質の向上を図ります。また、不妊や不育症に悩む夫婦に対し、さまざまな支援についての周知を図ります。
- ⑨乳幼児の不慮の事故等による乳幼児死亡を減少させるため、関係機関による検討会やスキルアップのための研修を行うとともに、保護者や県民への啓発を行います。
- ⑩子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き、市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。また、制度内容について、制度の持続性を考慮しながら引き続き、市町と検討していきます。
- ⑪「第三期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の親の就労支援を強化し、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町を支援するとともに、父子家庭を含め、相談対応や日常生活支援事業等の支援を行います。また、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、関係部局と連携して、学識経験者等による会議を設置し、「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」を策定します。
- ⑫三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備に係る建築工事に着手し、適切な工事の進捗を図るとともに、関係機関との連携会議の開催等を通じて業務運営等について具体的に検討を進めていきます。
- ⑬市町の発達支援総合窓口との連携を強化し、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成や、「CLMと個別の指導計画」の保育所、幼稚園への導入を進めるとともに、取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業において検討を行います。また、医療機関等と情報交換会や研修会の開催等を通じて連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で目標を達成するとともに、児童虐待防止及び社会的養護の推進に向けた取組の強化を図ることができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率	100%	100%	100%	100%	1.00	100%

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合
27 年度目標値の考え方	児童の命を守るためには、安全確認を確実に実施すべきものであることから、毎年度 100% 達成を維持することを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23301 児童虐待対応力の強化 (健康福祉部子ども・家庭局)	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29 件	29 件	29 件	1.00	29 件
		—	29 件	29 件	29 件		—
23302 児童虐待の未然防止の推進 (健康福祉部子ども・家庭局)	思春期ピアサポーター養成者数 (累計)	—	30 人	60 人	90 人	1.00	120 人
		—	29 人	70 人	125 人		—
23303 社会的養護が必要な児童への支援 (健康福祉部子ども・家庭局)	要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	—	35.8%	41.0%	43.0%	1.00	43.0%
		34.3%	40.2%	49.6%	52.4%		—

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2, 883	2, 856	3, 155	3, 144	3, 645
概算人件費		1, 118	1, 214	1, 164	
(配置人員)		(124 人)	(132 人)	(131 人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①県内 5 か所の児童相談所において、虐待、養護、障がい及び非行等の相談を受け付け、助言や児童及び保護者への支援を実施 (3, 398 件)
- ②県内 2 か所の一時保護所において、虐待等からの安全確保や指導を必要とする児童を保護 (延べ 7, 162 人) し、援助方針を定めるための専門的診断等を実施
- ③虐待通告時の初期対応の的確性を向上させるために平成 25 年度に開発したリスクアセスメントツールの運用を開始するとともに、初期対応以降において児童・家庭に適切な支援を行うためのニーズアセスメントツールを開発
- ④児童相談所のケース進行管理について、民間団体に委託し、よりきめ細かく、迅速な対応につなげるためのモニター強化事業を津市において実施
- ⑤市町ごとの定期協議に基づき、児童相談体制の強化に向けた取組を定め、アドバイザー等の派遣 (19 市町 41 回) や児童相談センターのフォローアップにより支援を実施
- ⑥厚生労働省通知に基づき、県内全市町を対象に居所不明児童の調査を実施 (該当児童 1 名)
- ⑦児童虐待対応について医療機関の理解促進を図るため、NPO 法人 MMC 卒後臨床研修センター* と連携して医療従事者に対して研修を実施 (平成 26 年度：5 回 約 300 名参加)
- ⑧中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図るため、思春期ピアサポーターを養成し、ピア活動を展開 (平成 26 年度：ピアサポーター養成 55 名、ピア活動 3 校)
- ⑨望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイアル』」を実施 (相談件数：72 件) するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し相談窓口を周知 (カード配布数：約 70, 000 枚)
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、三重県医師会と市町保健師代表による検討会を実施し、妊娠届出時のアンケートの県内統一様式を作成
- ⑪家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化等を進めるため、「三重県家庭的養護推進計画*」(計画期間：平成 27～41 年度) を策定するとともに、児童養護施設 (名張市) の小規模グループケア化に対する整備補助を決定 (完成は平成 27 年度に繰越)
- ⑫新規里親の登録 (延べ 28 件：養育 15 件、専門 1 件、養子縁組 10 件、親族 2 件)、里親委託の推進 (新規委託 19 件) 及び家庭訪問等による里親支援 (家庭訪問延べ 481 回)、里親研修 (9 回 延べ 118 人受講) を実施
- ⑬全ての児童養護施設に入所する小学生 (延べ 136 人) に対する学習支援を実施
- ⑭児童自立支援施設である国児学園を運営 (平成 26 年度中の延べ在籍人員 36 人のうち、10 人が中学校を卒業し、8 人が高校進学、1 人が就職) するとともに、第三者評価結果をふまえ、国児学園のあり方検討に着手

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年度児童虐待相談対応件数は 1,112 件となっていますが、重篤事例の発生はなく、的確な対応を行うことができました。引き続き、児童相談への対応を適切、確実に行っていく必要があります。
- ②一時保護所における専門的診断等の適切な実施が、児童の的確な処遇につながっています。引き続き確実な診断を行い、子どもの最善の利益を尊重した援助方針を定める必要があります。
- ③リスクアセスメントツールの導入により、全児童相談所における虐待通告時の初期対応に差異が生じることなく、的確な対応が行えるようになりつつあります。また、初期対応以降における家庭への支援を充実するためのニーズアセスメントツールを開発しました。リスクアセスメントツールとあわせ、同ツールの運用の定着と一層の精度向上を図っていく必要があります。
- ④ケース進行管理について、関係機関からの情報に留まらず、モニターの目視による確認を行ったことで、家庭状況の変化の詳細な把握、処遇見直しにつながっています。件数が多く進行管理が難しい地域へ取組を拡大する必要があります。
- ⑤定期協議で確認した課題への対応を中心に、市町の児童相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の運営強化につながる取組が増えています。ただし、市町によっては取組の困難さも明らかになっており、市町の実情に合った的確な支援を引き続き行っていく必要があります。
- ⑥本県における居所不明児童の状況が明らかになったことを受けて、居所不明児童の早期発見・対応に市町とともに取り組むため、児童の居住実態把握の対応手順を県内全市町及び児童相談所で共有しました。この手順に基づき市町と連携して取り組む必要があります。
- ⑦児童虐待の早期発見・対応により被害の重篤化を防ぐため、MMC 参加医療機関を中心に研修会を開催し、参加者の理解を得ることができました。今後、医師が専門的な見地から児童の症状に対する診断を行うためのスキルが獲得できる専門性の高い研修機会の提供が必要です。
- ⑧ピア活動を実施する地域の拡大を図るため、県立看護大学に加えて皇學館大学において思春期ピアサポーターの養成を行いました。今後は、ピア活動が大学や大学生主体の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を行う必要があります。
- ⑨「妊娠レスキューダイヤル」について、ポスターやカードの配布等による周知の結果、相談件数は昨年度より増加し、相談の結果、医療機関等につなぐことができたケースもありました。望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- ⑩特定妊婦の早期把握、早期支援につなぐため、平成 27 年度から県内全ての市町において県内統一様式の妊娠届出時アンケートが導入されることとなりました。今後は、要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の検証を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。
- ⑪「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設・乳児院の小規模化、地域分散化等の促進を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図るため、まずは児童相談所単位での児童家庭支援センターの設置を促進していく必要があります。
- ⑫児童養護施設、乳児院の里親支援専門相談員(12 人)と連携して、里親制度の周知、家庭訪問等による里親支援や施設入所児童の里親委託等を行いました。里親制度の社会的認知度が低く、要保護児童の保護者には里親制度に対する誤解や先入観等から里親委託に同意しないケースもあることから、里親制度の正しい理解を促進し、新たな里親登録を増やすとともに、里親委託を推進していく必要があります。
- ⑬児童養護施設(全 12 施設)の小学生を対象とする学習支援に取り組み、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成等が図られました。児童の自立に向け、継続して実施する必要があります。

- ⑭国児学園において、第三者評価による人材確保プランの策定や施設整備の必要性等の指摘をふまえ、将来のあり方について検討しました。引き続き、対応策の具体化に向け、検討していく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部 子ども・家庭局 次長 栗原 正明 059-224-2317】

- ①児童虐待をはじめとする児童相談に的確に対応できるよう、「児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」に基づく研修を実施し、児童相談所職員の人材育成を図ります。
- ②児童・家庭への援助方針の決定にあたっては、さまざまな専門的診断を行うとともに、ケースに応じて三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会の意見を聴取し、客観性と専門性の確保を図ります。
- ③児童虐待対応について、本県が開発したアセスメントツールの実効性を高めるため、運用の定着と精度向上を図ります。
- ④児童相談所のケース進行管理について、モニター強化事業の対象地域を拡大し（津市・四日市市）、よりきめ細かで、的確な対応につなげます。
- ⑤市町との定期協議や職員のスキルアップに向けた支援等を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会の運営強化等、市町へのよりきめ細かな支援に取り組みます。
- ⑥居所不明児童の早期発見・対応に向けては、市町及び児童相談所が共有する対応手順に基づき、取組の徹底を図ります。
- ⑦医療従事者が児童虐待対応に必要な医療分野の知識やスキルを身に付ける機会を提供します。
- ⑧思春期ピア活動について、大学や大学生の独自の活動として地域で継続できるよう、大学や関係者と検討を深め、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成についての仕組みづくりに取り組みます。
- ⑨妊娠レスキューダイヤルについて、引き続き相談窓口の周知に努めるとともに、支援の必要なケースについては、福祉、教育、医療等の関係者と連携のうえ、適切に対応します。
- ⑩各市町で実施する妊娠届出時アンケートについて、その結果を集約して課題の整理・検討を行うとともに、支援者等の連携強化に取り組みます。
- ⑪「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設の小規模グループケア化、地域小規模児童養護施設の整備を支援します。また、入所児童の処遇向上を図るため、地域小規模児童養護施設、乳児院におけるユニットケアに対する運営体制強化のための補助を行います。さらに、伊賀地域において児童家庭支援センターが開設されることから、県内3カ所（南勢志摩、北勢、伊賀）の同センターの事業運営を支援し、地域に密着した子育て相談の充実等を図ります。
- ⑫里親支援専門相談員との連携を密にし、家庭訪問による相談や研修の実施等、里親支援の充実を図ります。また、「1中学校区1養育里親登録」をめざし、施設入所児童の里親委託について、十分なマッチングや委託後のフォローアップのため、施設のサポート活動に対する支援を行い、里親委託を促進します。さらに、里親制度に対する県民の意識調査を行って啓発手法等について検討するとともに、里親支援専門相談員や里親会、NPO等と連携して、全ての市町で里親制度説明会を開催するなどにより、制度の周知を図ります。
- ⑬引き続き、児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑭国児学園の将来のあり方について、有識者等による検討会を設置し、人材確保等について検討します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 241

学校スポーツと地域スポーツの推進

【担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

子どもたちが、学校や地域で主体的に運動やスポーツに取り組み、いきいきと活動しています。

県民の皆さんが、スポーツを「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりをとおして、健康で生きがいのある生活を営むとともに、人と人、地域と地域との絆づくりが進み、地域に活力が生まれています。

平成 27 年度末での到達目標

学校スポーツが充実することによって、子どもたちが運動に親しむ習慣を身につけ、体力が向上しています。

また、地域に総合型地域スポーツクラブ*が定着することによって、より多くの方がスポーツに取り組むようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成できませんでしたが、活動指標 2 項目中 1 項目は目標を達成し、1 項目は 90% を超える実績であったこと、三重県スポーツ推進条例等を策定できたことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率	53.7%	55.0%	56.5%	58.0%	0.91	60.0%
		54.5%	55.5%	52.8%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターを活用した調査において、1 週間に 1 回以上、運動やスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳、テニス、バレーボールなど）を実施している県民（成人）の割合					
27 年度目標値の考え方	平成 27 年度には、県民の 6 割が週に 1 回以上、運動やスポーツに取り組むようになることをめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
24101 学校スポーツの充実 (教育委員会)	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	71.9%	74.0%	76.0%	78.0%	0.93	80.0%
			70.6%	70.1%	72.9%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
24102 地域スポーツの活性化 (地域連携部スポーツ推進局)	総合型地域スポーツクラブの会員数		24,750人	25,000人	25,500人	1.00	25,500人
		24,216人	27,005人	26,136人	25,903人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	494	503	482	543
概算人件費		162	156	178	
(配置人員)		(18人)	(17人)	(20人)	

平成26年度の取組概要

- ①子どもたちの運動習慣の確立と、食習慣や睡眠など基本的な生活習慣の見直し、その改善に向けた取組を総合的に推進する子どもの体力向上総合推進事業の実施（体力向上推進アドバイザーの小学校訪問：375校に各1回以上）
- ②学識経験者、市町教育長代表者、医師会代表者、小中学校長代表者、保護者代表者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催するとともに、子どもの体力向上に関する県民の意識向上を目的として「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催
- ③学習指導要領に基づき、運動量の確保された安全かつ効果的な体育の授業が実施されるよう、体育担当教員が最新の指導方法を学ぶ研修の実施（5回）と、高い指導力を有する外部指導者の学校への派遣（36校に42名）
- ④運動部活動の充実を図るため、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として学校に派遣するとともに、顧問及び外部指導者を対象とした研修の実施（5回）
- ⑤運動部活動における適切かつ効果的な指導ができる指導者を育成するため、「部活動マネジメント研修講座」を実施（4回の連続講座）
- ⑥中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰
- ⑦平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催承諾書の検討及び東海ブロック開催基本方針策定のため、東海各県の教育委員会及び高等学校体育連盟で構成する関係者会議を開催（5回）。同大会の開催正式決定並びに本県開催種目の会場地となる開催市町の内定、及び同大会の開催に向けた広報活動の推進
- ⑧「三重県スポーツ推進条例」の制定及び「三重県スポーツ推進計画」の策定。（「三重県スポーツ推進審議会」の開催（4回）、パブリックコメントの実施及び県議会・市町・商工団体等への説明）
- ⑨スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」を開催し、幅広い分野の方から意見を聴取（7月23日）
- ⑩「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者拡大のための普及啓発や登録者への講習会・研修会を開催するとともに、市町等が開催するスポーツイベント等へ派遣（3月末登録者数577名、講習会・研修会の開催、派遣人数のべ134人）
- ⑪スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、市町におけるスポーツコミッションの取組支援（3市町）、市町のスポーツイベント・スポーツ教室等に国内トップリーグの県内クラブチームの派遣（3市町）及びメディカルサポートの実施（5市町）に加えて国の交付金を活用したスポーツイベントの誘致等を支援する補助制度を創設

- ⑫総合型地域スポーツクラブの現状・課題を把握し、安定した運営と定着を図るため、みえ広域スポーツセンター*を中心に、各市町、総合型地域スポーツクラブへの訪問等を実施（106回）
- ⑬県内のスポーツを「する」「みる」「支える」関係者、関係団体等が一堂に会し、地域のスポーツ推進の機運を高めるため、「みえのスポーツフォーラム 2014」を開催（9月5日）
- ⑭「みえスポーツフェスティバル」を県内各地で開催（開催種目 66 種目、参加者 24,619 人）
- ⑮各市町・各種関係団体・関連企業等、様々な主体との連携、協力のもと、「第 8 回美し国三重市町対抗駅伝」の開催（2月15日）
- ⑯東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致を推進するため、推進本部・市町等連絡会議の開催等
- ⑰「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」を創設し、県民や企業の皆さんから寄附金を募集（募金 約 460 万円）
- ⑱地域スポーツ（障がい者スポーツを除く）の推進における功労者、功労団体等に対する顕彰事業の実施（地域スポーツ推進特別功労者 2 名、地域スポーツ推進功労者 10 名、優良団体 2 団体）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①体力向上推進アドバイザー（3人）が、県内全ての公立小学校を訪問（375校に延べ744回）し、新体力テストの有効活用を促した結果、継続実施する小学校は275校（72.8%）となり、前年度の159校（40.9%）から大きく向上しました。しかしながら、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、本県の子どもの体力は全国平均を下回り、活動指標の目標値には及びませんでした。今後は、市町教育委員会と連携し、県内全ての小学校において、新体力テストの継続実施を進めるとともに、作成された子どもの体力向上に向けた目標および取組計画が実効性のある取組となるよう促す必要があります。
- ②「子どもの体力向上推進会議」を開催（2回）し、「子どもの体力向上をすすめるには、家庭との協力が必要」、「子どもや保護者が体力テストの結果から自ら体力向上に取り組めるような資料を返すことが大切」などの意見をいただきました。市町教育委員会と連携し全小学校に対して児童生徒の結果を知らせるよう働きかけるとともに、平成27年度からの生活習慣チェックシートに「運動機会」を問う項目を設けましたが、より家庭との連携を図る必要があります。また、子どもの体力向上に関する県民の意識向上を図るため、約400人の参加のもと「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催（平成26年12月6日）しました。より多くの子どもたちが運動に親しむ機会となるフェスティバルの開催を工夫する必要があります。
- ③体育担当教員を対象とした研修会を開催（5回：参加者595人）し、参加した教員の97%が、授業づくりに「参考となった」と回答しました。また、中学校の保健体育科で必修となっている武道とダンスの授業に、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として派遣（36校に42名）しました。外部指導者から指導を受けた生徒の90%が、「技能・意欲が高まった」と回答し、教員の99%が「自分自身の指導力が向上した」と回答するなど、外部指導者活用の効果が確認できました。今後は、体育担当者の研修会の内容を充実し、各学校で研修内容を実行できるよう支援する必要があります。
- ④運動部活動の充実に向け、スポーツ特別枠で採用した教員の配置校に備品を整備し、環境整備を進めました。平成26年度に採用した教員3人のうち、四日市四郷高校のアーチェリー一部が全国高校総体でベスト8に入賞するなど、成果が表れています。他のヨット、ホッケーについても、部員募集を行い、活動を開始したところです。また、中学校及び高等学校に、専門性を有する地域の指導者を外部指導者として派遣（中学校40校に68人、高等学校52校に70人）し、指導の充実を図ることができました（生徒の満足度94%）。さらに、指導者を対象とした研修会（アンガーマネジメン

ト研修等)を開催(4回:参加者193人)し、指導者の指導力の向上を図りました。研修会に参加した教員の89%が「自分の指導を考える機会となった」と回答し、各学校の取組の充実を図ることができました。

- ⑤豊富な部活動指導経験を有し県政策アドバイザーである原田隆史氏を講師として「部活動マネジメント研修講座」を開催(4回の連続講座:参加者67人)し、体罰を許さない適切かつ効果的な部活動運営ができる指導者の育成を進めました。受講した部活動顧問からは「部活動の教育的意義を再確認できた」などの意見が寄せられました。引き続き「部活動マネジメント研修講座」の開催により、指導者の指導力向上を図るとともに、受講した教員が研修内容を各学校で共有し、実践されるよう取り組む必要があります。
- ⑥全国大会で優秀な成績を収めた生徒及び指導者の知事訪問等により、その栄誉を讃えるとともに、中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒(延べ123人)及び指導者(延べ39人)を表彰することによって、広く県民に成果を伝えることができました。今後も、運動部活動に取り組む生徒及び指導者の意欲向上と、県民のスポーツに対する意識の向上を図る必要があります。
- ⑦平成30年の全国高等学校総合体育大会について、本県を幹事県として東海4県で開催することを正式決定(平成26年8月28日)するとともに、本県で開催する15種目及び総合開会式の会場となる市町を内定(平成27年3月11日)することができました。今後、同大会の本県準備委員会を設立し、円滑な開催準備を進めるとともに、本県実行委員会を設立する必要があります。また、同大会の開催により、本県の高校生が競技に取り組むことはもとより、大会の開催準備を発信するなど、活躍する機会拡充に取り組む必要があります。
- ⑧「三重県スポーツ推進審議会」での審議や県議会をはじめ、県民の皆さんにご意見をいただきながら、「三重県スポーツ推進条例」及び「三重県スポーツ推進計画」を策定しました。今後、条例や推進計画の周知、スポーツ推進月間の取組などを通じて、県民の皆さんのスポーツを「する」「みる」「支える」機運の醸成を図り、県民指標の目標達成をめざしていく必要があります。
- ⑨「みえのスポーツ応援隊(スポーツボランティアバンク)」の登録者数が目標の550人を超える577人となるなど、みえのスポーツを支える人づくりを推進することができました。今後も、登録者の拡大を図るとともに、資質向上にも努め、本県スポーツを支える人材の育成と活用の拡大を図っていく必要があります。
- ⑩スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、みえのスポーツ地域づくり推進事業(スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業)を実施するとともに、国の交付金を活用して、市町等のスポーツイベントの誘致等を支援する補助制度(スポーツ誘客推進事業)を創設しました。今後も、市町と連携して地域の活性化に向けた取組を推進していく必要があります。
- ⑪総合型地域スポーツクラブについては、平成27年度の目標会員数を上回って推移しています。クラブ運営において、財政面、人材の育成、活動場所の確保などの課題を抱えているクラブがあるため、今後も、クラブアドバイザーの派遣等の支援を行っていく必要があります。
- ⑫「みえのスポーツフォーラム2014」を開催し、地域スポーツ推進の機運の醸成を図ることができました。今後は、三重県スポーツ推進条例にもとづくスポーツ推進月間の取組の一環として、関係機関、団体等と連携しながら、さらに拡大したイベントとし、本県スポーツの推進を図っていく必要があります。

- ⑬「みえスポーツフェスティバル」を県内各地で開催し、平成 25 年度を上回る参加者となり、幅広い層へスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供できました。今後も、県民への周知と実施方法を工夫しながら、参加者の拡大を図っていく必要があります。
- ⑭関係者並びに関係団体・企業等の協力を得て、「第 8 回美し国三重市町対抗駅伝」を開催し、県内スポーツ推進及び県内各市町の交流・連携を促進することができました。運用の一部を見直し、繰上スタートとなるチーム数の削減を図りました。今後もより充実したイベントになるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑮東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の事前キャンプ地誘致の実現に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や中央競技団体等から情報収集を行うとともに、推進本部及び市町等連絡会議を開催しました。平成 26 年度末までに桑名市及び多気町の誘致表明があり、今後、県内各市町への誘致の実現に向けて一層取組を進めていく必要があります。
- ⑯「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」を創設し、マスコミ等を活用した P R や商工団体や企業等への協力依頼を行うなど、広く県民・企業の皆さんから寄附金を募集し、ジュニア選手の育成のための財源確保を図ることができました。今後も、ジュニア選手の育成を計画的に実施できるよう、財源確保に努めていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部スポーツ推進局 次長 高間 伸夫

電話：059-224-2986】

- ①指導主事及び体力向上推進アドバイザーが小学校を訪問し、体育授業の工夫改善や体力向上方策について、学校の取組を支援します。また、小学校の新体力テストの継続実施率 100%を目指すとともに、「体力の成長記録」による結果の有効活用を進めます。また、市町教育委員会と連携して、すべての中学校で体力向上の目標設定と実施計画の作成が行われるよう取り組み、既に提出された小学校の体力向上の目標・実施計画とともに、「1 学校 1 運動」として、子どもの体力向上に向けた各小中学校の取組が実効あるものとなるよう支援します。
- ②「子どもの体力向上推進会議」を開催し、その意見を子どもの体力向上と生活習慣改善に向けた取組の推進に生かします。また、3 歳以上の幼児も含めた子どもと保護者、教員が楽しく運動に取り組む機会を作るとともに、子どもの体力向上に関する県民の意識を醸成するため、「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催します。
さらには、家庭との連携を図るため、調査結果及び生活習慣チェックシートの活用を推進します。
- ③体育科・保健体育科の授業を充実させるため、体育担当教員を対象とした研修会を少人数化して実施回数を増やし研修会の内容の充実を図るとともに、市町教育委員会と連携し各学校での取組が進むよう支援します。また、県内の武道関係団体等と連携して、中学校の保健体育科における武道とダンスの授業に外部指導者を派遣し、授業の安全確保と指導の充実を図るとともに、保健体育科教員を対象とした研修会を通して、教員の指導力向上を図ります。
- ④運動部活動の充実のため、スポーツ枠で採用した教員の配置校への環境整備を進めるとともに、部活動顧問や外部指導者を対象とした研修会等を通じて、指導力の向上を図ります。また、専門的指導者が必要な学校に地域の指導者を派遣します。さらには、スポーツ推進局と連携し、スポーツ医学等の専門的な知見や高度な指導経験を有する指導者を、中学校及び高等学校の強化指定校を中心に派遣し、競技力の向上を図ります。

- ⑤部活動における体罰の防止を図るとともに、適切かつ効果的な指導ができる指導者の育成を進めるため、引き続き、県政策アドバイザーである原田隆史氏を講師として「部活動マネジメント研修講座」を開催し、運動部活動における体罰0を目指します。
- ⑥中学校及び高等学校等の全国大会において、優秀な成績を収めた生徒及び指導者を表彰し、運動部活動に取り組む生徒及び指導者の意欲向上を図るとともに、県民のスポーツに対する関心と意識を高め、平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成32年の全国中学校体育大会、平成33年の国民体育大会への機運を高めます。
- ⑦平成30年の全国高等学校総合体育大会開催に向けて、本県準備委員会を設立し、開催基本方針の決定や年次業務推進計画案の作成を行うとともに、平成27年度末の本県実行委員会設立を目指して準備を進めます。また、平成32年の全国中学校体育大会の開催に向け、本県での開催競技について、東海各県との調整を進めます。これら全国規模の大会開催が、本県のスポーツ推進と地域の活性化に繋がるよう、関係団体、関係部局等との連携や高校生の参画により、積極的な広報並びに三重の魅力発信に取り組めます。
- ⑧平成27年度から新たにスポーツ推進月間の取組を行い、「三重県スポーツ推進条例」や「三重県スポーツ推進計画」の周知を図り、県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」機運の醸成を図っていきます。
- ⑨「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」について、今後は、平成30年の全国高等学校総合体育大会や平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、さらなる登録者数の拡大、人材の育成を図っていきます。
- ⑩みえのスポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）について、未実施の市町への働きかけを行うとともに、国の交付金を活用したスポーツ誘客推進事業により市町等のスポーツイベントの誘致等を支援し、スポーツを通じた地域の活性化を推進していきます。
- ⑪総合型地域スポーツクラブについては、広域スポーツセンターを中心に、クラブアドバイザーを活用しながら、関係団体とも連携を強化し、会員数の確保・拡大や安定した経営が図られるよう効果的・継続的な支援を行っていきます。
- ⑫県民の皆さんにスポーツを「する」「みる」「支える」機会を提供するため、「みえスポーツフェスティバル」や「美し国三重市町対抗駅伝」が、より充実したイベントとなるよう、関係機関・団体等と連携して取り組んでいきます。
- ⑬東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019の事前キャンプ地誘致の実現に向けて、欧州でのPRや中央競技団体等への要望活動を行うなど、関係団体と連携を図りつつ、市町と一体となって取り組んでいきます。
- ⑭「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」について、引き続き取組のPRを行い、募金の協力を広く呼び掛けていきます。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 4 2

競技スポーツの推進

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

県民の皆さんとめざす姿

オリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本県出身選手の活躍をとおして、県民の皆さんが、夢、感動、勇気を得るとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されています。

ジュニア競技者が発掘・育成され、三重生まれ、三重育ちのアスリートが国内外の大会で活躍しています。

平成 27 年度末での到達目標

県内のトップアスリートの強化、将来を担うジュニア競技者の育成や指導者の確保・養成に取り組むことにより、選手の育成・強化が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成できませんでしたが、前年度から順位が 9 位上昇したこと、活動指標 2 項目とも目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
国民体育大会 の男女総合成 績	/	30 位台	20 位台	20 位台	0.00	20 位台
	32 位	38 位	41 位	32 位		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	国民体育大会における正式競技の参加得点（ブロック大会を含む）と冬季大会および本大会の競技得点の合計による都道府県ごとの男女総合順位
27 年度目標 値の考え方	国民体育大会の過去 10 年間における本県の総合成績で、30 位台を確保できたのは数回にとどまっているため、まずは 30 位台を安定して確保し、その後、20 位台になることをめざして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
24201 競技力 の向上（地域連 携部スポーツ推 進局）	全国大会の入賞 数	/	106 件	111 件	116 件	1.00	121 件
		101 件	96 件	102 件	116 件		/
24202 スポー ツ施設の充実 （地域連携部ス ポーツ推進局）	県営スポーツ施 設年間利用者数	/	804,856 人	820,953 人	854,000 人	1.00	854,000 人
		802,313 人	847,468 人	884,223 人	870,333 人		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	738	729	941	986	3,547
概算人件費		63	120	151	
(配置人員)		(7人)	(13人)	(17人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①第 2 回三重県競技力向上対策本部の開催（4 月 22 日）及び競技力向上対策委員会（10 月 1 日、3 月 19 日）、ジュニア・少年選手強化専門委員会（11 月 13 日）、成年選手強化専門委員会（11 月 19 日）、企業等連絡調整専門委員会（11 月 19 日）の開催
- ②競技人口が少ない競技の小中学生を対象とした競技者の発掘・育成（6 競技）
- ③ジュニア選手の意識醸成と計画的な育成・強化のため、チームみえジュニア指定（536 名）、指導者・保護者研修プログラムの実施（7 月 6 日：約 800 名）及びトップアスリート応援募金を活用して、国内外で活躍が期待される「チームみえスーパージュニア」を指定し、支援（12 名を指定）
- ④中学校・高等学校運動部の強化指定による運動部活動の支援（5 月 12 日指定：中学校 4 校 4 部、高等学校 26 校 54 部）
- ⑤中学校・高等学校運動部の指導者の資質向上のため、指導者研修会の開催（第 1 回：8 月 28 日、第 2 回：1 月 19 日、第 3 回：3 月 8 日、高等学校 48 名・中学校 4 名）及びみえスポーツアドバイザーの派遣（月 15 回派遣）
- ⑥指導の充実を図るため、全国トップアスリート等を特別コーチとして派遣（5 競技 6 人）及び全国大会等で活躍する選手をスポーツ指導員として配置（1 名）
- ⑦大学運動部、企業・クラブチームの強化指定（育成・結成指定を含む）による強化活動の支援（1 部、8 チーム）
- ⑧各競技団体の指導者や強化担当者を対象とした研修会の開催（2 月 21 日：57 名）
- ⑨各競技団体と連携し、広報誌「輝くみえのアスリート NEWS」を作成し、県内で活躍しているアスリートを幅広く情報発信（7 月：56,000 部、12 月：55,500 部）
- ⑩「第 76 回国民体育大会三重県準備委員会」第 3 回総会、第 4 回、第 5 回常任委員会や総務企画、競技、広報・県民運動の各専門委員会の開催
- ⑪平成 33 年第 76 回国民体育大会の会場地選定（正式競技：18 市町 35 競技、公開競技：4 市町 4 競技）、及び総合開・閉会式会場の会場地選定 「三重交通 G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場」（県営総合競技場陸上競技場）
- ⑫各競技会において必要となる審判員や運営員等、競技役員の養成
- ⑬指定管理者制度を活用した県営スポーツ施設の効果的、効率的な管理運営及びネーミングライツ・パートナーの公募実施（8 月 11 日に、三重交通グループホールディングス（株）をネーミングライツ・パートナーとして決定）
- ⑭指定管理者等との連携及び必要な修繕等の計画的な実施による施設の安全性や利便性確保
- ⑮「三重県スポーツ施設整備計画」（平成 25 年 3 月策定）に基づく、県営施設や市町施設に対する対応の具体化

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年第 69 回国民体育大会における本県の大会結果は、男女総合成績の順位が 32 位と平成 25 年の 41 位から 9 位上昇しました。平成 27 年度においては、目標値である 20 位台を確保するとともに

に、男女総合得点 1,000 点を目指し、平成 33 年第 76 回国民体育大会に向けて、三重県競技力向上対策本部を中心に関係団体と連携し、より一層、競技力の向上に取り組む必要があります。

- ②ジュニア選手の発掘の取組を 6 競技実施することで、ジュニアクラブで継続的に活動する選手が現れています。また、全国大会等で活躍が期待できるジュニア選手を「チームみえジュニア」として指定することで、競技団体や指導者がジュニア育成の重要性を認識することにつながりました。さらに、将来国内外で活躍できるようなトップジュニア選手を「チームみえスーパージュニア」として指定し遠征・合宿等の強化活動を支援しています。今後は、目前に控えた平成 30 年の全国高等学校総合体育大会に向けたジュニア選手及び少年選手の育成・強化を図る必要があります。
- ③新たに中学校運動部を強化指定するとともに、高等学校運動部の強化指定を拡充し、遠征・合宿等の強化活動の支援を進めるなどの取組を行ったことで、インターハイでの入賞件数が、平成 25 年度の 34 件から平成 26 年度 50 件と増加させることができました。今後は、さらに強化指定運動部の拡充を行い、運動部活動の充実を図る必要があります。
- ④各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校及び高等学校運動部の指導者を対象に研修会を開催し、指導者のニーズに応じた指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニングの方法など多様な指導技術を提供できました。本県の競技力向上を図るうえで、引き続き、指導者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑤優れた指導実績をもつ指導者を特別コーチとして派遣するとともに、全国・国際大会で活躍するスポーツ指導員を配置することで競技団体の活性化が図られました。しかしながら、少年、成年選手の育成・強化に必要な優秀な指導者が少ない状況があることから、指導者の養成・確保を進める必要があります。
- ⑥成年種目の強化のため、企業・クラブチームを強化指定するとともに新たなチームを結成しました。今後も引き続き成年選手の強化を図るためには、本県にトップアスリートが定着できるよう受け皿となる企業等の開拓や、新たなチーム結成に向けた取組を進めていく必要があります。
- ⑦平成 26 年度強化指定運動部・チームや、第 69 回国民体育大会における県内のアスリートの活躍など県民の皆さんへ幅広く周知するため、広報誌「輝くみえのアスリートNEWS」を年 2 回発行し、本県のスポーツ推進に係る情報発信を進めてきました。今後も、広報誌の発行をはじめ、メディアの活用など、充実した情報発信を進めていく必要があります。
- ⑧平成 33 年第 76 回国民体育大会三重県準備委員会の総会、常任委員会、及び各専門委員会を開催し、各種方針や計画等を審議・決定しました。
- ⑨平成 33 年第 76 回国民体育大会の会場地市町について、正式競技 18 市町 35 競技、公開競技 4 市町 4 競技、及び総合開・閉会式会場の会場地を「三重交通 G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場」（県営総合競技場陸上競技場）に選定しました。残された競技（正式競技 4、公開競技 1）については、市町、競技団体と協議、調整を進め、平成 27 年度の早期に選定する必要があります。
- ⑩競技役員等の養成については、各競技団体別の養成計画に基づき、取り組みました。今後は、開催年度までに、各競技の必要人員を確保できるよう、計画的に取り組む必要があります。
- ⑪県営スポーツ施設の管理運営について、指定管理者と連携のうえ、施設の効果的、効率的な運営に努めました。活動指標である県営スポーツ施設年間利用者数について、総合競技場体育館において、平成 25 年度は遷宮関連行事による利用者が大きく伸び、平成 26 年度はその反動減によって、昨年度の実績を下回りましたが、目標値は達成しました。
平成 26 年 10 月から、三重県営総合競技場、三重県営鈴鹿スポーツガーデンについて、ネーミングライツを導入し、それぞれ「三重交通 G スポーツの杜 伊勢」、「三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿」を愛称として使用しています。

- ⑫水泳場の水質管理機器の部品更新など、施設・設備の老朽化対応等を実施しました。今後も、施設の安全性や利便性を確保するため、計画的な施設・設備の修繕等を進める必要があります。
- ⑬「三重県スポーツ施設整備計画」に位置づけた総合競技場陸上競技場の大規模改修について、「三重県営総合競技場陸上競技場整備事業基本計画」を策定し、測量・設計等に着手しました。また、市町が行うスポーツ施設整備への支援策として、「広域的拠点スポーツ施設整備費補助金」を制度化しました。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部スポーツ推進局 次長 高間 伸夫 電話：059-224-2986】

- ①競技力向上対策委員会等における意見を参考にしながら、強化合宿、遠征等強化活動の支援など、競技団体にとって、より効果的な強化対策を図ります。
- ②競技団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成の取組を推進していきます。また、少年選手の育成強化を図るため、中学校・高等学校運動部の強化指定の拡充を図るとともに、中高の連携を図りながら、競技種目別の育成・強化の取組を行います。
- ③平成 30 年度全国高等学校総合体育大会において、本県の高等学校運動部が活躍できるよう、中体連、高体連と連携し、中学校合同強化練習会、高等学校合同強化練習会、中学校・高等学校合同練習会を開催し、選手育成を行います。
- ④ジュニア選手の育成・強化を図るため、「チームみえジュニア」や「チームみえスーパージュニア」を指定し、練習や合宿等の支援を行うとともに、選手や指導者・保護者に対し研修会を開催します。
- ⑤成年選手の育成・強化を図るため、大学運動部や企業・クラブチーム等の強化指定や今後活躍が期待できるチームの育成指定を推進するとともに、本県にトップアスリートが定着できるような就職支援の取組に着手します。また、新たなチーム結成に向けた取組を進めていきます。
- ⑥女性アスリートが継続して競技に取り組むための環境づくりができるよう、女性アスリート・サポート体制の充実等に取り組めます。
- ⑦指導者の養成・確保を図るため、研修会等を開催して指導者の資質向上を進めるとともに、特別コーチの派遣やスポーツ指導員の配置など、県内外の優秀な指導者の派遣・活用を進めていきます。
- ⑧平成 33 年第 76 回国民体育大会の本県開催や県内のアスリートの活躍について、県民の皆さんへ幅広く周知するため、広報誌「輝くみえのアスリートNEWS」を発行するとともに、メディアを活用した情報発信を行うなど、本県のスポーツ推進に係る広報活動に取り組めます。
- ⑨平成 33 年第 76 回国民体育大会の開催 5 年前（平成 28 年度）の開催申請に向けて、開催申請に必要な協議や手続きを進めるとともに、「開催基本構想」を策定します。
- ⑩国体の愛称、スローガン、マスコットキャラクターの募集や「輸送・交通」、「宿泊・衛生」、「式典」といった具体の取組項目における基本方針等を決定するなど、準備を進めていきます。
- ⑪平成 33 年第 76 回国民体育大会の正式競技については、中央競技団体による会場地施設の視察に向けて、市町や競技団体と連携し、受入準備を進めます。
- ⑫競技役員の養成については、開催年度までに必要な人員が確保できるよう、引き続き、役員等の養成に取り組めます。
- ⑬県営スポーツ施設の管理運営について、引き続き指定管理者制度を活用して、より一層のサービス向上や経費の削減に努めます。
- ⑭指定管理者と十分に連携しながら、施設の安全性や利便性を確保するために必要な施設・設備の修繕等の計画的な実施に努めます。
- ⑮総合競技場陸上競技場の大規模改修について、平成 29 年度中の完成をめざし整備を進めていきます。
* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

南部地域において、働く場の確保が図られ、定住が促進されているとともに、生まれ育った地域に住み続けたいというあらゆる世代の地域住民の思いがかなう地域社会が創られています。

平成 27 年度末での到達目標

南部地域の課題解決や活性化に向け、市町が連携した取組が進むとともに、県、市町、大学等の連携した中間支援機能が構築され、県の取組が市町や地域のニーズに応じて効率的・効果的に進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	市町のフレキシブルな連携など南部地域の課題解決や活性化に向けた取組は一定進んでいますが、県民指標の実績値は目標値を大きく下回っていることから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.4%	15.6% 16.4%	15.6% 17.9%	15.6% 19.4%	0.80	15.6%
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	南部地域の市町における生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の平成 17 年から平成 27 年までの減少率					
27 年度目標値の考え方	南部地域の市町における生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の平成 12 年から平成 22 年までの減少率を現状値として、平成 17 年から平成 27 年までの減少率を同程度に維持することを目標に設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25101 市町のフレキシブルな連携（地域連携部南部地域活性化局）	南部地域において市町の連携した取組数（累計）	—	2 取組	4 取組	(達成済)	1.00	10 取組
		—	2 取組	11 取組	13 取組		—
25102 課題解決に向けた県の取組（地域連携部南部地域活性化局）	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数（累計）	—	3 地域	6 地域	8 地域	0.50	10 地域
		—	2 地域	6 地域	7 地域		—

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	—	88	46	99	78
概算人件費		72	83	80	
(配置人員)		(8人)	(9人)	(9人)	

平成 26 年度の取組概要

①地域活性化局と連携して、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用して市町が実施する若者の働く場の確保や定住の促進に向けた取組への助言、協力等を積極的に行うとともに、13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）において、各種取組にかかる成果の共有を行う等、活性化に向けた市町の主体的な取組が地域で継続するための仕組みづくりを推進

- ・ 第一次産業の担い手確保対策事業（就農フェア等6回出展、22名来場）
- ・ 移住交流推進事業（4回実施、計20組35名参加）
- ・ 幹線道路を活用した誘客促進事業
- ・ 子どもの地域学習推進事業（小学校2校で延べ13回、高等学校3校で延べ9回）
高校生の地域人材育成事業について、これまでの2校に加えて新たに尾鷲高等学校（尾鷲市）で実施
- ・ 企業立地セミナー開催事業（139名参加）
- ・ 出逢い・結婚支援事業（旧：婚活支援事業）（5回実施、計254名参加、23組成立）
- ・ 熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーン事業
東紀州地域の5市町が連携して、10周年のキャッチコピーやロゴマークを効果的に活用し、地域の魅力やイベント情報を発信する等、10周年キャンペーンを展開
- ・ 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業
伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町が連携して、伊勢から始まる熊野古道伊勢路の魅力を発信
- ・ 地域の企業と大学生マッチング支援事業（32名参加）

大学生を対象に地域資源を活用して尾鷲市・紀北町で操業する企業の見学会を実施

- ②市町と連携して三大都市圏における移住相談会等の開催やメールマガジンの配信、ホームページの充実等、効果的な情報発信を行うとともに、移住者を交えたワークショップの開催等により市町の受入体制の充実に向けた取組を推進（相談会等9回開催、98組152名来場）
- ③市町、大学と連携した集落機能を維持するための取組を、平成25年度から実施している南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つの地域に加えて、鳥羽市において実施
- ④学生や市町関係者をはじめとするサポート人材のスキルアップや発表の場づくり等、地域づくりのための人づくりを推進（2講座、計31名参加）
- ⑤地域資源を活用して新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援（新たに1事業者）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

①協議会において、基金を活用した事業の検討・協議を行うとともに、集落機能を維持するための取組の進捗状況等について情報共有を図りながら、課題の解決や活性化に向けた取組を進めました。引き続き市町や地域活性化局との連携を密にし、各種取組の着実な進捗を図るとともに、全国的に

人口減少社会の到来に対する危機感が広がる中、働く場の確保や定住の促進に向けてより一層の取組を進めていく必要があります。なお、基金を活用した複数市町による取組は次のとおりです。

・ 第一次産業の担い手確保対策事業

三大都市圏や県内で開催された就農フェア等に出展（計6回）したところ、計22名から相談を受け、そのうち8名が現地の体験会等に参加。

・ 移住交流推進事業

合同で田舎暮らし体験ツアーの参加者募集パンフレットを作成し、それぞれの市町（大紀町：7組20名参加、紀北町：2回で10組12名参加、熊野市：3組3名参加）でツアーを実施。

・ 幹線道路を活用した誘客促進事業

サニーロードに係る取組（玉城町、度会町、南伊勢町）では、クーポンやスタンプラリーを盛り込んだマップの作成など、沿線の魅力発信を行うとともに、合同物産市「サニー市」を各町で開催。R42号に係る取組（大台町、大紀町、紀北町）では、ブランド力を生かした3町合同総合観光情報冊子を作成するとともにFMラジオにより地域のイベント情報等を発信。

・ 子どもの地域学習推進事業

七保小学校（大紀町）（7回実施）と宮川小学校（大台町）（6回実施）でNPOアサザ基金により地域への愛着を育む授業を実施。また、昴学園高等学校（大台町）（5回実施）、南伊勢高等学校（南伊勢町）（2回実施）および尾鷲高等学校（尾鷲市）（2回実施）において、地域の次代を担う人材を育成するカリキュラムを実施。

・ 企業立地セミナー開催事業

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携して、2月に大阪で企業誘致を目的としたセミナーを開催（139名参加）。地域の操業環境や生活環境をPRするとともに、企業とのネットワークを構築。

・ 出逢い・結婚支援事業（旧：婚活支援事業）

大台町（2回で67名参加、カップリング実施せず）、玉城町（80名参加、8組成立）、熊野市（59名参加、4組成立）、紀宝町（48名参加、11組成立）で婚活イベントを開催。また、出逢い・結婚支援に取り組む関係市町と情報共有等を目的に担当者会議を3回開催。

・ 熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーン事業

平成26年度版ガイドブックを作成するとともに10周年のキャッチコピーやロゴマークを効果的に活用し、ショッピングモールや三重テラス、高速道路のSA・PA等で情報発信。

・ 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業

デザインを統一したのぼり旗を市町毎に作成し、熊野古道伊勢路沿いに設置。各市町持ち回りで熊野古道伊勢路に関するフォーラムやウォーキング等のリレーイベント等を開催。

・ 地域の企業と大学生マッチング支援事業

三重大学や立命館大学の学生32名が2月に尾鷲市と紀北町を訪れ、企業見学等を実施。

②移住希望者向けパンフレットをリニューアルするとともに、市町における空き家バンクの状況や三重の田舎暮らし情報をホームページやメールマガジン（毎月配信）により発信しました。また、三大都市圏での移住相談会や移住セミナーの開催、全国規模のイベントである「ふるさと回帰フェア」などへの出展を行いました（計9回、98組152名来場）。さらに、移住希望者へのサポートの充実やさらなる情報発信に向けて、移住者、受け入れ側、市町職員等関係者のネットワークづくりを目的として3月に「ええとこやんか三重 移住者交流会」を開催しました（43名参加）。移住の促進に向けて、市町と連携しながらこれまでの取組をさらに進展させ、移住ニーズの的確な把握と、それに対応する効果的な情報の提供・発信を行っていく必要があります。

- ③集落機能を維持するための取組については、三重大学と連携して南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つの地域で住民と大学生の話し合いを経て、住民が主体となった取組を進めています。四日市大学と連携して取り組んでいる鳥羽市では、地域で合宿を行い、フィールドワークや住民との話し合いを実施しました。3月にはこれらの取組に関して、関係者同士による学び合いと交流を目的に、成果発表の場として「地域づくりイキイキフォーラム in みえ～持ち寄り、つながり、考えよう！地域づくりと人づくり～」を開催しました（110名参加）。これまでの取組の成果を共有しながら、さらなる集落の維持・活性化につなげていく必要があります。
- ④市町の若手・中堅職員が地域づくりに対して意欲的に取り組むきっかけとするため、三重大学と連携して「南部未来塾」を計6回開催し、最終回では成果報告として、20年後の南部地域をテーマに発表を行いました（17名参加）。また、市町担当者等地域づくりをサポートする人材のスキルアップを図るため「ディスカッションリーダー養成講座」を計7回開催しました（14名参加）。あわせて、これら講座等への参加者同士のネットワークづくりも促進しました。住民が主体となった地域づくりの取組を進めるため、引き続きそれらに携わるサポート人材の育成が必要です。
- ⑤地域資源を活用した事業への支援については、昨年度から継続の事業者に加えて新規雇用を伴う事業を行う1事業者を採択し、計3名の雇用創出につながっています。採択した事業の円滑な進捗と拡大に向けて、関連施策の情報提供等、事業者に対し継続的な支援を行う必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 小野 美治 電話：059-224-2192】

- ①市町間の一体感を高める効果的な取組に対して、引き続き基金を活用して支援を行うとともに、より事業効果を高めるための助言や協力を積極的に行っていきます。あわせて、協議会等の場において関係市町と各種取組に関する情報共有や意見交換を行うことで、「地域」が主体となった活性化に向けた市町連携等による仕組みをより強固なものにしていきます。また、基金については、条例の附帯決議に基づき平成28年度以降の在り方について検討を行います。
- ②都市部に住む若者の田舎暮らしへのニーズが高まっていることから、引き続き関係市町と連携し、受入体制の充実、移住関係者のネットワークづくりに取り組むとともに、東京に開設する「ええとこやんか三重 移住相談センター」を活用し、南部地域への移住を促進します。
- ③集落機能を維持するための取組については、平成26年度から開始している鳥羽市での取組を継続します。また、引き続き大学と連携し、各町主体の取組に移行する南伊勢町、御浜町、紀宝町や地域おこし協力隊の活用など地域の実情に応じて主体的に取り組む市町を支援します。さらに、サポート人材のスキルアップと集落支援の取組の拡大に向けて、関係者による情報共有や学び合い、成果発表の場づくりや交流の場づくりに取り組めます。
- ④住民の合意形成を図る必要がある市町職員や地域に入って活性化に取り組む地域おこし協力隊など住民の主体的な取組をサポートする人材が不可欠であり、その育成について継続的に取り組んでいく必要があることから、「ディスカッションリーダー養成講座」など人づくりの取組を引き続き進めます。
- ⑤地域資源を活用した事業への支援については、平成26年度採択分を継続して支援することにより事業展開や事業拡大を促進し、雇用の場の確保につなげます。
- ⑥地域において農林水産業や観光業等で活躍する若者を取り上げるなど、生き生きと働く人々に焦点を当て、南部地域における多様なライフスタイルを発信するとともに、交流の場づくりを行うことで、若者の南部地域への関心を高めます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

県民の皆さんとめざす姿

東紀州地域は多様で豊かな自然や歴史風土の中で、豊かでゆとりある暮らしが実現できる地域です。地域の人びとだけでなく都市部の人びとにとっても魅力的な地域をめざし、地域のさまざまな主体が連携し、地域の自然や歴史とともに生きる暮らしを大切にしながら、地域経済が活性化され、地域社会が健全に維持されています。

平成 27 年度末での到達目標

台風 12 号等の災害復興が進み、これまでの熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興、まちづくりの取組を一層進めることにより、個性豊かな地域づくりが行われ、地域の人びとが誇りを持った魅力的な地域となることで、集客交流人口が増加するとともに、地域製品の販路拡大や商品開発等の促進が図られています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともにほぼ目標値を達成し、特に熊野古道の来訪者数は初めて 40 万人を超えるなど、紀伊半島大水害からの観光面での復興も進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
東紀州地域に係る 1 人あたりの観光消費額	/	25,853 円	26,629 円	27,428 円	0.96	28,936 円
	25,100 円	25,956 円	26,333 円	26,351 円		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	東紀州地域において観光客が消費する 1 人あたりの平均利用額
27 年度目標値の考え方	滞在型・体験型観光を進めることで宿泊日数の増加を図ることなどにより、平成 27 年度に現状値（平成 22 年度）の 5% 増をめざすこととして目標を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25201 地域の自立に向けた環境整備（地域連携部南部地域活性化局）	公社がまちづくり等に対し参画した件数（累計）	/	9 件	10 件	11 件	1.00	11 件
		8 件	9 件	10 件	11 件		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25202 地域資源を生かした集客交流（地域連携部南部地域活性化局）	熊野古道の来訪者数		285千人	320千人	360千人	1.00	390千人
		250千人	274千人	308千人	429千人		
25203 地域資源を生かした産業振興（地域連携部南部地域活性化局）	地域内で開発された新商品数（累計）		51件	54件	57件	1.00	59件
		48件	51件	54件	57件		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	504	410	422	430	428
概算人件費		126	138	142	
（配置人員）		（14人）	（15人）	（16人）	

平成26年度の取組概要

- ①紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興などの取組の推進
- ②熊野古道センターでの地域と連携した企画展や交流イベント等の開催による情報収集、情報発信、集客交流の機能の充実および紀南中核的交流施設での魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等の開催による集客交流機能の充実
 - ・熊野古道センター来館者数：117,924人（対前年度比9.0%増）
 - ・紀南中核的交流施設宿泊者数：14,001人（対前年度比9.1%増）
- ③地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社が実施する観光振興、産業振興などの取組への支援
- ④平成26年7月に熊野古道世界遺産登録10周年を迎えたことから、熊野古道伊勢路の積極的な情報発信と、市町、地域と一体となった新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業の実施および古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりの実施

【主な取組状況】

 - ・オープニングイベント（参加者：3,104人）
 - ・幸結びの路フェスタ等（参加者：1,250人）
 - ・熊野古道伊勢路踏破ウォーク（参加者：延べ1,212人）
 - ・熊野古道サポーターズクラブ（3月31日現在 会員数787名）
 - ・熊野古道セミナー（参加者：延べ168人）
- ⑤木質バイオマスを安定的に供給できる体制づくりのため、木質チップ原料の供給事業者への高性能林業機械等の導入支援

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成26年熊野古道来訪者数(39.0%増)が過去最高を記録したほか、熊野古道語り部案内人数(59.5%増)や熊野古道センターにおける来館者数(9.0%増)、紀南中核的交流施設における宿泊者数(9.1%増)が対前年同期比を上回るなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んだと考えられ

ます。引き続き地域や関係機関と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性の向上に取り組み、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。

- ②熊野古道センターでは、東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベントを開催しました。紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プランを展開しました。引き続き魅力的な企画等を実施することで、さらなる集客交流を図るよう支援していく必要があります。
- ③東紀州地域振興公社では、三重県フェアなど県外での観光展や物産展への出展、ホームページやガイドブック等による熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。東紀州地域へのより一層の誘客を図るため、引き続き、熊野古道伊勢路を中心とした情報発信等を行っていく必要があります。
- ④世界遺産登録 10 周年事業の取組により、熊野古道への注目度が高まり、熊野古道来訪者が増加しました。引き続き、効果的な事業を実施するとともに、この賑わいを次の 10 年につなげ、地域の活性化を図る必要があります。

なお、10 周年事業の主な取組状況は以下のとおりです。

- ・世界遺産登録 10 周年を記念して、記念式典や食の幸フェスタなどオープニングイベント（7 月 参加者：記念式典等 904 人、食の幸フェスタ 2,200 人）、幸結びの路フェスタ等（12 月 参加者：1,250 人）を実施しました。
 - ・「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」を実施し、地域での歴史、文化の紹介やもてなしにより熊野古道伊勢路への関心や理解を高めました。（6 月～11 月 全 14 回 参加者：延べ 1,212 人）
 - ・熊野古道伊勢路の知名度向上のため、よしもと三重県住みます芸人のカツラギが伊勢から熊野への約 170km を踏破するキャラバンを 6 月に実施し、その様子を動画等で配信することで多くの人々の関心を高めました。
 - ・熊野古道を守り伝えていくために、保全活動等に参加する人材の掘り起こしにつなげる「熊野古道サポーターズクラブ」を 5 月に立ち上げ、会員向けのメールマガジン等による情報発信、保全体験活動を行いました。（3 月 31 日現在 会員数 787 名、うち東紀州地域外の会員数 690 名、保全体験活動 全 3 回 参加会員：延べ 14 人）
 - ・熊野古道の情報を発信するため、三重テラスにおいて、奈良県、和歌山県と連携して熊野古道セミナーを開催しました。（5 月～7 月 全 3 回 参加者：延べ 168 人）
 - ・三重県、奈良県、和歌山県の三県が連携して取り組んでいる「吉野・高野・熊野の国」事業において、首都圏及び東海圏の各種メディア及び旅行会社等を対象に「紀伊山地の霊場と参詣道」世界遺産登録 10 周年記念フォーラムを実施しました。（参加者：東京 150 人、名古屋 100 人）
 - ・関係部局において、企画展、周遊ラリー、トークセミナー等の熊野古道世界遺産登録 10 周年記念事業を実施しました。（参加者：延べ 56,039 人）
- ⑤木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向け、「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」に対する高性能林業機械等のリース費用や新規雇用への支援を行いました。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【地域連携部南部地域活性化局 次長 小野 美治 電話：059-224-2192】

- ①紀伊半島大水害からの復興をより確実なものとするため、引き続き関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興等の取組を進めます。

- ②熊野古道センターでは、古道をはじめとする地域資源の魅力を発信する企画展、交流イベントや体験教室等を展開することにより、情報発信、集客交流の拡大を図ります。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流機能の充実を支援していきます。
- ③東紀州地域振興公社が引き続き地域振興の取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、観光振興、産業振興および次の10年に向けた熊野古道の保全と活用を一層促進します。
- ④熊野古道世界遺産登録10周年による賑わいを継続し、次の10年につなげていくために、平成26年度に改定した熊野古道アクションプログラム*を踏まえ、おもてなしの向上など地域が主体となった受入態勢の充実、伊勢から熊野までを結ぶ環境整備の推進、大都市圏等への継続的な情報発信などによる誘客促進に取り組むとともに、魅力ある地域資源を生かした仕掛けづくりにより、来訪者の周遊性、滞在性を向上させることで交流人口の拡大と東紀州地域観光利用券の取組等による地域内での消費喚起を図り地域経済の活性化につなげます。
- また、古道の保全や伝承に携わる担い手育成につなげるため、「熊野古道サポーターズクラブ」の取組を推進し、熊野古道を守り、その価値を次世代に伝えていく活動への支援体制を強化します。
- ⑤県内の木質バイオマス発電施設の安定的な稼働に向けて、引き続き地域林業活性化協議会等と連携し、高性能林業機械等のリース経費や新規雇用に支援するほか、地理的に不利な東紀州地域から安定的に木質バイオマス原料を供給するため、供給協定に基づく木質チップ原料の運搬経費に支援します。

*「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

地域住民、企業、NPO等のさまざまな主体が、「アクティブ・シチズン」として自主的・主体的に地域づくり活動を行うことで、人と人、人と地域、人と自然の絆を深め、特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくりが進められています。

平成 27 年度末での到達目標

県内各地で、地域づくりの担い手育成が進み、自主的・主体的に地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんによる、特色ある地域資源を生かして地域の魅力や価値を向上させる活動が展開されるとともに、地域内外や分野を問わず交流・連携の輪が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成しましたが、活動指標において目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
地域の活動などに参加している住民の割合	/	34.6%	36.0%	40.0%	1.00	40.0%
	33.6%	33.8%	46.4%	48.2%		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	e-モニターを活用した調査で、地域の活動への参加状況について、「積極的に参加している」、「お付き合いで参加している」と答えた人の割合					
27 年度目標値の考え方	今後 3 年間（平成 26 年度まで）のパートナーグループ増加をもとに、住民への活動の広がりを 3%増と見込み、さらに「美し国おこし・三重」の取組は、取組の最終年に向けて、さらなる広がりが見込まれることから、より高い目標設定を行うこととし、平成 27 年度の目標値を 6.4%増の 40.0%と設定しました。 なお、本事業は平成 26 年度をもって終了しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25301 「地域での美し国おこし」の推進 (地域連携部)	パートナーグループ登録数(累計)	/	700 グループ	900 グループ	1,000 グループ	0.19	1,000 グループ
		342 グループ	513 グループ	681 グループ	743 グループ		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25302 イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開（地域連携部）	パートナーグループネットワーク構築数（累計）		2,100	2,700	3,000	1.00	3,000
		388	1,455	2,549	4,372		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	178	161	157	150	—
概算人件費		126	129	133	
（配置人員）		（14人）	（14人）	（15人）	

平成26年度の取組概要

- ①座談会や説明会等を市町と調整のうえ平成26年度は537回、取組の開始以降3,840回開催
- ②パートナーグループに、67グループが新たに登録、最終743グループが登録
- ③専門家派遣を、26件（延べ71回（日））実施
- ④パートナーグループによる地域づくりを進めるため必要な初期投資にかかる経費を対象に、パートナーグループに対して4件、市町が参画する実行委員会に対して1件、計5件、市町と合わせて約376万円（うち実行委員会負担約209万円）の財政的支援を実施
- ⑤パートナーグループをはじめ地域づくりに取り組むグループ間の交流・連携の輪を広げ、その後の活動の活性化につなげていくための「ご縁づくり交流会」を37か所で開催し、6,664人が参加
- ⑥「縁博みえ2014」を4月～11月に実施。パートナーグループ等が実施する「縁博イベント」や県・市町・企業等が実施する「縁博パートナーシップイベント」など、1,200を超える集客・交流イベントが、地域づくりの博覧会として県内各地で展開
- ⑦「『三重県民大縁会』～縁ジョイ！みえの地域づくり～」を11月に開催し、約22,450人の参加・来場者数を記録
- ⑧「第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会」を、市町や地域づくり団体等と連携し、11月に実施。県内外の1千人を超える地域づくりの実践者が、県内各地で交流を深めるとともに、三重県の地域づくりの成果を全国に発信
- ⑨県民力拡大プロジェクトについて、県内外からの注目を喚起し、県内外の皆さんの参加・参画につなげていくため、「縁博みえ2014」オープニングイベントによる情報発信やPRキャラバン隊による情報発信、「縁博みえ2014」ガイドブックの発行、「ご縁ウォーク」の情報発信及びゴールウォークの実施、「縁博みえ2014」フォト・ムービーコンテストなど、さまざまな情報発信を実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①パートナーグループに、743 のグループ・団体が登録し、これらの活動分野は、防災、福祉、教育、環境、まちづくり等、さまざまな分野へと拡がりをみせ、さらには、複数のグループ・団体が連携した取組事例も増えるなど、パートナーグループによる地域を元気にしようとする自主的・主体的な地域づくりの機運も着実に向上しました。また、パートナーグループによるものづくりやイベントの開催、地域コミュニティの再生等、さまざまな主体と連携した取組が展開されることで、パートナーグループの活動が、地域での高齢者の生きがいづくり、障がい者の自立支援、人と人との交流促進といった身近な暮らしの充実にもつながりました。
- ②4月から11月に実施した地域づくりの博覧会「縁博みえ2014」^{えんぱく}では、パートナーグループ等が実施する1,200を超えるイベントが県内各地で行われ、地域内外や分野を超えた交流・連携が図られました。11月に開催した「三重県民大縁会」^{だいえんかい}では、139のパートナーグループによる出展や発表が実施され、参加・来場者数は2万2千人を超えるなど、県民の皆さんとパートナーグループの方々との交流・連携を深めることができました。また、同月に開催した「第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会」では、1千人を超える県内外からの参加者が県内各地で交流を深めるとともに、三重県の地域づくりの成果を全国へ発信しました。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

施策 254

農山漁村の振興

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画する中で、農山漁村地域で新しい経済活動（「いなかビジネス*」）が展開されることにより、就業等の機会が創出されるとともに、地域の有する多面的機能*が次世代に引き継がれる体制が整い、農山漁村地域の持続性が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の交流人口は目標値を下回ったものの、前年度までの減少傾向から増加に転じたこと、基本事業の全ての項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
農山漁村地域の交流人口	/	5,160 千人 (23 年度)	5,230 千人 (24 年度)	5,300 千人 (25 年度)	0.92	5,370 千人 (26 年度)
	5,086 千人 (22 年度)	4,874 千人 (23 年度)	4,800 千人 (24 年度)	4,890 千人 (25 年度)		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数					
27 年度目標値の考え方	農山漁村を振興していくためには地域に関わる人を増やしていく必要があることから、農山漁村地域の交流人口を現状値を起点として過去 4 年間の実績（約 1% / 年の増）の 5 割増しになる毎年度 1.5% ずつ伸ばしていくことをめざして設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25401 安全・安心な農山漁村づくり（農林水産部）	生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）	/	4 集落	8 集落	13 集落	1.00	18 集落
		2 集落	4 集落	8 集落	13 集落		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25402 獣害に つよい農山漁村 づくり（農林水 産部）	野生鳥獣に よる農林水 産被害金額		728 百万円 (23年度)	698 百万円 (24年度)	660 百万円 (25年度)	1.00	600百万 円以下 (26年度)
		751 百万円 (22年度)	821 百万円 (23年度)	701 百万円 (24年度)	629 百万円 (25年度)		
25403 人や産 業が元気な農山 漁村づくり（地 域連携部）	「いなか ビジネス」 の取組数		125件	140件	155件	1.00	170件
		108件	125件	140件	158件		
25404 農業の 多面的機能の維 持増進（農林水 産部）	農村の資源 保全活動対 象集落数		460集落	500集落	500集落	1.00	500集落
		424集落	502集落	510集落	782集落		
25405 水産業 の多面的機能の 維持増進（農林 水産部）	藻場・干潟 等の保全 活動対象 面積		273ha	278ha	284ha	1.00	290ha
		268ha	286ha	288ha	287ha		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,480	3,676	3,477	2,251	4,139
概算人件費		857	800	764	
（配置人員）		（95人）	（87人）	（86人）	

平成26年度の取組概要

- ①農山漁村の生活環境や生産基盤の機能向上に向けた、農道（5地区）、集落道路や用排水路などの地域の総合整備（10地区）、農業集落排水施設（6地区）等の整備の実施
- ②農山漁村の豊かな地域資源を生かした都市との交流等を通じて地域の活性化や就業機会の拡大、所得の向上を図る「いなかビジネス」の創出と質的向上に向けた、交流アドバイザー派遣や農村起業を促進するコーディネーター育成講座（7月24日～年間6回開催）、選択専門研修（おもてなし向上、トレンドセミナー、SNS活用講座など）による取組の質的向上、さまざまな情報媒体を活用した情報発信の実施、優良事例の水平展開を図るための三重県グリーン・ツーリズム*ネットワーク大会（9月11日～12日）やいなかビジネス実践者大会（10月21日開催）の開催
- ③市町、農協等と連携した「地域活性化プラン*」の策定地域の拡大（新規51プラン、累計218プラン）と継続的な実践支援、ビジネス指向の取組へ専門家を派遣し、取組のスタートアップを促す試作・試行等を支援（新規33プラン、累計126プラン）
- ④農業用水を活用した小水力発電*施設の導入に向け、中勢用水地区において実施設計に基づく発電施設の整備に着手、農業用水における発電量の賦存量調査結果をもとに、小水力発電の導入に向けたマスタープランを作成
- ⑤「獣害対策に取り組む集落」づくりに向けた、座談会等による地域住民の意欲の醸成（22集落）と集落リーダーの育成（指導者育成講座6回開催、延べ165名参加）、野生獣の追い払いなど地域ぐるみの活動に対する支援（13市町）と侵入防止柵の計画的な整備の推進（14市町218km（見込み））

- ⑥特定鳥獣保護管理計画*（ニホンザル）に基づく、ニホンザルの群れの加害レベルに応じた、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備の推進と産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発
- ⑦地域の捕獲力の強化に向けた、「獣害対策カルテ」の活用による、共同捕獲隊や集落捕獲隊などの捕獲体制の整備に対する新たな支援（3市町）及び捕獲後の処分体制の構築等の支援に向けた焼却施設や減量化施設の他県の活用状況調査と現地実証（1箇所）の実施
- ⑧安全で高品質な県産の鹿肉や猪肉の安定的な供給を図るため、「『みえジビエ*』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を推進
- ⑨安全性や品質が確保された県産の鹿肉や猪肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度*」の普及、業種を越えた事業者による意見交換や情報共有、商品の開発等による需要拡大などを目的とする「みえジビエ協議会（仮称）」設立の検討
- ⑩農地・農業用施設等の保全活動の取組拡大に向け今年度スタートした「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の普及を図る説明会を開催（説明会開催53回、参加者約2,600人）、保全活動の地域コミュニティ活動としての定着に向け、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体の参画を促進
- ⑪中山間地域等の農地の耕作放棄の防止に向けた農業生産活動における経費負担を軽減するための直接支払いの実施や、地域の広域連携による営農のサポート体制の構築に向けた事例報告会の開催（参加者約80人）
- ⑫水産業の多面的機能の発揮に向けた地域や企業が主体となった藻場・干潟等の保全・再生活動への支援や民間主導により活動が持続的に発展していきける体制の構築のための取組の実施
- ⑬子ども達が農山漁村を体験するために必要な環境整備を行う団体等に対する支援として、体制整備交付金の交付（7組織）、意見交換会（4月17日）、体験指導者養成講座（9月30日～10月3日、2月25日～26日）、安全管理講習会（6月26日）などの実施
- ⑭農山漁村地域の活性化に向けた、企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出支援として、リーフレット（2,000部）作成・配布や企業訪問（県内15社）などの実施

平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①農業の生産性向上や農村地域の利便性・快適性向上を図るため、農道（5地区）、農業用排水路などの地域の総合整備（10地区）、農業集落排水施設の整備（6地区）を進めています。引き続き、関係機関・地元との連携・調整に努め、計画的に事業を進めるとともに、農業集落排水施設については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら整備を進める必要があります。
- ②「いなかビジネス」に取り組む団体は18団体増加し158団体になるとともに、三重の里ファン倶楽部会員数は585名増加し、7,057名となりました。専門研修の実施により、取組団体の集客力向上を支援するとともに、いなかビジネス実践者大会等を開催し、実践者間等の連携を図りました。「いなかビジネス」のさらなる拡大と集客力向上に向け、活動支援とともに、取組団体のスキル向上、企業等と連携した情報発信、大都市圏等でのPRなどが必要です。また、今後、農山漁村地域においては高齢化及び人口減少が進んでいくため、移住者や地域外のコーディネーターと住民を結び、地域資源を活用した若者の定住や雇用につながるビジネスを創出する必要があります。さらに、本県が誇る豊かな自然の活用により交流を促進し、定住につなげていくことが必要です。
- ③「地域活性化プラン」については、前年度までの167プランに加え、新たに51プラン（累計218プラン）が策定されました。このうち、33プラン（累計126プラン）について、専門家を派遣しビジネス展開に向けた試作、試行等の初期的な取組への支援を開始したほか、新たに創出された商品等の改良、販路拡大などの実践取組を支援しています。策定地域をさらに拡大するとともに、雇用創

出力のある本格的なビジネスにつなげるため、地域資源を生かした事業展開を行う専門人材の育成や、食品産業事業者等との連携促進に取り組む必要があります。

- ④農業用水を活用した小水力発電施設の導入に向け、中勢用水地区において発電施設の整備に着手しました。これまでに実施した賦存量調査の結果等を基に、小水力発電に関するマスタープランを作成するとともに、引き続き、小水力発電等の導入に向けた普及啓発に取り組む必要があります。
- ⑤地域の獣害対策を担う人材の育成を行うため、集落座談会や指導者育成講座の開催などに取り組んだ結果、獣害対策に取り組む集落が新たに 22 集落増え累計 273 集落となりました。侵入防止柵については、新たに 14 市町で 218km（見込み）が整備され、整備実績は累計 22 市町 2,036km（見込み）となりました。県内では、依然として 800 以上の集落で被害が発生しており、獣害対策に取り組む集落を拡大していく必要があります。また、市町や生産者等から、集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援や侵入防止柵の設置に向けた要望は依然多く、今後も計画的な支援が必要です。
- ⑥本県のニホンザルの農業被害金額は全国でも上位であり、特に深刻であることから、適正な捕獲を促進していくため、民間企業と連携して開発したニホンザルの大量捕獲技術（まる三重ホカクン＋大量捕獲わな）の普及に取り組み、導入実績は 4 市町で 4 件となりました。今後、この大量捕獲技術をさらに普及させるとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。
- ⑦地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業や県事業を活用して、市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化を支援しました。また、捕獲後の処分体制の構築に向け、他県で導入されている焼却施設や微生物等を活用した減量化施設を調査し、有望と判断した減量化装置の現地実証に取り組みました。今後、捕獲後の処分体制については、市町の捕獲等の状況に応じて効果的な処分方法を検討し普及していく必要があります。また、より効果が期待できる捕獲実施場所の選定や持続可能な捕獲体制の整備、各種補助事業の活用などを盛り込んだ「捕獲促進プラン」の作成を市町等に促しました。今後も、「獣害対策カルテ」などを活用し、市町の「捕獲促進プラン」の作成を支援していく必要があります。
- ⑧県産の鹿肉や猪肉の利活用を促進するため、飲食店、流通事業者等を対象に「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に関する説明を行ったほか、生産された「みえジビエ」における食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を行いました。「みえジビエ」の普及に向け、安全性や品質の確保をさらに進めることが必要です。
- ⑨安全性や品質が確保された県産の鹿肉や猪肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度」について、5月に第1号の事業者を登録し、平成26年度末までに25事業者44施設を登録しました。今後、さらに「みえジビエ」の安全性や品質の確保を進めるとともに、「みえジビエ登録制度」に基づく登録事業者を増やし、「みえジビエ」の消費拡大を進める必要があります。
- ⑩農地・農業用施設・景観の保全活動の取組を拡大させるため、これまでの「農地・水保全管理支払」を拡充して、平成26年度に新しく創設された「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」の普及啓発を図る説明会の開催等に取り組んできたところ、取組組織は229組織増加し546組織に、取組面積は7,321ha増加し24,328haとなりました。取組が、学校や自治会、NPOなどさまざまな主体が参加する保全活動として持続的に発展していくよう、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりを進め、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ⑪中山間地域等における農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払制度」を通じ、230集落1,697haの農地において、耕作の継続により多面的機能の維持が図られています。平成27年度から第四期対策がスタートし、超急傾斜地及び広域の集落協定を対象に加算措置が拡充されたことから、制度の周知を図るとともに、高齢化の進んだ条件不利地域において、将来にわたって営農が継続で

きる体制を整備する必要があります。

- ⑫水産業の多面的機能の維持増進に向け、15市町の33組織（沿海25、内水面8）が藻場・干潟の保全や、内水面域の環境保全などの活動に取り組みました。8月に県内3箇所、2月に県内1箇所で開催し、組織間の情報共有や交流を促進するとともに、他県の優良事例や技術水準の向上に係る情報提供を行いました。得られた情報を活用することで、取組内容の充実を図るとともに、各活動組織が継続的かつ発展的に取組を推進できるよう地域の活動として定着させていく必要があります。
- ⑬子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進するため、受入地域の意見交換会や、受入体制整備に必要な経費に対する助成、安全管理講習会、体験指導者育成研修の開催などにより、受入体制の整備を進めました。現在、11組織で取組を進めており、今後、受入の拡大に向け、学校関係者等へ広くPRしていく必要があります。
- ⑭農山漁村地域の活性化に向けた、企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出をめざして、リーフレットの配布、ホームページを通じた情報発信や県内取組事例の紹介、個別企業を訪問しての直接提案などに取り組んだところ、企業と農山漁村が連携した活動を行う地域が6地域まで増えました。今後、フォーラムの開催や個別企業の訪問、各種媒体などを通じた情報発信のほか、農山漁村側の受入を進めるコーディネーター人材の育成を強化し、取組事例の拡大を図っていく必要があります。

平成27年度の改善のポイントと取組方向 【農林水産部 次長 福岡 重栄 059-224-2501】

- ①農業の生産性向上や農村地域の利便性・快適性向上を図るため、関係機関・地元との連携・調整に努め、生産基盤や生活環境の整備を進めます。平成27年度に事業完了を予定している農道1地区、総合整備2地区、農業集落排水施設4地区について、着実に事業を推進します。また、農業農村整備を着実に進めていくため、中長期的な指針として、「三重県農業農村整備計画（仮称）」を策定します。
- ②人口減少下にある農山漁村において、地域資源の活用による新たな雇用の創出と移住の促進につなげるため、各地域の課題に応じ、総合的に支援を展開するプロジェクトのあり方について検討を進めるほか、「ええとこやんか三重 移住相談センター」との連携により、本県の農山漁村の魅力発信や起業講座の開催に取り組めます。また、農山漁村における多様な取組の活性化を図るため、いなかビジネス取組団体やコーディネーターをネットワーク化、グループ化しノウハウや優良事例の水平展開を図るとともに、集客力の向上に向け、企業等と連携した情報発信や大都市圏へのPRの強化などに取り組めます。
- ③本県の豊かな自然を生かした交流の促進に向け、意見交換などを通じて地域で活動する団体・施設や市町等との連携を強化します。また、教育やアウトドアに関連する事業者のノウハウなどを活用して、県内の「自然体験プログラム」をより魅力的なものにブラッシュアップするとともに、アウトドアに関連する情報誌やイベント等を活用して県内外へ積極的に情報発信していきます。
- ④「地域活性化プラン」については、農業者の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に取り組めます。また、販路開拓等へ向けて、展示・商談会等への参加促進や、6次産業化事業等の活用誘導など、ビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、就業機会を創出する本格的なビジネス化をめざして、農山漁村における新規ビジネス創出人材の育成や、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくりなどを積極的に支援します。
- ⑤中勢用水地区において、平成27年度末の発電開始に向け、発電施設の整備を進めます。また、小水力発電に関するマスタープランを基に、農業用水施設等を活用した小水力発電等の導入に向けた普及啓発に取り組めます。

- ⑥ 獣害対策に取り組む集落を拡大するため、引き続き、集落の実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の機運の醸成や集落リーダーの育成に取り組むとともに、侵入防止柵の計画的な整備を促進します。
- ⑦ ニホンザルの対策に早急に取り組むため、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき、集落が実施する総合的なサル対策活動を支援するとともに、ニホンザルに効果の高い多獣種に対応する侵入防止柵やニホンザルの接近情報に基づく追い払い対策の普及、これまでに開発した大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などにより被害を減少させます。また、GPS機器*を用いた正確な位置情報の把握による防除技術や超大型捕獲おりによる多頭群の効率的な捕獲技術の開発・実証に取り組み、被害の減少につなげます。
- ⑧ 市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化の支援を継続するとともに、野生鳥獣の捕獲位置や頭数、被害状況などをGIS*で一元的に表示する「獣害情報マップ」を作成します。また、このマップを活用して市町の「捕獲促進プラン」作成等を支援することにより、地域捕獲力のさらなる強化に取り組めます。さらに、捕獲後の処分体制について、市町や企業等と連携して行った現地実証の結果も踏まえ、効果的な技術の確立と普及につなげていきます。
- ⑨ 安全で高品質な「みえジビエ」の安定的な供給を図るため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設の整備等を引き続き推進します。
- ⑩ 安全性や品質が確保された県産の鹿肉や猪肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及啓発を行い、登録事業者を増やすとともに、ビジネス展開を視野にいたした「みえジビエ推進協議会（仮称）」の設立に対する支援に取り組むことなどにより、「みえジビエ」の利用拡大につなげていきます。
- ⑪ 平成27年度から、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」が法律に基づいた安定的な制度となることから、引き続き、取組の拡大を推進するとともに、これらの活動を地域の子どもたちや若者が参加する地域コミュニティ活動として定着させていくため、学校や自治会、NPOなどへの積極的な働きかけを通じてさまざまな主体の参画を促進します。
- ⑫ 「中山間地域等直接支払制度」については、第四期対策に円滑に移行できるよう、市町や集落等への制度の周知を徹底するとともに、営農の維持が困難な集落については、拡充された加算措置の活用促進や農地中間管理事業などとの連携により、将来にわたって営農が可能な体制の整備に取り組めます。
- ⑬ 水産業の多面的機能の維持増進につながる取組を進展させるため、引き続き、研修会や成果報告会を通じ、活動組織間の情報共有や交流を促進します。また、活動組織に対し、取組のレベルアップに向けた情報提供や助言を行うとともに、藻場造成などハード事業との連携を図ることで、活動内容の充実につなげていきます。
- ⑭ 子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進するため、グリーン・ツーリズムインストラクターの養成、農林漁業体験民宿の開業支援及び学校等へのPRに積極的に取り組めます。
- ⑮ 農山漁村地域の活性化に向けた、企業と農山漁村の双方にメリットがある交流・協働活動の創出をめざして、イベントやリーフレット、ホームページなどを通じた情報発信のほか、個別企業訪問により働きかけを強化するとともに、農山漁村側の受入コーディネート人材の育成を進め、県内での連携活動事例の拡大につなげていきます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 255

市町との連携による地域活性化

【主担当部局：地域連携部】

県民の皆さんとめざす姿

県と市町が連携した魅力と活力ある地域づくりの推進に向けた取組により、さまざまな地域課題が解決されて、県内各地域での活性化が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県と市町の連携が一層強化されることにより、各地域の特性に応じた地域資源の活用や地域課題の解決が図られるなどの成果があらわれ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については目標を達成することができましたが、活動指標四つのうち一つが目標を達成できなかったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数（累計）	/	36 取組	58 取組	76 取組	1.00	90 取組
	21 取組	40 取組	58 取組	77 取組		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において特定の地域課題を解決するために検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数
27 年度目標値の考え方	平成 23 年度からの 5 年間に於いて、各地域防災総合事務所および地域活性化局（9 か所）が検討会議において毎年 2 項目の成果を得ることを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25501 市町との連携・協働による地域づくり（地域連携部）	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数（累計）	/	18 件	27 件	36 件	0.75	45 件
		9 件	17 件	24 件	33 件		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
25502 過疎・離島・半島地域の振興（地域連携部南部地域活性化局）	三重県過疎地域自立促進計画の進捗率		36.0% (23年度)	52.0% (24年度)	68.0% (25年度)	1.00	84.0% (26年度)
		19.8% (22年度)	41.2% (23年度)	61.8% (24年度)	80.5% (25年度)		
25503 特定地域の活性化（地域連携部）	特定地域の利用率		31.7%	41.2%	42.3%	1.00	42.3%
		31.5%	32.8%	54.9%	65.6%		
25504 宮川流域圏づくりの推進（地域連携部）	宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数		65 団体	69 団体	77 団体	1.00	77 団体
		61 団体	68 団体	73 団体	85 団体		

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,061	921	995	1,055	1,641
概算人件費		270	221	240	
（配置人員）		（30 人）	（24 人）	（27 人）	

平成 26 年度の取組概要

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりを支援（市町等が地域課題の解決に取り組むために「地域づくり支援補助金」を活用した件数：9 件）
- ②「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の着実な進捗、過疎地域活性化の取組の支援、離島航路事業の支援（地域活性化支援事業費補助金：5 市町へ計 6,919 千円を交付）
- ③木曾岬干拓地における「わんぱく原っぱ」未供用部分の造成工事の実施、メガソーラー*設置運営事業者の事業進捗に伴う諸調整、及び「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」による土地利用計画の策定（調整会議開催 1 回、協議会開催 1 回）
- ④平成 25 年 10 月に大仏山地域土地利用検討協議会で合意し、策定した「大仏山土地利用構想」に基づく土地利用の具体化に向けた取組（散策路等の測量・設計）（調整会議開催 1 回）
- ⑤宮川流域ルネッサンス協議会に多様な主体の一員として参画して、地域資源を生かした地域づくりの取組を推進（宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数 85 団体）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」地域会議（1 対 1 対談、調整会議、検討会議）を合計 125 回開催しました。また、地域づくり支援補助金を活用して、市町等が取り組む地域づくりを支援しました。（地域づくり支援補助金の活用件数：9 件）引き続き、地域課題解決のための連携を強化する必要があります。

- ②主に南部地域の市町への移住を促進する取組として、三大都市圏での移住相談会や移住セミナーの開催、全国規模のイベントである「ふるさと回帰フェア」などへの出展を行うとともに、ホームページやメールマガジンによる情報発信に取り組みました。3月には、移住者、受け入れ側、市町職員等関係者のネットワークづくりを目的として「ええとこやんか三重 移住者相談会」を開催しました。移住の促進に向けて、市町と連携しながらこれまでの取組をさらに進展させていく必要があります。
- ③「三重県過疎地域自立促進計画」及び「三重県離島振興計画」の着実な進捗を図るとともに、地域活性化の取組や離島航路の維持を支援するため、地域活性化支援事業費補助金、離島航路整備事業補助金を交付しました。
- 本県で「全国過疎問題シンポジウム」を10月に開催しました。
- 平成26年度過疎地域自立活性化優良事列表彰団体に、県内から鳥羽市の団体が総務大臣賞に、尾鷲市の団体が全国過疎地域自立促進連盟会長賞に、それぞれ選ばれました。
- 半島振興法の延長・充実に向けて、半島関係道府県と連携して提言・要望活動を行い、平成27年3月に改正法案が可決されるとともに、新たに半島振興広域連携促進事業が創設されました。
- ④木曾岬干拓地について、わんぱく原っぱ（第2期）の供用に向けた造成工事が3月末に完了し、新エネルギーランドにおいては平成27年2月3日にメガソーラー事業の竣工式が行われました。また、干拓地全体の土地利用については、平成27年3月に土地利用検討協議会を通じて、土地利用計画を策定しました。今後は、都市的土地利用の具体化に向けて、事業手法や事業の実現性の検証等について引き続き調査を行い、検討していく必要があります。
- ⑤大仏山地域について、土地利用構想に基づき散策路等の基盤整備のための測量・設計を行いました。今後は、県土地開発公社所有地の県有地化、散策路等の基盤整備などの取組を進める必要があります。
- ⑥宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、関係市町や宮川流域案内人の会と連携し、地域資源を生かした地域づくりに取り組んでいます。また、「宮川プロジェクト活動集」に寄せられる事業が着実に実施されるなど、地域住民等の主体的な活動が定着してきました。

平成27年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 山神 秀次 電話：059-224-2420】

- ①引き続き、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、市町との連携を強化して市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組んでいきます。
- ②三重県への移住を促進するため、東京において移住に関する相談をワンストップで受ける窓口として、常設の「ええとこやんか三重 移住相談センター」（4月22日オープン）を開設します。また、大阪や名古屋においても、移住相談会の開催や移住に関するイベントへの出展、「田舎暮らし体験ツアー」や「空き家バンク見学会」等地域で行うイベントのPRなどを行うとともに、ホームページやメールマガジンによる情報発信に継続して取り組みます。
- ③過疎・離島地域の振興に向けて、引き続き地域活性化の取組や離島航路の確保・維持を支援します。「三重県過疎地域自立促進計画」の着実な進捗を図るとともに、計画の最終年度が到来することから、計画の更新を進めます。
- 改正された「半島振興法」にもとづき、紀伊地域半島振興計画を奈良県、和歌山県と連携して策定します。
- ④木曾岬干拓地について、平成26年度に策定した土地利用計画に基づき、伊勢湾岸自動車道より北側は、都市的土地利用への移行に向けて引き続き企業調査を実施するなど準備を進め、新エネルギーランドより南側については、運動広場の区域の環境影響評価を実施します。

- ⑤大仏山地域について、県土地開発公社所有地の県有地化や散策路等の計画的な整備（平成 27 年から 3 カ年）など、土地利用構想に基づく土地利用の具体化に向けた取組を進めます。
- ⑥宮川の流量回復については、宮川流域振興調整会議において取組成果の検証を行い、調整を行っていくとともに、水質をはじめとした自然の保全に努めます。また、地域が主体的に取り組む地域づくりを促進していくため、引き続き、宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、宮川流域圏づくりを推進します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 1 項目で目標を達成することができませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めることができたことから、「ある程度進んだ」を判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度	63.3%	64.0%	64.0%	65.0%	0.97	66.0%
	63.3%	63.2%	62.0%	63.2%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、講演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合					
27 年度目標値の考え方	魅力ある文化にふれる機会を提供することなどにより、4 年間で満足度を現状値（平成 22 年度 60.7%）から約 5.0 ポイント増やすことを見込み、目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーン*を構成する施設の利用者数	1,190,377 人	1,210,000 人	1,230,000 人	1,506,000 人	1.00	1,360,000 人
			1,180,672 人	1,209,963 人	1,519,079 人		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化芸術情報アクセス数		70,000 件/月	75,000 件/月	90,000 件/月	0.92	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月	79,538 件/月	82,361 件/月		
26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数		16,700 件/月	16,800 件/月	16,900 件/月	1.00	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,723 件/月	16,889 件/月	16,995 件/月		

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,274	2,151	2,287
概算人件費		703	736	693	
（配置人員）		（78人）	（80人）	（78人）	

平成 26 年度の取組概要

- ①三重県文化審議会できりまとめられた答申をふまえ、「新しいみえの文化振興方針」を策定
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が、世界遺産登録 10 周年を迎えた「熊野古道」をテーマに展覧会やセミナー等を実施
- ③芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ④地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（18 件）
- ⑤県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を 13 人に授与
- ⑥三重県総合文化センターは、開館 20 周年を記念したコンサートや講演会を実施
- ⑦文化情報を利用し町歩きを支援するアプリ「三重ちずぶらり」に絵図および地図を追加収録
- ⑧歴史街道やまちかど博物館等の歴史的・文化的資産を生かして地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ⑨三重県史全 29 巻 35 冊のうち、通史編（近現代 I）の刊行および資料編（古代・中世および中世 3）、通史編（原始・古代および近世 I）の編さんを実施
- ⑩「史跡齋宮跡東部整備基本計画書」に基づき、3 棟の復元建物の建築工事を実施
- ⑪国・県指定文化財について永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、国文化財の指定等についての働きかけを実施
- ⑫三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩地域の海女習俗による伝統的素潜り漁技術」の、文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録を作成し、保護・継承の取組を推進するとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「新しいみえの文化振興方針」の策定により、広域自治体としての県の役割や施策の方向性を明らかにすることができました。今後はこの方針に基づき文化振興施策を推進していく必要があります。
- ②熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会やセミナー等の実施により、三重の素晴らしい歴史や文化を県内外に発信することができました。今後も引き続き、文化交流ゾーンを構成する施設等が連携を強化し、その魅力を発信していく必要があります。
- ③三重県総合文化センターは、開館 20 周年を迎え、コンサート、講演会などさまざまな記念事業に取り組み、多くの方から好評を得ました。引き続き、適切な施設の管理運営を行いながら、県民の皆さんの多様なニーズに対応した公演事業等を提供し、その満足度の向上に努める必要があります。
- ④みえ文化芸術祭では、音楽コンクール記念コンサート、県展および県民文化祭を気候の良い春期に総合的に開催し、約 12,000 人の来場者がありました。今後もより多くの県民の皆さんに親しまれる文化芸術の祭典を実施する必要があります。
- ⑤まちかど博物館や歴史街道については、まちかど博物館の出張展示や街道ウォークなど、地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり活動が行われ、地域の自主的な取組として定着しつつあるなどの成果が収められました。今後はこれまでの成果をふまえて、地域住民の皆さんの自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ⑥国史跡齋宮跡東部整備については、3 棟の復元建物を進めるとともに、建築現場を公開し、情報発信を行いました。引き続き、建築工事の進捗を適切に監理し、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組む必要があります。
- ⑦県にとって歴史的・文化的に重要な文化財を県指定等とするため、文化財保護審議会等を開催しました。また、既に指定等を受けている文化財や埋蔵文化財の適切な保護・継承が行われるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後は、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」についての記録映像（「海女の一日」）を作成しました。今後も引き続き、海女の文化財としての価値を正確に伝えるとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施するなどの取組が必要です。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 森 靖洋 電話：059-224-2620】

- ①「新しいみえの文化振興方針」で示す 5 つの施策の方向性のうち、「人材の育成」と「文化の拠点機能の強化」に重点的に取り組んでいきます。
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が魅力の向上と連携の強化を図るため、施設の運営のあり方を検討します。また、世界に誇るみえの歴史・文化を体感できる機会の提供や県内外への情報発信に取り組み、交流人口の増加、地域の活性化に寄与します。
- ③三重県総合文化センターについては、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施、アウトリーチ*活動等による文化・芸術の普及および人材の育成などを進めます。
- ④みえ文化芸術祭は、周知時期の前倒しなど広報活動の強化により、県民の皆さんの参画・参加拡大に努めます。
- ⑤まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用したまちづくり活動は、地域住民の皆さんの自主的な活動が推進されるよう支援していきます。
- ⑥国史跡齋宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、平成 27 年夏に完成する 3 棟の復元建物を含めた史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組めます。

- ⑦地域を中心としたさまざまな主体が参画して国・県指定文化財の永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、さらに国文化財の指定等になるように働きかけを行います。
- ⑧平成 27 年度は、三重県指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩地域の海女習俗による伝統的素潜り漁技術」の、文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録（「海女の一生」）を作成し、保護・継承の取組を推進するとともに、国文化財の指定についての働きかけを実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 262

生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成 27 年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまでで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 1 項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、県民の皆さんが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度	70.2%	72.0%	74.0%	75.5%	0.90	77.0%
		71.8%	73.3%	68.0%		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について「満足している」と回答した人の割合
27 年度目標値の考え方	魅力ある学習機会を提供することなどにより、満足度を現状値（平成 22 年度 72.0%）から約 5.0 ポイント増やすことを見込み、目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数	636,972 人	655,000 人	667,000 人	952,000 人	1.00	855,000 人
			700,446 人	651,212 人	954,288 人		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数		330人	350人	450人	0.97	550人
		286人	324人	310人	437人		
26202 地域と連携した社会教育の推進（教育委員会）	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数		110人	140人	170人	1.00	210人
		72人	132人	141人	173人		

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,321	6,158	2,218	961	1,230
概算人件費		676	671	631	
（配置人員）		（75人）	（73人）	（71人）	

平成26年度の取組概要

- ①三重県総合博物館は、「でかいぞミエゾウ！」や「親鸞 高田本山専修寺の至宝」などの開館記念企画展を開催するとともに、各種団体・企業との連携による交流展示、基本展示を補完するトピック展示、三重の自然と歴史・文化に関する学習交流プログラム、地域との連携によるアウトリーチ*活動などを実施
- ②県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（M I L A I）を活用した図書の検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ③県立美術館は、「ア・ターブル！ーごはんだよ！食をめぐる美の饗宴ー」や熊野古道世界遺産登録10周年記念「カミノノクマノー聖なる場所へー現代作家たちの軌跡」などの展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動を実施
- ④斎宮歴史博物館は、開館25周年を記念した事業や特別展「伊勢と熊野の歌」、企画展「王朝人の遊び」等を実施し、活動成果を広く紹介するとともに、県内外での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ⑤生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や県内博物館と連携した「見る知る巡る！みえミュージアムセミナー」を6館から8館に拡大して開催するなど多様な学習機会を提供
- ⑥県立美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターは、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供
- ⑦社会教育の振興を図るため、「高等教育機関における学びを地域で活かす仕組みづくりと社会教育の推進」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を3回開催
- ⑧各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等の社会教育関係者の資質の向上および連携強化を図るため、研修及び県内各地における情報交換を実施
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度の活用により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、効率的な管理運営の実施。また、青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年を育成
- ⑩読書活動推進講演会、読書を考える集い等への多くの県民の参加を促し、子ども読書活動の意義の普及を図るとともに、第三次三重県子ども読書活動推進計画を策定し、家庭・地域・学校が相互に連携・協力して社会全体で子どもの読書活動を推進

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県総合博物館は、開館記念行事、多彩な企画展や関連行事のほか、講座やフィールドワークなどの実施により、多くの来館者がありました。引き続き、調査研究活動や収集保存活動の成果を生かし、多彩な展示や学習交流プログラムなどの実施に取り組むとともに、これまで博物館に関心のなかった方々へのアプローチに取り組む必要があります。
- ②県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づき取組を進め、市町図書館等と連携した事業を実施するなど、より充実したサービスを多くの県民・関心層に向けて提供しました。今後も多様化する県民のニーズに合った図書館サービスを全県域に展開していく必要があります。
- ③県立美術館は、食や熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会等を開催するとともに、企画展に関連した講演会の実施などにより、県民が多彩な美術作品にふれる機会を提供しましたが、来館者が減少傾向にあることから、集客力の向上に取り組む必要があります。また、施設の老朽化、建築基準法施行令の改正に伴い、企画展示室等の吊り天井等の改修を行う必要があります。
- ④斎宮歴史博物館では、伊勢と熊野をテーマにした展覧会や歴史講座等を開催し、研究の成果の発信や普及活動を推進するとともに、開館 25 周年記念事業を実施し、広く県内外へ情報発信を行いました。今後、さらに県内外から多くの皆さんに訪れていただくため、斎宮跡の魅力発信の強化に努める必要があります。
- ⑤生涯学習センターは、開館 20 周年記念事業として、全国的に注目度の高い講師を招き記念講演会やセミナーを開催するなど、質の高い学習機会の提供に取り組みました。今後も引き続きさまざまな学習機会の提供とより多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ⑥多くの子どもたちに本物の文化体験を提供するため、文化体験パートナーシップ活動推進事業に取り組み、これまでプログラムを活用したことがない学校へのアプローチを積極的に行った結果、30 校が新たに事業を実施することとなりました。今後も多くの子どもたちがプログラムを体験できるよう、活動を支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ⑦三重県社会教育委員の会議において、高等教育機関が持つ知的資源を県内全域で活かせるよう「高等教育機関の専門的な知識や技能を活かす教育プログラム『平成 27 年度児童・生徒編』、『平成 27 年度公民館事業編』」を作成しました。今後、高等教育機関が持つ知的資源を学校教育や社会教育の場で利用するために、本教育プログラムの活用を推進していく必要があります。
- ⑧市町行政職員をはじめとする多様な社会教育関係者に「子どもたちの成長」という視点から研修および県内各地における情報交換を実施しました。今後も地域の教育力の向上と地域全体で子どもたちを守り育てる状況の創出を図るため、学校・家庭・地域の連携を進め、社会教育活動をより一層充実していく必要があります。
- ⑨県立青少年教育施設は、集団宿泊研修施設として、多様な自然体験や生活体験の機会の提供を行うとともに、伝統工芸の出前講座など施設外でも事業を実施しました。今後、閑散期を中心とした利用者拡大や広報活動の充実による新規開拓など、利用者数の増加を図るとともに、老朽化した施設・設備の安全な管理運営に取り組む必要があります。
- ⑩「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。また、読書活動推進講演会、市町サポートセミナー、子どもの読書を考える集いを開催し、子ども読書活動の意義の普及を図りました。引き続き啓発事業を実施するとともに、県全体の子ども読書活動の充実を図る必要があります。

- ①三重県総合博物館は、多彩な企画展や関連行事のほか、開館1周年を記念した事業や魅力的な講座、ワークショップ、観察会などの事業を実施し、新たな関心層への利用拡大を図ることにより、県内外の多くの皆さんが訪れ、三重の自然と歴史・文化にふれ、学び、交流する場を提供します。
- ②県立図書館は、広域ネットワークの活用により、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ③県立美術館は、国内外の多彩な美術作品による展覧会、子どもを対象にした教育普及活動やアウトリーチ事業などに取り組むとともに、展覧会の魅力をタイムリーに発信することにより、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品にふれることができる機会を提供します。また、平成27年9月末から一部施設を休館し、施設の改修および耐震化に取り組めます。
- ④斎宮歴史博物館は、3棟の復元建物などの国史跡斎宮跡東部整備の完成に合わせ、オープニングイベントをはじめとした地域と連携した多彩な事業の実施に取り組めます。また、歴史体験プログラムの提供や県内外への積極的な情報発信に取り組むことにより、斎宮跡の魅力を高め、県内外からの集客につなげます。
- ⑤生涯学習センターは、引き続き、三重県生涯学習提供システムの運営を行うとともに、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ事業など、多様で魅力ある学習機会を提供します。
- ⑥多くの子どもたちに本物の文化体験の機会を提供するため、活動を支える人材の育成に取り組むとともに、この体験を通じて、子どもたちの豊かな感性と創造性を育み、本県の文化の継承と発展につなげていきます。
- ⑦高等教育機関が持つ知的資源を利用した教育プログラムの活用を推進していくため、「高等教育機関における学びを地域で活かした社会教育の推進」をテーマとした三重県社会教育委員の会議を開催し、作成した教育プログラムの活用策等について審議し、プログラムの有効活用を図ります。
- ⑧社会教育関係者の交流の場を通じて、地域全体で子どもたちを守り育てる社会教育の推進をテーマに学校教育関係者を含め、知事部局・市町・社会教育関係団体・NPO等を対象とし、情報交換や人材育成のための取組を行います。
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、安全かつ効率的な管理運営を行っていきます。施設の老朽箇所の大規模な改修については、長期的な整備計画を作成するとともに、指定管理者と協議しながら、緊急度に応じて必要な措置を講じていきます。
- ⑩「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の趣旨等を市町教育委員会等の関係機関に広く周知するため、7月末までに市町教育委員会等を訪問し、市町の「子ども読書活動推進計画」策定や、見直しに向けた支援等を行うとともに、学校等や市町立図書館における取組の推進を働きかけます。さらに、計画に基づいた取組を実施し、子どもの読書活動を推進するための講演会や読書ボランティア等を対象としたスキルアップのためのセミナーの開催など、県内における子ども読書活動の推進を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。